

一、禁裏御領所地子以下、並公家衆所々之知行等、若無道之族於有之者、爲各堅加異見、當分之儀者不及申、子々孫々無異儀樣可申置御事。

一、關白殿被仰出候趣、不依何篇不可違背申御事。

右之條々若雖爲一事令違犯者、梵天帝釋四大天王、惣而日本六十餘州大小神祇、殊王城鎮守、別而春日大明神・八幡大菩薩・天滿大自在天神・氏之神、部類眷屬、神罰冥罰可罷蒙者也。仍起請文如件。

天正十六年四月十五日

越中侍從 豐臣利勝 血判

(其他略)

菊亭右大臣殿

勸修寺大納言殿

中山大納言殿

四月十六日。前田利家・利長、聚樂第に於いて和歌を後陽成天皇に上つる。

〔又新齋日録〕

十六日和歌の御會。

夏日侍行幸聚樂第同詠寄松祝和歌

左近衛權少將 豐臣利家

利長はこの  
年尙利勝と  
あるべきな  
り

植置る砌の松に君が經ん千代の行衛ぞ兼て去らるゝ。

越中侍從 豐臣利長

算見む千歳を契るやごにしも松に小松の陰をならべて。

六月朔日。前田利家能登羽咋郡氣多神社社僧等の所務を沒收して、之を神領に寄進す。

〔能登古文書〕

今度一宮之成敗人之坊主等之所務分、大明神に相付候間、誰々領中成共、無殘所可相納候。並跡屋敷以下可爲同前、且堂宮可有修造者也。仍如件。

天正十六年六月朔日

判

大宮司 監物 殿

七月廿九日。毛利輝元、前田利家及び利長を京師の邸に訪ひ、太刀馬代を贈る。

〔輝元公上洛日記〕

七月廿九日庚辰天晴。

加賀藩史料 第一編 天正十六年



己刻に大名衆へ御禮廻り、隆景様・廣家様御供也。黒田官兵衛殿・道三・宗及御案内者。尾州内府様へ御出候。御太刀一腰・金覆輪御馬一疋・御鷹一居・並虎皮三十枚被進候。(中略)。侍從前田子也羽柴筑前守殿へ御出候。御太刀一腰・同御馬代千疋。

十月朔日。前田利長越中射水郡勝興寺に土地を寄進す。

〔寺社來歴〕 古國府勝興寺由來書

天正十六戊子曆十月朔日、前田孫四郎利勝於境地之邊百俵糧料寄進。

於御寺内近所、以繩打百俵之地進置了、全可有御寺納狀、如件。

天正十六 十月朔日

孫四郎 利 勝 判

勝 興 寺

勝興寺に被下置候寺領知之御印物寫指上可申旨被仰渡、得其意候。御治國以前、神保安藝守氏張より、府中一圓寄附有之候處、其後天正十三年從太閤秀吉公御朱印之制札を給り、同年從瑞龍院様、寺内陣取御免許等簡條之御制札を被成下、同十六年御繩打を以改而百俵之所被下置候。餘は被召上候而、古府村と申一村新に出來仕候。下略。

戊 正 月

勝興寺留守居 金刺多膳 印

寺社御奉行所

十月朔。豊臣秀吉茶會を北野松原に開き、前田利家亦之に與る。

〔三壺記〕

北野の茶の湯の事

天正十三年十月朔日北野の松原にて茶の湯興行可被成とて、京田舎の數寄者共へ被仰付ければ、是は目出度難有御事かな、名物の御道具を拜見し奉ると申、御茶の湯に逢奉る事、未來永劫の覺也とて、手々にたしなみ置たる道具を持參仕、おもひ／＼に小屋をかけ圍をつけ、宮社のすみをかたごり圍ひ廻し、物すき／＼に道具をかざる。是ぞ今の數寄の初なり。君をれ／＼へ被爲成、茶を上り興をもよほし給ひけり。德善院・千宗易利休に諸事指圖を被仰付、名物の品々御道具、諸人目を驚かし渴仰の粧ひ、千宗易利休居士、泉州堺の宗及、那屋の宗久、其外の人々に近衛信輔公・秀長・有樂・日野輝資・家康・信雄・河野信兼・秀次・利家・秀勝・頼隆・秀家・忠興、是等の人々へ御茶被下、御兒小姓十人計御供にて、數寄屋／＼へ被爲入茶を上り、御道具夫々に被下、目出度かりける次第也。

十月廿四日。前田利家能登羽咋郡氣多神社に制札を與ふ。

〔能登古文書〕

氣多大神宮

十三年は十六年なるべし



- 一、神林小松已下不可伐採之事。
  - 一、社領之地内に武家百姓不可抱置候。
  - 一、社内之ものいみ如前々可仕候事。
- 右條々違背之族有之者、速可加成敗者也。仍如件。

天正十六年十月廿四日

判

十一月六日。前田利家命を受けて京師大佛殿の釘を製するが爲、農民の有する刀劍等を徴す。

〔菅君雜錄〕

この諸村羽  
昨、郡に屬  
す、もろ村  
入町は明か  
ならず、諸  
岡村にして  
今、二所宮  
にはあらざ  
るか  
お山は尾山

- 一、矢田村
  - 一、院内村
  - 一、しなの田村
  - 一、もろ村入町
- 右大佛殿之釘かなもの之御用として、諸國在々百姓共之刀・脇指を改可上之旨被仰出候間、在々家並に刀わきざし鑓鐵炮有次第可出候。若かくし置においては、後日開出候共可成敗候。給人として急令糺明可上之候。其上村々の長百姓、お山へ召出せしさせ可上候也。

十一月六日

利家印

青木善四郎殿  
長田猪之助殿

〔三輪氏藏文書〕

大佛殿之釘かな物の爲御用、國々在々百姓共の刀脇指を改て可上旨被仰出候間、代官所々在々家並に、刀・脇指・鑓・鐵炮有次第可出候。若かくしおくにおいては、後日に開出候共、可成敗候。急令糺明可上候。其上村々のおこな百姓共にせいしをさせ可上候也。

十一月六日

利家印

三輪藤兵衛殿  
大井久兵衛殿

十一月晦日。前田利家越中新川郡立山寺及び中宮寺に土地を寄進す。

〔天正錄〕

當村之内を以姥堂へ爲新寄進百俵進之候。全可有寺務、諸堂伽藍成次第、被加修理、勤行等不可有油斷候。仍而寄進狀如件。

天正十六年十一月晦日

筑前守 利家印

立山仲宮寺衆徒社人中

〔寸錦雜編〕

岩倉村之内を以、立山權現を爲新寄進百俵進之候。全有寺納、諸堂被爲造營、祭禮勤行不可

加賀藩史料 第一編 天正十六年



有油斷候。仍寄進狀如件。

天正十六 十一月晦日

筑前守 利 家 印

立山寺 主徒 神主

主徒は衆徒

十二月五日。前田利家能登羽咋郡に書を與へて、各村自から産駒の税を出すことを諭す。

〔國初遺文〕

國中駒錢之事、最前其村々として令糺明可出之候。上使にて出し候へば村の可爲造作候條、れんみんとして如此候。少も無沙汰おいては、地下のきもいりとして百姓共曲事たるべき者也。

天正十六 十二月五日

利 家 印

羽 喰 郡 中

是歲。米一俵三斗入なりしを改めて五斗入となさしむ。

〔改作方雜留〕

天正十五年迄三斗俵、同十六年より五斗俵に成。

是歲。蒲生氏郷等前田利家に目賀田又右衛門の罪を赦し再び祿仕せしめんことを請ふ。利家許さず。

〔三壺記〕

目賀田又右衛門事

此砌目出度に付前田利家公へ蒲生飛騨守・淺野彈正、其外御念比之衆御振舞被成刻、徳山五兵衛・齋藤刑部を以、目賀田又右衛門先年鳥越より退去仕、流牢いたし罷在候、御宥免被成、被召返候は、忝可奉存旨被仰上處に、利家公仰出候は、異成不作法たわげを仕候事者、免許仕べきものなり。又右衛門も近江源氏の末流にて有之間、名字に恥ても出かし可申と思ひ、鳥越之城を預け候處に、筋目入らず憶病もの、侍一道之處を缺、成敗可仕物なれども、命の儀は各へ進じ申由被仰候へ者、御尤之由にて其通に成にけり。

〔菅利家聊語話〕

一、目賀田又右衛門、聚樂にて蒲生飛騨殿・淺野彈正殿を頼申候。其御使徳山五兵衛・齋藤刑部に被仰渡。最前越中御取合之刻面目失申候而、あたまを剃、御咄衆の内にも被召仕候様にとの事に候。大納言様其時色々御だんぎ御座候而、總而成敗をせうと思ふ者も、又免事も有もの也。然其第一城取出などを預け、又は留守をさせ申もの、明退く事は、侍の上の第一の

此砌目出度に付とは聚樂行幸の事を指す、故に今年に係く



見せしめ也。此又右衛門成敗をせて叶はぬものなれ共、御兩人に對し命は免申候。召置候事  
思ひも不寄と御意候事。

天正十七年

正月十一日。前田利家書を片山延高等に與へて七尾城の塹濠掘鑿を命  
ず。

〔拾遺温故雜帖〕

尙々ほり普請の事、國中惣夫にわり付、きもいりくへ可相渡候し。

態申遣候。仍所口惣がまへ堀普請の事、最前なわばり之儀其方兩人可存候間、當年能透にて  
候間、開作前に國中惣夫を以、五日やとい候て、ほらせ可申候。乍大儀、片山所口へ越候  
て、なわばり仕候て可相渡候。普請仕様の事、見計候て可申付候。爲其申遣候也。

正月十一日

利家印

片山内膳殿  
村井豊後殿

正月十五日。前田利家能登羽咋郡氣多神社大宮司の御祓等を贈りたるを

所口城とい  
へるは七尾  
城に同じ

謝す。

〔氣多神社藏文書〕

年頭之爲禮儀、牛王御祓並炮十到來、遠路祝着に候。然者京都御普請に付て逗留候。彌祈念  
由斷有間布候。尙期面之時候、謹言。

正月十五日

利家印

大宮司 櫻井監物丞殿

三月十五日。前田利家書を三輪藤兵衛に與へて、再び七尾城塹濠掘鑿の  
事に關して意を傳ふ。

〔三輪氏藏文書〕

爲見廻飛脚、殊くしこ……………

一、申付候三千石の米……………

一、所口普請の事申越候。はや作毛に向候間、成まじきと存候。乍去作毛にもかまいなく候  
はゞ、臺所入並町夫にて、少成共ほらせ可然候。尙用所候者重而可申越候、謹言。

三月十五日

利家印

三輪藤兵衛殿

所口普請は  
七尾城なり



六月六日。前田利家墻垣の用に供する爲、杪木を能登鳳至郡穴水等に徴す。

〔能登古文書〕

五拾間計之墻之用に候之條、杪之如何にもながく直なるをさらせ、早々持せ可上候。急用に候之間、由斷有間敷者也。

六月六日

〔印〕

穴水南北百姓中

穴水南北は  
南北郷及び  
へし

六月廿六日。能登鳳至郡山田本郷院内村に繩打目録を與ふ。

〔能登古文書〕

諸橋組山田之内院内村御繩打目録之事

合拾九町八段七畝貳拾壹步七分

右江道堀河曳捨之處打渡如件。

天正拾七年六月廿六日

但山之年貢者右之外也

澤崎末松判

矢島彌次郎判

神野藤三郎判  
宇野喜兵衛判  
横開喜左衛門判

御百姓中

七月五日。前田利家能登鳳至郡大澤村定請の額を定む。

〔能登古文書〕

但天正十六年之算用より如此定候也。

大澤定請之事、本高並山畑共に六百俵に申定候。無相違可究濟候也。

天正十七 七月五日

〔印〕

大澤村百姓中

七月廿一日。前田利家書を伊達政宗に與へて、その會津を取るは豊臣秀吉の旨に忤ふを報ず。

〔貞山公治家記録〕

御飛札之趣具披閱本懐之至候。仍今度於會津表被及一戰、即刻被屬一篇之由尤珍重候。右通

加賀藩史料 第一編 天正十七年



彼仁は廬名  
義廣

即刻達上聞候之處、彼仁之事最前關白様御禮申上、御存知之儀候。遠國付而、以私宿意不  
止鬱憤之事、御不審被思召之旨被仰出候之條、此度之始末様々御取成申上候。猶以達而御理  
被仰上可然存候間、急乎被指上御使者候者、彌施藥院・富田左近將監令相談、可得御誼候。  
不可有御油斷候。於様子者良岳・坂東屋宗有申渡候之條、不能詳候。恐々謹言。

七月廿一日

羽柴利家判

伊達左京大夫殿 御返報

八月廿九日。前田利家越中礪波郡北野村の民に、蓑谷村の山に入るを許す。

〔越中礪波郡北野村藏文書〕

蓑谷村其在所山之出入、最前聞届雖申付、彼山へ不出入之故、在所之迷惑、百姓等走失之旨  
沙汰之限に候。然者向後彼蓑谷山へ可立入事、聊以異儀有間敷候。即此旨蓑谷村へ申遣候也。

八月廿九日

利家判

北野村惣在所中

九月九日。前田利家諸侯伯と共に豊臣秀吉に聚樂第に伺侯す。是日利家

の臣村井長頼、上杉景勝の臣直江兼續と争ふ。

〔陳善錄〕

村井豊後は  
長頼

一、聚樂未御殿三ツ出来申時、九月重陽之御禮之刻、幕を張廻し其内にて御禮之時、大納言  
様と景勝一度に、大納言様御太刀は村井豊後持出申、景勝太刀をば直江山城持出候時、其時  
之奏者あいつのかみ・寺西筑後候へるが、ごなたを先にと分別仕兼被居候時、直江が上杉之  
家の位を申立る時、利家様御心に、無是非候、景勝を打果候半と思召時、村井豊後、直江山  
城にいはせて、引付、上杉之位御申分尤候、然其今日の上様昔は御小身なれども、其御身  
の御手柄に而天下を御しづめ被爲成候。筑前守も先祖は菅丞相なれ共、此比一身にて、い  
ものなれども、其身の手柄を持、三ヶ國の主に成、只今之位は少將なり。それ程位高き人な  
らば、今日之御禮無用に存と申せば、景勝も直江も詞なく、其上兩人奏者衆尤に存由。則筑  
前殿御太刀と請取、御禮先に被仰上候。其時も利家様御歸被成候而、豊後大ひげを御取候而、  
筑前を筑前と云はするは、此ひげ殿が文武二道成故と、大盃にて御さし被成、三盃被下候由  
に候。度々利家様御機嫌克時は、右之御咄被成候。其時分村井左馬助後出 小々姓に而御奉公  
申故、其時も御供に參、よく承候由被申候事。後迄あい殿・筑後殿御出候ては、其事を大納  
言様と御申出し、色々御物語候事。

村井左馬助  
は長次



〔三壺記〕

利家公景勝禮の次第の事

天正十七年九月九日聚樂の御所に於て諸侯御禮申上る。利家公の太刀折紙は村井豊後持參し、景勝の太刀折紙は直江山城持參す。其日の奏者寺西筑後守也。直江進み出、景勝は上杉管領の家也とて、先に太刀を指出す。村井是を聞、上杉管領は昔の上杉殿伊豆の氏康に追散され、管領も越後へ追ひこまれて捨れたる管領を景勝公持給へり。當代秀吉公は凡夫にてましませ共、弓矢にて天下を治め給ふ。利家もわづかの身代より、弓馬の鍵先にて國を治む。高家の景勝殿の御禮、御當家にては叶ふまじとて、村井太刀を奏者に渡す。尤也とて寺西筑後、先に利家公を披露す。斯て利家公御歸り有けるに、村井は式臺に伺公しけるを、赤ひげをつまゝせ給ひ、此罷故に禮を先に遂げたりと、御機嫌宜くおはしけり。

九月十八日。前田利家能登鳳至郡櫛比八ヶ並に輪島のつゝら藤に對して納税せしむ。

〔能登古文書〕

櫛比八ヶ並輪島之つゝら藤、方々ね買取由候。此方へ不及案内候間、相改納所錢可運上者也。

天正十七 九月十八日

利家印

道下之三郎左衛門所

九月廿二日。前田利秀越中礪波郡北野村の民の蓑谷山に入ること禁す。

〔越中礪波郡北野村藏文書〕

蓑谷村・北野村与山々出入依有之、双方申分不相果故、互にしんさいに及候處、北野村百姓越度に相かたむき候。向後者其村之山へ、北野より入候事有間敷候。以來爲證據如此に候處也、如件。

天正十七年九月廿二日

又 次 郎 印

蓑谷村百姓中

十月十四日。前田利家能登羽咋郡氣多神社の社領に關して書を與ふ。

〔氣多神社藏文書〕

已 上

一宮大明神へ寄進分四百俵事、先年岡島帶刀左衛門・木村三藏如割付候。不可有異儀候。但今度繩打之出分の事は、如元割給人方へ可被相立候。人夫わけの事も可爲如先規候、謹言。

天文十七 十月四日

利 家 印

一宮大宮司 監物承殿

加賀藩史料 第一編 天正十七年



十月十八日。前田利家、七尾の築城に關して書を三輪藤兵衛に與ふ。

〔三輪家傳書〕

其元様子一書にて……………

一、所口普請之事、念を入申付由候。近頃尤に候。尙々所々見計可申付事専用候。門、矢倉なごも丈夫に申付候由、是又尤に候。町之者共なごも打續ほねをおり候由、能々心得可申聞事。

一、普請奉行之事申候付、則馬廻一人小姓一人申付遣候。申談堅可申付事。以下四ヶ條依無事略之

十月十八日

利家印

三輪藤兵衛殿

天正十八年

正月廿一日。前田利家參議に任ぜられ、正四位下に叙す。

〔菊亭晴季書翰〕

加賀中納言利家卿、參議正四位下、天正十八正廿一。

〔袂草〕

一、菅原朝臣利家卿、贈從一位大納言、天正十八年正月廿一日任參議從四位下。

所口普請は七尾城なり

從四位下は正四位下なり

二月十日。前田安勝、越中新川郡立山寺及び中宮寺に屬する衆徒神主の

諸役を免除す。

〔越中古文書〕

以上

態令啓候。仍立山寺之義御寄進地に候間、衆徒神主一切諸役等之義有間敷候。右は筑前守殿へも御理申候間、爲其一筆遣候。依如件。

天正十八年二月十日

五郎兵衛判

立山寺衆徒中

〔越中古文書〕

態令啓候。仍姥堂之儀御寄進之地に候之間、衆徒神主一切諸役等之儀有間敷候。右之分筑前守殿へも御理申候間、爲其一筆進之候。仍如件。

天正十八年二月十日

五郎兵衛安勝判

姥堂衆徒中

二月十六日。前田利家・利長父子兵を帥ゐて、豊臣秀吉の關東征伐に従ふ



爲に金澤を發す。

〔關屋政春古兵談〕

一、利家公・利長公天正十八年二月十六日賀州金澤御發足、中仙道御下向。三月十日上州松井田の城請取、一兩日の内に松山の城和談、松井田の城主と同敷案内者と成。上田は小田原に籠城、臣下四人降參也。難波田因幡・木呂木丹波・金子紀伊・山田伊賀等也。同十九日に鉢方に押寄玉ふ、則是も降參、猪股能登。同三月廿三日八王寺落城。本城横地監物、中の丸中山勘解由並狩野一庵、山下曲輪近藤出羽介。

〔利家記〕

一、關東陣の刻、利家様北國七ヶ國總大將被爲成候て、木曾路を御通被成候御物語有。三ヶ國之御城代は、金澤御城は前田五郎兵衛殿・村井豊後。越中の富山は前田五郎兵衛殿預り分、名代おかせられ候。魚津之城は豊後守もの總而居城候。守山之城利長様御城代前田對馬守殿。能州是又五郎兵衛殿、豊後守兩人名代遣預り分。其時村井左馬助を又六と申候て、のぼり十本馬乘三十騎にて、豊後名代に御供先手を仕候事。

〔利家記〕

一、關東御陣御立候時、金澤にて利家様御具足めし候時、ちやうつがいの御ほうあてはなれ

三月十日以下の日附は凡て誤なり

落申候由、其時高木と申細工人御前に居申、左様の物の請取に候故、御腰物に御手を懸させられ、御成敗可被成と思召候へ共、御かんにん被成候由御意に候。左候へば關東御陣中、太閤様御前を人にさへられ悪しく候。其時は必ず高木を斬たるが能候物をと、後迄度々御意に而御笑被成候事。

三月十三日。前田利家、信濃檜井原孫右衛門の我が領内に於て商を營む時租税を免除せんとの書を與ふ。

〔能登古文書〕

今度當町陣取付而宿候儀、造作ども令祝着候。然ば能賀越中三ヶ國にて何様雖有商買、不可有諸役者也。

天正十八年三月十三日

利家印

信州檜井 原孫右衛門殿

三月十六日。前田利家關東征伐北陸道軍の總督を命ぜらる。

〔國祖遺言〕

關東御陣之節上様被仰出候事

加賀藩史料 第一編 天正十八年



一、羽柴筑前守利家北陸道之大將。

右に申付人数。

一、越後之喜平次景勝。一、丹羽五郎左衛門。一、木村常陸守。一、真田伊豆守。

右加賀筑前守利家下知次第、人数仕立合戦可仕者也。

三月十六日

朱印

三月廿五日。前田利家使を遣はし、今井左太夫及び三輪藤兵衛に令して軍糧を信濃川中島に致さしむ。

〔三輪家傳書〕

返々早々申付可越候、不可有由断候、以上。

態申遣候。仍而古米五千俵町人に申付、儘なる上乘を相そへ候て、河中島まで相届、此方へ一左右可申越候。船之義は藤兵衛令馳走、一刻も急可越候。ふち方に可遣ために候。不可有由断候。猶々町人五人計申付、河中島まで駄ちんにて可相届候。升目なご念を入可越候。ふち方に遣事候。早々待申候、謹言。

天正十八 三月廿五日

今井左太夫殿

利家印

三輪藤兵衛殿

三月。信濃路に於いて前田利家の卒、上杉景勝の従者と鬪諍す。

〔國祖遺言〕

一、關東陣之刻、信濃地にて景勝人数は先手、殿様は北國之大將にて候故跡に御打候處、越後人数おひわけにて越後人数少おそなり候を、おひつき候て殿様御先手不破彦三・村井左馬介人数行かゝり先をあらそひ、景勝人数直江山城ものと村井左馬介ものと喧嘩出来、きりあひ申候。左馬介のぼりさしを、直江ものあらそひ打たふし申候を、彌五郎と申久々豊後召仕申候下人、跡先おそきはやきとありき申ものに候を、直江のぼりさしをぼうにて二人打たふし候へば、彼のぼり大將、彌五郎をかたを一刀きり申候所を、長柄の鍵を彌五郎おつとりて、直江のぼり大將を前よりうしろへつきふせ申候。殊外大成事に成申さうに候處、殿様御威光つよき故、其まゝ互に年寄衆出合相濟申候。此方はのぼりさし一人打たふされ、彌五郎少手おひ申候。越後衆は具足着一人つきころされ、のぼりさし二人打たふされ手おひ、すみ申候。殿様御威光と申候。後迄も年寄衆咄被申候事。

四月二十日。是より先前田利家上杉景勝と共に上野松井田城を攻む。是



日守將大道寺直宗、其子政繁等出で、降を乞ふ。

〔缺草〕

一、羽柴筑前守利家・同肥前守利長三萬騎を率し、二月十六日加州を立、越後路は残雪深きにより濃州へ出、木曾路より關東へ被向。相隨ふ人々越後上杉景勝、信州の住毛利河内・眞田源五都合三萬五千、利家を大將として上州松枝の城を圍、明日より可攻干との義成處、城主大道寺駿河息新四郎内々一戰と待懸しに、案の外多勢なれば、なまじひの事仕、付入に逢如何と思、降人を望む。利家思慮、此城を攻干しなば多く日をへ、其上能き士討死せば如何と、幸ひに城を請取、先勢に加へ、八州の城に案内せんと即ち同じ、人質を取、三月十日城を請取、先途に加へければ一入はか行、利家忠義も深し。

〔國初遺文〕

一、關東御陣之刻、利家様・利長様・景勝・眞田安房守、此四頭信州臼井口より御押寄被成候。上野松枝の城御取卷被成、本丸の堀一重まで仕寄にて責詰申候。城主大道寺駿河守父子降參、扱に成申刻、利家様より齋藤刑部、利長様より山城守御使仕、相濟候而城御請取被成、駿河守父子共に武州川越まで被召連、小田原へ御注進被成候處に、可致生害旨申來、則切腹被仰付候處に、又御助可被成旨申來候得共、無詮義に候。

三月十日は  
四月廿日な  
り

大道駿河守  
謙は直宗

〔村井重頼覺書〕

一、關東陣大納言様北國之大將被成御出陣、松枝は大道寺甲を抜御味方へ罷越。色々此儀は大納言様御物語、又年寄衆物語も承候事多御座候。

〔菅利家卿御語話〕

一、松枝之城大道寺持候を、大納言様御取懸候得ば、甲をぬぎ申候故、御免候て御先手其時より仕候由候事。

〔國初遺文〕 横山山城守覺書

一、關東御陣之時、大道寺駿河守楯籠申候松枝之城被成御攻候砌、諸手之御鐵炮頭共仕寄を仕、本丸堀下迄取詰申候處、利長様如何被爲思召候哉、我等に御先手相加り、大納言様御鐵炮頭共之仕寄場より先へ、竹たば付可申由被仰聞候に付而、大納言様御鐵炮頭長田權右衛門付申候竹把より二間程へいぎはへ押寄、竹把を付罷歸候。其時之仕寄場于今有御座と存候事。

〔眞山公治家記録〕

一、笛吹の峠麓に松枝と申候地に、大道寺殿籠り被申候が、昨日廿日懸望被申罷出被申候を召連、利家小田原へ御越候に、某も御供申候間、淺野彈正殿兩人頼入、涯分申候て見可申候上、右に路次に行逢申候て同心候が、仕合能御座候由存申候。よくも悪くも理を濟し申候て



歸申べく候。小田原は見不申候て申上候事如何に候得共、はや／＼承候分は、鬼神成ともたて合せ可申候様無御座候と申候。(前後略)

四月廿二日

守柏齋 意 成判

人々御申上

四月廿二日。前田利家伊達政宗の臣小關大學等を拉し、小田原に詣りて豊臣秀吉に謁し、政宗の異心なきを白す。

〔貞山公治家記録〕

一、守柏齋・小關大學方、去月廿一日此地へ被參候。翌日廿二日筑州被致同道候て小田原へ被罷越、御存分之通具言上被仕候。御用之子細候て被罷越候砌、彼御使者參一段可然仕合と申事候。拙者も爲供小田原面へ參上候き。然者淺野彈正方は去月廿六日鎌倉へ被相働候間、以相談御返事可申由候而、御兩使者鎌倉へ被通候。定而可爲遅々候間、先此御使指返申候事。(前後略)

五月二日

河島市祐重信判

片倉小十郎殿

原田左馬助殿

五月二日。河島重信、伊達政宗の臣に復書して前田利家の戦況を告げ、政宗の急に、小田原に會するを促す。

〔貞山公治家記録〕

一、筑前守働之口上野筋之儀、松井田城落居に付而、箕輪・厩橋・石倉・西牧之高田明渡、皆々被請取、人數被入置候。新田・ふかや・おし・江戸・河越・佐野・足利已下悉相濟、五三日の中に何も人數を遣可請取候事。

一、右分に御座候間、一刻も早々政宗様御參陣之儀、急申度由申候。依之先此御使被返候。遅々候ては御前御取成之段も難申に付而如此に候。下野國端迄も御出馬においては、筑州親類衆を御迎に可進之由候。其段可御心安候。御註進次第體なる近き親類中を可相越由候。左様之儀一段被入情候。少も如在被申間敷候。片時も御急候而、三百騎四百騎程にて成共、御出馬肝要存候。不可有御油斷候事。(前後略)

五月二日

河島市祐重信判

片倉小十郎殿

原田左馬助殿

五月三日。前田利家金澤の前田安勝に令し、軍糧を越前敦賀に輸せしむ。

廿二日は廿一日なるべく、この消息は伊達政宗宛なり

筑州は前田利家

筑前守は前田利家

御前は豊臣秀吉



〔金澤文書〕

節供之帷一重給候。遠路祝着申候。殊念入候段、別而畏存候。日出端午に着可申候。

一、伊勢より駿河へ取申候米之事、先敦賀まで御届可有之候。追而分別仕とり可申候。敦賀まで届候へば、いづ方へ遣候共よく候間、無由斷可被仰付候。

一、南保殿より鷹其上候由候。主の上洛に候はゞ、小田原表へ被越候而能候はん間、鷹師のより人も付置、此表へ被越候様尤候。さ候はゞ鷹も此方へ越候事よく候はんぞ存候。

一、此表之様子可得其意候ため、去廿二日に小田原へ罷越、早速得御意、仕合無殘所、聽而今月朔日に、至松井田罷歸候。此口之儀は萬事我等次第と被仰出、所之城々申付候。可有御心安候。恐々謹言。

五月三日

利 家 印

五郎兵衛殿

筑 利 家

五月。前田利家制札を武藏・上野の神社佛寺に建つ。

〔葛巻昌興筆記〕

元祿五年十一月七日今度武州本庄御旅行之節、於路頭同州越生報恩寺献訴狀、御小將横目笠間又六郎取次之。其趣如左。

乍恐口上書

一、武州高麗郡越生郷松濱山報恩寺者、後鳥羽院御宇建久四年開基、源賴朝公爲御願御建立之古堂一字、于今御座候事。

一、天正十八年庚寅相州小田原陣之刻、大納言利家様は搦手之爲御大將、上州・武州之際所々之城郭御攻取被成、從武州松山同國八王寺城に御掛被成候砌、報恩寺に御一宿被成候。其節は殊外大軍にて御座候故、諸軍勢濫妨狼藉或放火等之難有之、寺院は不及申、村々里々迄難儀仕候處、報恩寺儀は御寄宿に罷成候故、別而御禁制之御條目に御判形被遊被下候故、其難を遁、只今に至迄相續仕候事。是偏亞相公様御威光難有奉存候。就其此度件之御判物備尊覽、旨趣申上度奉願候、以上。

九月廿八日

報恩寺住持沙門 主温 頓首

御近習衆中御披露

右制札之寫

禁 制

武藏國越生報恩寺

一、當手軍勢濫妨狼藉事。

一、放火事。



一、非分之義申懸事。

右條々任御朱印之旨、堅令停止訖。若於違犯之族者、乍可被處嚴科之由、依仰執達如件。

天正十八年五月 日

筑前守印

〔新編武藏風土記〕

禁制

武藏國 比企之岩殿

一、當手軍勢濫妨狼藉之事。

一、放火事。

一、非分之儀申懸事。

右條々任御朱印之旨、堅令停止訖。若於違犯之族者、乍可被處罪科候由、依仰執達如件。

天正十八年五月 日

筑前守判

〔新編武藏風土記〕

禁制

武藏國妙覺郷 光明寺

一、當手軍勢甲乙人等濫妨狼藉事。

一、放火事。

一、對地下人百姓等非分之儀申懸事。

右條々堅令停止訖。若於違犯之族者、忽可被處嚴科候旨、依仰執達如件。

天正十八年五月 日

筑前守判

〔上州赤石氏文書〕

禁制

上野國惣社

一、當手軍勢甲乙人等濫妨狼藉事。

一、放火事。

一、對地下人非分之儀申懸事。

右條々若於違犯之輩者、乍可被處嚴科之旨、依仰執達如件。

天正十八年五月 日

筑前守判

彈正少弼判

六月三日。前田利家、長連龍・不破勝光・高畠定吉に令し、武藏石橋村に陣せしむ。

〔寸錦雜編〕

書狀披見令申候。仍石橋と申村上之野に古城有之、陣取に相定、即我々小屋をまかけ被置候由尤に候。天氣あがり次第松山迄相越、於彼地淺彈を待付、諸事令相談、其上に鉢形表へ可

加賀藩史料 第一編 天正十八年

彈正少弼は  
淺野長政



相働候。其元陣取いかにも念を入、丈夫に被申付肝要候。態可申遣處に、其方より飛脚候間幸候。返々陣所無油斷、番等堅可被申付候、謹言。

六月三日

利家印

長九郎左衛門殿

不破彦三殿

高島石見守殿

六月十四日。是より先前田利家等武藏鉢形城を攻めしが、此の日陥落す。

〔又新齋日録〕

急度令申候。仍八州諸城事爲可被攻殺、越後宰相中將・加賀宰相・木村常陸介・淺野彈正少弼・山崎志摩守・岡本下野守・家康内本多中務少輔・鳥居彦右衛門・平岩七之助、以上五萬餘騎被差遣候處に、城々命を被助候様に、右衆中に申候に付而、其旨言上仕候へば、數ならざるもの儀は、不入事候間可助由被仰出に付、城々請取候。然者殘而岩付・鉢形・八王寺・忍・村井、此五ヶ所之儀降參遅々故、爲可被加誅戮、城の可然を被成御尋候處に、右五ヶ所之内にては、武藏國岩付城要害之由案内者共申上候。然ばよき城より先可攻落由被仰出、則木村常陸・淺野彈正・山崎志摩・平岩七之助、此面々都合以二萬餘、攻口被相究、去廿日押懸、則時に町迄乘

崩、悉刎首、息を不續端城に責入候。(中略)。猶殘一ヶ所之城之儀、鉢形城は羽柴越後宰相中將・羽柴加賀宰相兩人に被仰付被取卷候。忍・八王寺・村井之儀も、手宛く何茂被仰付候。急度可爲一着候歟、恐々謹言。

五月廿七日

羽柴東郷侍從 秀一

羽柴岐阜侍從

羽柴北庄侍從 秀政

羽柴丹後少將

北條左京大夫殿御會所

〔新編武藏風土記〕

當城は鉢形

當城には井上三河守・黒澤上野介・島村近江守・花園修理亮・金丸右馬介・大橋主水佐・吉田源太左衛門・高橋平六郎・三上又右衛門・秋山善九郎・日野次郎三郎・蒔田彦五郎以下、侍分三百二十餘人雜兵二千七百餘人楯籠り、及び沼田の城代猪俣能登守則直見次とし、三百人を率して馳加る。斯て五月十九日前田利家父子・上杉景勝當城を乗取べしとて、赤濱海道を経て東方より押寄せ、真田安房守昌幸は榛澤野より小前田と云所を過て、寄居山に陣を取り、荒山を中に隔て、鐵炮迫合をぞ始ける。(中略)。西丸奥殿の守護たりし老臣小前田越前守武主、



氏邦は北條  
安房守

町田土佐守秀房手勢僅か二百人許必死と成て防戦す。されど本丸には敵兵已に雲霞の如く押入ければ、いかにともすべきやうなく、六月十三日初更の頃氏邦の室及び幼児光福丸を守護しながら、一方を切破てぞ落去けるにぞ、同き十四日終に落城したりけり。斯とは知らず氏邦は、鉢形急なるよし注進ありければ、小田原を立て秩父へ掛り、岩田城まで到着せしに、鉢形已に落城と聞き、是非なくかしこに逗留す。其由寄手へ聞えしほどに、前田利家正龍寺の方丈長得和尚及び香英と云禪僧を天神山へ遣し、氏邦に參謁して、降参すべき由をしかくいひ入ければ、氏邦せんすべなく、猶子氏定及び家人岩田内藏・富永勘解由・伊東主膳・堀和泉・高城主水と共に寄居正龍寺に入、彼兩僧に託して前田家へ降りたき由答へ遣し、氏邦頓て薙髮して宗青と號し、町田左近秀延も入道して祐慶と改む。斯て關東平治の後、利家氏邦を加州に遣し、慶長二年八月四日金澤にて卒し、氏定は左馬助と改め、采地千石を與へて加州の藩臣に加へたりと云。

〔菅利家卿語話〕

一、關東御陣の刻、小田原北條伯父安房守關東陣より命を御免、太閤様・大納言様へ御預候て、千石無役に被遣御置候。安房守死被申候時、紫野喝食にて居被申候。後は北條外三郎と申候。徳山五兵衛を御使にて、北條外三郎に名を付、御呼出し彼千石を被遣候。其後内府肥

肥前様は前  
田利長

住善坊は種  
善坊なるべ

前様を御頼候て、彼北條父を上様御成敗候間、もこのごとく出家にて御置可然由御申候へば、いや／＼安房守を先年御預被成候、跡目もなき故、申置も右之通に候間、わたくしならぬ事と御返事を被成、其後御居間にて利長様を御呼候て、其次の間には村井豊後・岡田長左衛門・住善坊・神谷信濃・儒者の三休・村井勘十郎計有候所にて、扱も／＼貴所は大心なき人に候。其故は家康左様之事有之候共此方へ不及申。右の返事仕候はで自然の事あらば、家康と我等は敵々に必成可申候。其時關東は先主をわすれ不申候國、義理もふかき國に候間、彼北條を押立、其方に有之松田四郎左衛門、我等方にか／＼置大道寺新四郎、兩長左右にして旗をあげさせたらば、即時に八ヶ國は一味致べしと、終につね／＼不承候事を被仰候。能謀者慮未萌と云て謀有、大心のもは未萌なき先を謀るもの也と、御よまひ事被仰候へば、皆々耳を立ておごろかし被申候。扱三休にとひ候へば、右の後を講釋してきかせ被申候間、書付申候。

六月廿三日。前田利家等武藏八王寺城を攻陥す。

〔村井重頼覺書〕

一、關東陣、大納言様北國の大將被成御出陣、松枝は大道寺甲を抜、御味方へ罷成。色々此儀は大納言様御物語、又は年寄衆物語も承事多御座候。扱八王寺に討死は日根野九兵衛・江守九郎次郎・市橋清十郎・九里少左衛門・北村甚八・三輪助十郎・野村傳兵衛・荒木善太夫、此外



にも御小姓・御馬廻合廿六人討死仕候。名々の名共はおぼえ書失申候。八王寺に而北村八郎後には八兵衛、脇田小三郎後は帶刀、御前あしくらう人仕有之候。兩人ながら首を取、御前相濟申、じゆらく伏見の時分は、兩人は小姓頭被仰付候。

一、八王寺の時御家中人持分に、前田又次郎殿・村井又六出雲・篠原勘六出羽・富田六左衛門越後、これら手前よく候。豊後は三ヶ國之御留守居、前田五郎兵衛殿と兩人有之候へば、利長様より豊後方へ、御陣より御書に、又六事年若きものに候へ共、今度事の外裁許よく手柄共仕由被仰下、めうがごよろこび申候由、後迄も御家中申候。

一、青木善四郎は八王寺討死。善四郎殿子善四郎・池田次郎左衛門・高島五郎兵衛兄弟三人。次郎左ははりま殿養子。五郎兵衛は石見殿養子。子の善四郎は二百石取、金澤に居被申候事。皆々先河内御内儀之子。青木善四郎討死の後河内へ縁邊也。

〔國初遺文〕 横山山城守覺書

一、其後武藏國八王寺の城被爲攻候に付、從太閤様爲御横目木村常陸介被參、御父子様御先手衆同前に、城際へ被罷越候に付、拙子は御旗本之者共四五人申合、御先手衆に先立屏際に付、矢きりを切おとして一番に乗申處、城中之者きびしくふせぎ申に付而、大身の鍵にて左のひざ頭をつかれ、石垣の下へつきおとされ、行歩相叶不申候處、大納言様・利長様御一所

河内は奥村  
榮明なるへ

に御座候處へ罷越、右之働之様子申上候處、御威に預り申候。其鍵疵于今御座候。

一、彼城落城仕候後、太田但馬一番に屏裏に付申候由申上候處、拙子と論に罷成候へ共、其場に在合申者共方へ被成御尋候處、私一番に付候由申上候故、拙子理運に罷成候事。

一、武州八王寺之城一端に攻落被成候。御檢使は木村隼人殿に而御座候。御先手の衆より御馬廻衆・御小姓衆早く着申候。小田原不相濟以前に、松枝・八王寺兩城の落居のひゞきに依て、上州・武州の城々降參仕候。大納言様御忠功不淺候事に御座候。

〔村井長時筆記〕

一、天正拾八年三月大納言様北國大將被成御出馬、笛吹峠より關東御進發、山中城氏政より入置松田兵衛大夫降參、先手へ交。松枝へ氏政入置大道寺駿河息新四郎殿に罷成、松枝城御請取、大道寺父子則案内、先手鉢形城沼田城攻降參、武藏八王寺城攻落被成候。八王寺は北條陸奥守氏照在城也。小田原氏政と一所に楯籠時、本丸横地監物、二之丸中村勘解由、曲輪近藤出羽預け置落城。それより奥州御仕置、出羽國迄利家・利長御越、きぬ川を先手之人數半分越候處、俄に大水漲來、同勢驚船なくて渡しがたく候處に、利家様京不見と云名馬にめしかへ、河中へ御乗こみ候へば、一騎も不殘難なく乗越申、其時御本陣河之こなたに御ひかへ候へば、先勢一揆おこり難儀可致處、御渡し候事良將と感申候。



松田兵衛大夫・大道寺駿河兩人之子孫御家へ來、八王寺に而大音主馬・雨森彦四郎健前後の諍あり。北村八郎後八兵衛。脇田小五郎後帶刀。兩人御勘氣の内よき首を取、被召直。

一、前田又次郎 一、村井又六後出雲 一、篠原勘六後出羽 一、富田六左衛門後越後  
打 死。

青木善四郎 日根野九兵衛 江守九郎次郎 市橋清十郎 九里小左衛門 北村勘六 三輪勘十郎 野村傳兵衛 荒木善太夫はやく首を取、二度かけに打死。

〔陳善録〕

八王寺御攻人數には前田又次郎殿・篠原勘六・不破彦三・富田六左衛門・村井又六、此衆手前よく候由、以來までも利家様御意被成候。小身ものには脇田小太郎・湯原八郎・九里少左衛門・市橋清十郎・北村甚八、御馬廻には半田半兵衛・野村傳兵衛・荒木善太夫・阿波加藤八、かれら手前よく候。討死は九里少左衛門・北村甚八・市橋清十郎・野村傳兵衛・荒木善太夫、此外小姓馬廻合廿七八人討死にて候由。後まで荒木善太夫高名いたし、二度めに討死ふびんと御意。此外日根野九兵衛討死也。

〔北藩秘鑑〕

八王寺御陣戦死

三千石 青木善四郎 茂左衛門祖

千石 荒木善太夫 善太夫祖

七百石 三井加兵衛 隱岐次郎左衛門

三百石 澤崎作藏 江守角左衛門祖

千石 水野源兵衛 源兵衛祖

貳百八十五俵 三輪彌七郎 藤兵衛嫡子に而被召出有之、藤兵衛遺跡者

五百石 堀 與八郎 養子齋宮に被仰付、則仙太夫祖。

千石 野村七兵衛 伊太郎祖 與八郎元祖也、二代目久右衛門者

貳千石 日根野九兵衛 平野甚右衛門弟齋宮、不破彦三に仕、其子大學爲養子、八王寺陣之時彦三病氣に付、人數召連罷出、歸陣後故九兵衛遺知相續、不破氏を授く。子孫權左衛門明和元年三月御知行被召放、次男家筋者當時與兵衛家也。

北村甚八郎 子孫不知

宇野才三郎 子孫不知

五百石 脇田小五郎 帶刀實子被召出有之、帶刀死後弟平兵衛相續、萬治元年死去家絶。

九里庄左衛門 子孫不知



半田半兵衛

市橋清十郎

子孫不知

吉田喜藏

富山吉田吟承祖

右之外姓名不傳故不知。高德院様御夜話に者、小將・馬廻二十七人討死之事を常々被仰与有之。

## 〔袂草〕

一、松山の城主上田上野は、難波田因幡・木呂子丹波・金子紀伊・山田伊賀、此四臣に城を預け其身は小田原籠城す。即利家押寄ければ、彼四臣利家へ僧を以て降し、被助一命候はゞ、城・二の丸をば渡、三の丸には諸士の妻子を入置、四臣は三千の勢にて可致先驅の由申故、利家同心有て是を案内者とし、十九日氏政舍弟北條安房守氏邦が居城鉢形へ押寄、鐵炮を打入時を上る。沼田の城主猪俣能登も此城に在しが、迎も叶まじ、所詮降し可然と、家老四五人相議し、即松山の四臣難波田・木呂子に付て詫る。是も城を請取、先驅の士に加へ、利家降せし勢ともに五萬餘に成。案内者は多し、關八州を堅横に働き、在々所々悉く打なびき味方にし、降人ども召連、小田原參陣此旨言上の處、秀吉公感思ひの外微少也。利家今度の忠義莫大成に如此成は、若嫉思召やと人々も思ふ處、其夜御前にて、今度利家忠功なりといへども、七八ヶ

所の城々攻て、一城は破却し撫切宜しからん物をと噂有。終に此旨利家聞、仰尤也、八王寺の城残るこそ幸なれ、頓て攻て首ども實檢に備んと、同廿二日御暇申本陣に飯る。秀吉思召は、利家予が噂を聞、若無牀の働あれば如何と、木村常陸に此段諫よと宣ひ被遣。如案利家歸ると等しく、北陸道の衆並に今度降りし城主へも、明廿八日八王寺の城へ可押寄旨觸る。大道寺駿河、上田上野が臣難波田・木呂子・金子・山田、並小幡上總等が勢以上一萬五千、今度抽忠功所領安堵せんと思ひ、亥の刻に打立、丑の刻八王寺に着くと否、案内は知たり町を押破れども夜深く、本城遠くして不知故、思の儘分捕す。陸奥守は小田原入城故、横地監物に本城、中山勘解由・狩野一庵に中の丸、近藤出羽に山下の曲輪を預置、降人の勢此廓へ押入ば、近藤取合て戦強く働き終に討死す。勘解由常は組ども二千餘の將たりしが、極運迫り落うせ、夜明て見れば心有士二百餘人、下々百計こたへたり。彼等に向ひ中山曰、夫士の格は義を先とし名を宗とす。某數年奥州の重恩を受、親族ともに其澤を蒙しかば、奥州小田原入城の時、生死は因時宜可用捨、當城の事御心を安んじ給へと約す。多勢を見豈遁れんや。忠死今當然の理に中る。若此期を出ば、惡名無き跡に先祖の名迄汚すべし。某分別如此極めたるぞ、而々は父母妻子の爲遁度は唯今落よ、恨更になしと再三云へども、日比情深かりしにや、口惜き仰と皆思切たる躰、遠くは義經の果、近くは信忠最後の時に同じ。漸く明渡り、利家參陣、大道寺など山下を破却し、



討取し首三百五十餘一覽に入。扱利家着くと否、中の廊へ攻懸れば、中山・狩野取しづめ下知するは、弓鐵炮必むだ矢無様にと制しければ、即時に手負死人百人に及。利長の小姓十六歳、一番に乗入組討し首取て、大音藤藏と名乗事及三度。又雨森彦太郎と云者、大音に續き攻入、二番に首取て利家父子の前へ持參す。一番首に記し付よと宣へば、いや一番は大音也、某は二番に候と云。利家父子是を聞、雨森を感じ給ふ故、一番に付たるより上也と各感す。大音は其比利長勘當せられし時故、披露難成、責て傍輩に知せんと思ひ、再三名乗しと也。評に曰、大坂寅卯の戦に首を取し先後の争ひ、恥をも不顧、少の働を大に云、恥辱に及ぶも有。或は甲を拾ひ首を入子にし、入子の某と後ろ指をさゝれしに、雨森が心中今は稀也、藤藏も召直さる。扱横地監物はおぢ恐れ、一支もせず落失す。景勝の勢是をも不知攻入ば、一人もなければ心安く本丸に入。中山・狩野は數度突出、鎗を合せ太刀打し働、十五六人残りしかば、いざ腹切んと引入て音もせず、利家高き所にて見之、大道寺が内に、あの死狂せし者を知る人は無きかと問給へば、金子紀伊・小岩雅樂年來申通す、一人は中山勘解由とて武勇人の免したる者、今一人は數度先懸し手柄有故、右筆成しが將の數に加り、長子狩野主膳に世を譲り、入道し一庵と申也と云ば、利家助度ぞ急行候へと宣へば、兩人願ふ所と先歩者を走らせ、此旨云へとて遣。兩人も中山が丸へ懸付、門を明よと呼れども音せず。門脇を押破り入

り見れば、中山が本妻數ヶ所疵を被ふり、よろぼひ出、金子殿か能も來給ふ物哉、勘解由は子ども二人、助六が妻もさし殺し、主も腹を切る。自らも其内成しが未死候、御手に懸給れと走寄る様痛はし。横地監物は輕き士、舊臣にもあらねど、奥州の近習に成り寵せられ、百姓をせたげ金銀を集め、諸士をなやまし、美色珍玩を以奥州の氣に入、終に將の數に入る。武道は不知、唯辯舌利口を事とせし者也。落人と成、二三日過一揆に首を取られぬ。加様の者國家の毒虫也。此城落去後、中山が長子助六郎、一庵か子主膳を家康呼出し領知を賜ひ、助六を改勘解由にし給。其弟左助後號水戸殿へ仕へ一萬石領す。利家此城一旦攻に、家中の面々能き働あれ共、其比の家風にて辭し合、終不云故除之。

## 〔三壺記〕

加州羽柴筑前守利家公は、北國七ヶ國の御大將として、中仙道より白井峠へ打出給ふ。金澤御城代には御舍兄前田五郎兵衛殿・村井豊後を被指置、越中富山も五郎兵衛殿預りにて名代前田美作、魚津之城村井豊後居城なれば、手勢の中の老功のものども被指置、森山の城には前田對馬、能州は前田五郎兵衛殿居城にて長九郎左衛門預り相守。村井左馬之助未又六郎と云し時なるが、騎馬三十騎のぼり拾本爲持、關東への御供を勤けり。加賀勢都合三萬餘騎、越後景勝、信濃毛利河内・真田源五都合三萬五千騎、白井峠にて加賀勢に相加り、坂本へ押



おろし、松井田之城大道寺駿河守を取巻處に、降参いたし先手に加る。安中・忍・熊谷・岩付・沼田數ヶ所之城々を、押よせ／＼攻たまへば、何も降参、誓紙人質を取かため、先手に相加る。此由秀吉公へ注進之處に、一二ヶ所押よせ詰腹切らせ、手なみを見せて可然旨御意に付、八王寺の城北條陸奥守は小田原籠城なれども、城代に横地監物、二の丸中山勘解由・狩野一庵齋、惣曲輪近藤出羽、ヶ様のもの共關東に隠れぬ大功のもの共の有けるを、加賀勢取掛関の音をぞあげにける。城中のものごもは、生残る事を末代の恥と思ひ切、天魔のごとく成働にて火花をちらす。北國勢は、此城關八州之内にて、小田原本城にかけ向ふ所なり、油斷有べからずと、利家・利長おほてからめ手、ざいをふりてもみにもんで戦ふ所に、近藤出羽は城中よりごつとついて出、大音藤藏一番に鎧を合、出羽はつきふせられて討死を遂たり。寄手力を得てせめ入ほごに、城中のもの共亂れ、互に討れ死する人數しらす。中山勘解由・狩野一庵齋のがれて落行、後には家康公へ被召出、水戸中納言殿の家老に成、一萬石づゝ被下置。北國勢石動の前田又二郎殿・高島平右衛門・篠原勘六・不破彦三・富田六左衛門・村井又六郎・宮崎藏人・大音藤藏、其外此時骨折たるもの數多なり。脇田小五郎・湯原八丞・九里庄左衛門・市橋清十郎・北村甚八・半田半兵衛・野村傳兵衛・荒木善太夫・日根野九兵衛、小姓馬廻廿八人討死なり。

六月廿四日。前田利長八王寺の戦狀を有賀有賀齋に報じて、其子長治の勇戦を賞す。

〔寸錦雜編〕

追てがらすいれうのほか候。のちくもきよおよばれ候はんと早々申候。われく物も半分ておひ死人候。

わざと申、八あふ寺と申しろ、昨日廿三日とりかけ、本丸までせめほし、くびかす三千よとらせ候。其方のしん六につけおき候物、いづれもくびをこり申候。てがらごもにて候。くはんごうにてのてがらすいれうのほか候し。

廿四日

ゆうか 参

孫 四

六月廿七日。前田利家八王寺の戦狀を三輪藤兵衛に報ず。

〔三輪家傳書〕

態申遣候。仍彌七郎事不敏なる儀に候、不及是非事にて候。乍去討死手負無際限候。最前に雖可申遣候、餘笑止にて令延引候、謹言。

六月廿七日

利 家 印

しん六は有賀泰六長治

ゆうかには有賀齋直政

彌七郎は三輪藤兵衛の子なるべし



三輪藤兵衛殿

六月。前田利家武藏多摩郡高桑寺に榜す。

〔新編武藏風土記〕

禁制

武州撞田 高桑寺門前共ニ

- 一、當手軍勢濫妨狼藉事。
- 一、放火事。

一、對寺家門前之輩、非分之儀申懸事。

右條々堅令停止訖。若於違犯之族者、乍可處嚴科者也、仍如件。

天正十八年六月 日

筑前 守判

七月十日。前田利家、是より先五日相模小田原城主北條氏直の降したることを領國に報ず。

〔三輪氏藏文書〕

かへすく、こゝもこそんぶんのごとく申つけ候。御心やすかるべく候。又しみづかたへは  
いかほごもこめをわたし候へよし申さるべく候し。

又若は前田  
利政

いつもひきやくに御ふみ見ゆる。そこも何事候はず候よし、まんぞく申候。又わかめいよ  
いよよく候や、ゆだんなくやうじやう御させ候べく候。われくわづらひもなく候。一日お  
山までふみをこし申候。さだめてもたせのぼすべく候。この五日におだわらのほうでううち  
なをはしりいで、いへやすのになじゆ、じやうないへいれをかれ候。はやくこゝんく  
すみ候ま、やがてくがいちん申べく候。孫四郎・むさし・甚七いづれもなに事なく候。御  
心やすかるべく候。なをく又わかわづらい候よし、心もどなく候。きのかたにて候は、  
いかやうにもなぐさみ候やうに、きすいにやうじやうさせらるべく候し。

七月十日

とし 家

くわんどう

七月廿二日。前田利家關東の悉く平定せるを三輪藤兵衛に告ぐ。

〔三輪氏藏文書〕

くまんどう

去七日之書狀、今日廿二到着令披見候。八王寺之儀一刻に攻干、如存分申付候。然共名城故、  
討死手負無際限候。彌七郎事不及是非候。心中令推量候。我々父子目之前にて馬廻小姓共碎  
手候間、更無後悔よし可分別候。此表悉屬平均候間、近日可令歸陣候、謹言。

加賀藩史料 第一編 天正十八年



天正十八 七月廿二日

三輪藤兵衛殿

利 家 印

七月。豊臣秀吉の命により、前田利家陸奥の檢田使となり、利長等亦之に従ふ。

〔前田家雜錄〕

一、天正十八年秀吉公より依命、奥州檢地に利家公・利長公並前田慶次、碓の關迄御下向。此時出羽・奥州・關八州の知行割極給ひ、八月西聚樂へ御歸陣候也。

〔三壺記〕

奥州の御檢地並諸國割付之事

然る所に奥州九の戸に、諸國之惡人共あつまり、所々へ取出押領す。近所之城々より随分制しけれども發向すと注進あり。秀吉公會津迄御出馬にて、堀尾帶刀・蒲生藤三郎を九の戸へ被遣所に、彼一揆共を不殘討取鎮りければ、兩人に御威狀被下、末代の面目哉と諸人申あへり。此序に國々檢地被成知行高被聞召上、割付被仰付候はんとて、前田利家公御父子に慶次殿御供にて、御檢地御奉行にせられ、碓之關迄利家公御越被成、さかひ目くの山の峯へ上らせたまひ、唯一目に御見渡し、爰は五萬石、かしこは四萬石、あの山ぎはより此山ぎはへ

八月樂樂へ  
歸陣は誤な  
り

八月歸陣と  
あるは誤な  
り

十萬石と、それ／＼に御見計、高を御究被成ければ、さても大氣成御大將哉と諸人感じ奉る。出羽・奥州・關八州皆悉利家公の御究なり。此時奥州絹川と云川に大水出來る。先人數は水まへに越し、利家公を待奉る。京みすと云御馬にめし川へ打入、向ひの岸へ打上り被成ければ、利長公はあやふく思召てもだへ給ひしが、難なく馬は岸へ打上る。利長公被仰上は、近頃あやふき御渡り哉と御申之處に、利家公御意には、川向に敵よせ來るとおもへば、川も淺く渡る物なりと被仰ければ、御尤之由諸人かんじ奉る。かくて八月初に聚樂の御所へ御歸陣被成、國々の大名衆、皆居城へ歸り、しばらく休息にて、追付聚樂へ召寄せられ、御目見をぞ被成ける。

〔普利家聊語話〕

一、利家様奥州の仕置に御越候へよし、御下知にて御下候時、きぬ川にて御先手衆渡し申時、殊外大水出來り、京みすと云御馬御引寄にて駈入御渡し候時、利長様御年寄にこされたると御いらち候よし。其外小姓馬廻衆、我先／＼と乗込候て、向の岸に御付候時、家老衆泪をながし、御勿躰なきと申上候時、利家様御意に、先手共渡し候處に、大水出來り候而も、我等川より向に有之、一揆おこり先手の者共討死させ候而は、命有ても不入と御意候へば、何も又御意承、涙をながし被申候由、何も／＼後々迄年寄衆ものがたり有之事。



〔國初遺文〕 横山山城守物語

一、小田原相濟、利家様・利長様奥州御越の刻、絹川に而川越之様子相尋候處に、山城は八王寺にて屏の乗申刻鍵手負、奥州に供不仕候に付、御様躰は見不申候。然共絹川にて、利長様川越の御下知被仰付候處、利家様御座被成、御先陣可被成躰に相見え申候に付、利長様御馬御乗入被成。其時石川茂平水の上手に付、歩にて御馬の先に立、瀬ふみ仕候由承及候由被申候。

〔鳴鶴集〕

一、加賀利家・上杉景勝は、關東の數城を拔て、相州平塚へ至る所に、秀吉公よりの仰にて、人數は其地に殘し、大將計り小田原へ至りぬ。時に奥州・出羽兩國の檢地を改め、守護給人を定むべき也。小田原は種々懇望扱を願ふ上は、近日に埒明べし、兩將は追付奥州へ發向して、田畑の優劣を正し給へど也。依て平塚へ再歸陣逗留なり。(下略)。

一、奥羽兩國の監察使三好中納言秀次卿にて、石田・淺野奉行にて、利家卿奥州五十四郡を改て檢地をとげ給ふ。扱又出羽國中十二郡の檢地景勝卿承りて、奉行は大谷刑部なり。

八月十八日。前田利家の侍女ちよば能登鹿島郡七尾惠眼寺に書を與へて、利家の伽藍建立の意あるを告ぐ。

御くなふな  
まく、木のま

ゑいげんじ  
とうだうさま  
惠眼寺東堂

〔惠眼寺藏文書〕

かへすく御てら御たてなされ候べく候。いかさまきやうもじら。くわしく申ら。一ふで申ら。まづくやしきの御事ちくぜんさまへ申あげ候へば、まいらせられ候はんのよし御申なされ候ま、御心やすくおぼしめし、やがてく御てら御たてなされ候べく候。なをく御くなふなく、御やしきたてられ候ま、われら一しほくかたじけなき、御うれしくぞんじら。ちよばより

ゑいげんじ

とうだうさま參 申給へ

十月廿三日。前田利長書を不破彦三に與へて、明日利家の出羽仁賀保に轉すべきを告ぐ。

〔寸錦雜編〕

見崎山より先への儀は可被開合候、以上。

利家明日至仁賀保可有陣替旨候。然ば其方長九並我々先手輩相談、見崎山を前にあて、本陣迄之間在々に打續可有陣取旨に候。長九へ者從其方可被相達、庄内之儀は縦野陣にて成共、



散々に無之様に人數共被引集、可被陣取事専用候。猶明日以面可申上候、謹言。

十月廿三日

孫四利 長判

不破彦三殿へ

十一月。前田利家書を金澤の前田安勝に與へて、將に歸陣せんとするを告げ、且つ越中新川郡の納租を催促せしむ。

〔寸錦雜編〕

返く藤右衛門屋敷之事、我等申とも被仰まじく候。

八右衛門をかへし申候間、一筆申入候。一昨日之御返事に如申候。爰元はや隙明申候間、來十日比罷出可令歸陣候。

一、富田藤右衛門屋敷普請迄可仕候間、下々御くだし可有之候。かねく申つる義に候。

一、新川郡未進當納・小物成・山地子以下之義に、八右衛門をかへし申候。堅可被仰付候。恐々謹言。

五郎兵衛殿

筑

津輕より

天正十九年

閏正月廿三日。陸奥米澤城主伊達政宗遠江濱松より使を遣はして、前田利家の懇情を謝す。

〔事林明證〕

態申述候。抑舊冬者津輕表御在陣之刻、節々使者以飛脚雖申述候、最上と仙北之路次何共不自由、通途不能成に付而、最上・仙北境目より、使者脚力數度無体に罷歸候き。餘に無沙汰之体迷惑之間、去冬京都迄爲脚力申宣之處に、御懇答于今本望之至候。

一、今度於奥表に不慮之雜説出來仕候。然處に淺彈御下候條、彼方拙者存分速に申披、會津少將殿与間事澄候。

一、去月廿一日我等爲一人奥郡表に罷下、殘徒等致退治之由霜臺へ申合、日取仕候處に、去月四日之御朱印、十九日に下着候間、俄に存立、昨日<sup>廿二</sup>當地遠州濱松之城へ令上着候。御前之儀年來之御首尾と云、順逆共に貴殿へ任入迄に候。

一、今般雜説之譯出候、御前に拙者身上可然御取成之由、更に難申盡候。彌御前にて今度之始末共遂直面を、條々申度迄に候、恐々謹言。



加賀宰相は  
前田利家

後正月廿三日

加賀宰相殿 進覽

伊達左京大夫 政宗 判

四二四

二月十七日。前田安勝能登鳳至郡の諸村に書を與へて、農民を撫恤し敢て逃走する勿らしむ。

〔能登古文書〕

尙々具儀者、種善坊・今井彦右方より懇に可被申付候。次にたてなおし可申候也。

一筆遣候。仍今度在々百姓共はしり、百姓共いづれもきゝ迷惑、ちくでん之由候間、様子相尋候處に、前年之二免四分之催促切々に付て、百姓はしり候之由申候間、其段京都へ申遣候條、一道御返事候間催促一せつ有間敷候。次にかし米之義其村々にしたが書付を可上候。隨其有米可相渡候。利米之義も用しや候様に京都へ申上候間、成其心得百姓に立歸、かう作かん用に候。將又給人並代官・下代以下非分族申におゐては、急度可注進候。堅可申付候者也。

天正十九年二月十七日

五郎兵衛安勝 判

本郷くみ 浦上くみ 内保くみ 和田村組 在々百姓中

三月十九日。豊臣秀吉書を前田利家に與へて、前年關東に於ける戦功を

賞す。

〔寸錦雜編〕

先度上洛の刻は早々對面申候。去年關東におゐて松尾だ・八王寺のがら共、人口によりし  
みじみと禮も不申候。其方儀さいしやうにくらいあげ可申候間、其心得可有之候。何事も近  
日面の時分可申承候、恐々謹言。

三月十九日

秀吉 判

羽柴筑前守殿

〔袂草〕

一、天正十八年關東陣、利家公信州より笛吹峠を越玉ひ、上州松井田の城主大道寺駿河守支  
るといへども、大軍不叶和睦に成り、御先手に加る。夫より武州八王寺の城へ取懸攻給ふ。  
城主北條陸奥守小田原在城、留守居山中勘解由其外二三人有けるを、我攻に被成、上下撫切  
に被成。其後秀吉公よりの御書。

先度上洛の刻、早々對面申候。然ば去年於關東、松井田・八王寺其外方々にて手柄ども、  
人口に依り染々禮不申、粗略の事に候。此度宜任宰相者也。何事も以面可申述候、恐々謹  
言。

加賀藩史料 第一編 天正十九年

四二五

前田利家の  
宰相となれ  
るは天正十  
八年正月廿  
一日にあり



三月十九日

羽柴筑前守殿

四月廿七日。前田利長、越前敦賀の高島傳右衛門に加賀・越中の米を賣却すべきことを命ず。

〔越前敦賀小宮山氏文書〕

加州・越中之米舟、上乘之者共令歸國之由候。然ば彼米の儀、江州脇田並大屋淺井下代共可賣之旨申遣候間、相談可然候様可令馳走事可爲祝着候、謹言。

天正十九年卯月廿七日

利長判

敦賀 高島屋傳右衛門殿

五月十四日。前田利家、越前敦賀の高島屋傳右衛門に加賀・越中・能登の米穀を裁許すべきを命ず。

〔越前敦賀小宮山氏文書〕

能加越中より敦賀へ相越米船共、いづれも高島所ね米分迄可令裁許候。若何かと申族於有之者、其名を斷可申越候。諸事念を入馳走肝要候、謹言。

天正十九 五月十四日

敦賀 高島屋傳右衛門殿

印

六月十四日。前田利家の臣村井長頼・篠原一孝並に従五位下に叙せらる。

〔菅利家卿語話〕

一、利家様關東陣ひけ候て、宰相の御位に被爲成候時、御家諸大夫二人入候時、我もくこ心中に被存時、村井又兵衛儀を被仰立、知行こそすくなくとらせ置候へ、利家加様に冠をあぐるも、國數を重而取候も、又兵衛のけては忠功の者なし、先又兵衛を被成候。扱又兵衛に理あらば、篠原勘六を今一人被成度候。如何又兵衛可存候へ共、あれは若年より我等そばに召仕、其上末森・八王寺にても手前よく候故、其方なども可然由申候間、めいむこにも致候間、如何可有と御意に候由。又兵衛誠忝御座に御座候、御尤奉存候由申上。即御使に又兵衛能越、勘六に申聞候へば、誠難有御意に御座候、然共私儀又兵衛と一所に諸大夫可被仰付候儀如何に奉存候。未歴々居被申候と、可然様に被仰上給候へと辭退被申候。其比迄は未古風残り、箇様に時宜も御座候由、何も物語に候。然共又兵衛達而勘六に異見を申、御請被申上候由。其時又兵衛は村井豊後に被成、勘六は肥前守に成被申候。那古屋陣ひけ候て、利長様肥前守様に被爲成候故、其時出羽に名を替被申候。豊後守・出羽守諸大夫に被成候迄は、六

村井長頼叙  
原一孝系  
圖は諸頭  
九年三月十  
九日とすれ  
ども今一孝  
の口宣に六  
月の十四日  
あるに從ふ

本文は文祿  
二年利長肥  
前守となる  
との説に基  
く、利長の  
守となりた



る天正十三年にありとす説なきにしもあらず

十餘州に上様直衆のけて十二人ならでは無御座候。筑前守様に豊後・出羽兩人、家康に四人、備前中納言殿に二人、安藝毛利殿に二人、越後の景勝に二人、合十二人ならで、天下又若黨に無御座候由、大納言様引付にも書付有之候事。

〔國祖遺言〕

一、村井豊後守・篠原出羽守、此兩人關東陣引申候て、利家様宰相の御位に被爲成候時、初て右一番に二人被仰付候様子は、大帳に書付有之事。

一、村井豊後・篠原出羽ぢうらくにて諸大夫に被仰付候時は、日本六十餘州下侍に十二人ならでは、諸大夫無之候旨大納言様引付に書付有之候。後河内守・下野守など諸大夫に罷成候刻、前田孫左衛門殿・村井左馬助・富田左太夫などは、孫四郎様衆に成候故、諸大夫に不被成、殊外無念がり候事。

〔村井重頼覺書〕

天正十九年羽柴筑前守利家様、五十三にして宰相の御くりに任す。其時村井又兵衛長頼四十六にして諸大夫に成。其時篠原勘六三十一にして同諸大夫に成。其時勘六、未古風の時分ゆゑ、我等儀忝難有仕合に御座候へ共、又兵衛と一所に諸大夫に被仰出儀如何、未皆々れきれき有之候にと被申上候。其ゆゑは勘六十六の年兒小姓に御家へ參申候時、又兵衛よりこに

いたし候へど、利家公御意にて御禮を申させ、其後末森後卷の時、勘六手前よく候故、又兵衛申上、殿様の御めいむこに被成、扱御みだい様の御名字を被下、篠原勘六に罷成候故、又兵衛と一所にはと御じぎを被申上候。然共又兵衛達而異見を申候而、御意次第に篠原肥前に被罷成候。利家様殊外いよく道を立申候由御機嫌よく、豊後によくいよく引廻候へ由御意候事。其時又兵衛は村井豊後守、勘六は篠原肥前守に成申候事。

一、其時までは六十餘州に、國大名の内に諸大夫十二人ならではなく候。利家様に村井豊後・篠原肥前、家康に四人、備前宰相殿に二人、あきの森殿に二人、景勝に二人、合十二人ならではなく候。上様衆御國もち御馬廻の内、其比までは廿九人ならでは御ぢき衆にも無是候。利家様年々の書付に有之候事。

〔村井重頼覺書〕

一、扱右より三年立候て、利長公御位少將に被爲成候て、肥前守様被爲成候時、篠原肥前名をかへ出羽に其時成申候。扱其後中納言之御位に利家様被爲成候時、高島石見守・中川武藏守兩人又諸大夫に被仰付、合四人に諸大夫御家に成被申候。

〔陳善録〕

利家様關東陣ひけ候て宰相の御位に被爲成候に付云々、又兵衛は豊後守に被成、勘六は肥前



守に成被申候。那古屋陣ひけ候て、利長様肥前守様に被爲成候故、其時出羽に名をかへ被申候云々。

十月二十日。前田利家參議を辭す。

〔袂草〕

一、天正十九年十月二十日參議辭す。

十一月三日。前田利家加賀・能登二國の間に於ける傳馬人足徵發の法を定む。

〔國初遺文〕

定

一、當町傳馬人足平使等之事、無印判爲私雖申付不可出之。若出し候はゞ、其月くの帳を作、委書付尾山へ可上候事。

一、誰々によらず非分之義於有之者、少も不相拘可申上候。若令用捨かくし置段、別人の口より於相聞者、町の年寄ども可成敗事。右所定、仍如件。

天正十九年十一月 日

町年寄中

印

〔國初遺文〕

路次中傳馬人足之事、以印判つかふべきのよし制札にのせ候といへども、我々留守には印判調間敷候間、尾山より能登の遺候時は、五郎兵衛の手判を今井彦右衛門方にあて所にて可出候。又能州より尾山の上候は、今井切手を五郎兵衛のあて所にてあひつとむべし。此外たれたれの判たりといふとも、一切不可承引候。此上若私として申付候を於許容は、追而其町可爲曲事者也。

天正十九年十一月三日

高松百姓中

判

十一月七日。前田利長越中礪波郡澤川村田畑兵衛所有の山林を安堵せしむ。

〔田畑氏藏文書〕

澤川の田ばた持分の山、如前々令扶持之條、他方よりかりとるにおるては可注進もの也。

天正十九 十一月七日

利 長 印

五郎兵衛は  
前田安勝



澤川 田ばた兵衛所へ

十一月廿五日。前田利家能登鹿島郡石動山天平寺に土地を寄進す。

〔國初遺文〕

於大吞澤野内、百俵之地寄進畢。全可有領知之狀、仍如件。

天正十九年十一月廿五日

利 家 印

石動山寺中

十一月。前田利家京師より歸り、城内なる村井長頼の邸に臨みてその饗を受く。

〔新山田畔書〕

一、天正十九年十一月中旬、高德公金澤へ御下向。其頃は西の丸に村井豊後守在任古き當城の  
圖の屋布割の  
あるにて可見。にて、御饗を仕、被掛御腰、御快然に御膳を被召上。豊後手前にて御茶を上、  
茶の具御覽の刻、勝手にて神谷信濃と江守半兵衛と云分し、聲高になりしを、御相伴の徳山  
五兵衛・寺西宗興・篠原出羽、何も笑止に思ふ所に、亭主に茶立の御あいさつ濟、薄茶を可被  
召上旨御意にて、畏り勝手へ立。岡田長右衛門・修善坊、二人の間に入て事を鎮めんとする

修善坊は種  
善坊

所へ、村井出で、沙汰の限なる各の作法、如何なる事と異見を加へしかりければ、各鎮りけ  
る。其内に薄茶を上り、少まごろませ給ひ、御快然に御立。豊後御禮に出、進上物拜領有て、  
御家中流し振回を仕ける。村井に菓子薄茶を被爲乞事は、勝手へ爲立、神谷・江守を鎮めさせ  
給はんとこの思召に被仰歎、亭生別而迷惑に可存と被思召ての御様子故、彌難有事と村井奉存  
しと也。

是歲。前田安勝、高畠織部等と共に丹羽權助・上村孫一二人の訴訟を裁  
決す。

〔國祖遺言〕

一、なごや陣前年の物語、丹羽權助と上村孫一百姓公事いひ、下にて濟可申、前田五郎兵衛  
殿にて、いづれも高畠織部殿・徳山五兵衛・寺西宗興・松本伊兵衛・岡田長右衛門・村井豊後七  
人御意にて、公事共を聞申候時、右のくじ其時出申候。互にたいたいの公事の由。其時兩人  
たいけつに成申候付、孫一物云をはり、ことばせいに、かう御座りまさしてなごと、ぬしが  
利をひたもの申候へば、權助せいしかね、我がやう成うそを云ものには、これくはせ度と、  
まへをひろげ候へば、おやかた様あれを御聞被成候へ、殿様御前同事之所にて、侍に申こと



ばに候哉と申候得ば、それが越度に成、御前らうぜきの段御立候へとおひ立被申候。頼て殿様御耳に入、公事も權助負に成、三ヶ月ほど門をこち、くせ事の由に有之申候處に、其後わび事候て被召出候。豊後に被仰付、孫一・權助中なほし仕候。殊外權助を豊後しかり申候へば、めいわく仕候、わきも其時みえ不申候、孫一うそをいひ申候を、不計腹立申義に御座候と、殊外赤面いたし、權助も孫一も豊後に出入申ものに候故、後は互に中なほり仕候。公事は權助負に成。

是歲。中川光重卒す。

〔系圖〕

中川武藏守光重、天正十九年死、法名茂庵宗繁。

〔陳善錄〕

一、中川武藏殿は利家様御むこに候處に、其時じひふかく又は法度を御立候。公儀毎年御普請に事之外未進候間、利長様御立腹にて候時、殿様達而御詫言候て相濟可申を、侍の役は陣ぶしんど云に、餘事は主のゆるしも可有候。左様に公儀普請場をあげ、過分に未進して、諸傍輩仕うめ候處も如何に候間、法度のため中たがひ無是非尤に存候。扱法度は御立候間、殿様御意に、むこなればすてられぬと被仰、能州つむぎに家を爲作被爲置候。其後大納言様肥

前様御談合候て、太閤様へ咄衆に被召出、三千石御取候事、宗半御事に候。

〔三壺記〕

其後日御姪聲中川武藏奢つき、公儀普請に過分の未進有て、普請奉行より注進す。利家公御吟味被成處に、公儀の事は心やすだてに仕、役を勤ざるに付、諸傍輩より仕埋ければ、何も迷惑がり申由御耳に立、利家公被仰出は、武士の公儀普請軍役等は、専第一可勤所之業なり。それをそりやくして、自分の榮樂を第一にして、傍輩をたふす事、盜賊に似たり。罪科輕からずとて、能州つむぎと云所へ配流被仰付。其後利長公より御わび事被仰上、御赦免被成、太閤へ御咄のものに被召出、三千石被下、御他界の後加州に來る。宗伴入道是なり。

文 祿 元 年

正月七日。前田利長金澤に在り、配下の士をして日を期して証明の軍に従はしむ。

〔富山近藤氏藏文書〕

猶以我等御供可仕元より斷申上候。北國御番に可有之由御詫候條無是非候。乍大義急度有用意、可被相廻候。日限之義能州衆同前に出陣尤候、以上。

加賀藩史料 第一編 文祿元年

本文三壺記に天文十七年の條に附記すれども必ずしもその年の事にあらず

宗伴は普通宗半と書せらる



態申候。仍此度拙者人數相副、利家出陣儀可申付候由御詮候條、即惣様書立、利家の懸お目候處、各可有出陣之旨被仰候。誠可爲造作候。御詮与言、從筑州理与言、旁以急度有用意、至九州可有出陣事專一候。於先々兵糧之義者、利家丈夫可被相渡候由に候間可心安候。多人數不入旨 [ ] 陣着可被成候、恐々謹言。

正月七日

利 長判

近藤掃部助殿

菊池十六郎殿

正月廿九日。前田利長、豊臣秀吉の乘艦の用に供せんが爲、銅及び金箔を封内に徴す。

〔國初遣文〕

尙以此方へは買候て可給。あかがね之事其方銀屋に御みせ候て、へり申間敷あかがねにて候はゞ、四貫五百め程御買候て可給候、以上。

態令啓候。

一、御舟之金具共に薄多入可申候へ共、俄無之候て手をつき申候。然者從利家薄之儀被仰越候付而、能州薄屋共へ被仰付候由候。其義は追而可被仰付候。此方之儀は急之用候間、先々

薄は箱なり

薄出來次第、此方取寄申度候。被成其御心得、借給候者可爲祝着事。

一、御舟之かな物、本を進じ候。此方にあかがね一切無之候間、於其方御かはせ候て、即兩國へ可被仰付候。何もきかな物にて候事。

一、此方に申付候金具共、是又あかがね一切無之候間、其方に而五貫文め御かはせ候て可給事。

一、諸奉公人之義付而、今度重而被成下御朱印候間、高札進之候。尙以下々堅可被仰付事。猶追而可申入候、恐々謹言。

正月廿九日

孫四利 長判

二月十五日。前田利家書を高島定吉に與へて、録進したる從軍歩騎の定員より少きを叱責す。

〔高島氏藏文書〕

出陣軍之事、四人役と申定候處、三人役に書立到來、何としたり義候や、更に不能分別候。最前上方より以書狀申届候へば、加増之役も於可調は、則可遣之旨申越候間、尤別儀あるまじく候由返事に候間、定而役より餘分も可有之と内々心得候。此度天下勤度候一大事之御陣たる皆々にはづれ、我を可出覺悟は無之、常々人をも不抱、無嗜なる分別、我々外聞までう



しない候躰、沙汰之限に候。其分に候而者無出陣可申候。不苦候條可有其心得候、恐々謹言。

二月十五日

利家印

高島石見守殿 進之

二月十八日。前田安勝越前敦賀の米穀を九州に輸するを以て、水主を加賀・能登に徴す。

〔敦賀小宮山氏藏文書〕

一筆遣候。仍而敦賀高嶋屋船かこ共之義、從去年高嶋屋やとひ候かこ共、いづれも可罷上候。敦賀之米九州へ被遣候間、早々かこ共此土へ迄可罷上候也。

天正廿年二月十八日

五郎兵衛安勝 印

賀州

能州 諸浦中

二月下旬。前田利家京師に赴き、金澤に留守せる利長をして城壘を築かしむ。

〔三壺記〕

文祿元年二月下旬に、利家公御國を御發駕被成、京都へ上着被成しかば、肥前守利長公へ被仰渡、金澤の城を石垣に可被成旨御意を請させ給ひ、御指圖等有ける故、小奉行共役人郡の夫人足等觸させ給ひ、戸室より石を切出させ給ひけり。金澤の城と申は、近き比まで一向宗の本願寺の末寺有て、在々所々より參詣し、おやまと申ならしけるを、佐久間玄蕃しばらく居城して、かきあげて城の形になし、夫より御取立ありて、山城に被成、惣構・一二の曲輪・本丸の廻り堤をほりけり。彼一向宗の末寺の御堂坊主に、廣濟寺居住し給ふ時、ちやくと云女あり、朝夕汲みたる池有しを、ちやくの池と名付、利長公の時分まで御用ひ有しとかや。楮石垣をつき立させ給ふに、東の方兩度まで崩れしに、幾千人の費となりて、利長公も御難義に思召て、此段上方へ相聞えければ、利家公篠原出羽守を召て、委細に被仰渡て、早々金澤へ罷下り、石垣つかせ可申旨にて、利長公へも被仰進ければ、利長公其義ならば、出羽守承りの通りつかせ候へとて、森山へ御歸城し給ふ。出羽守承りて、石垣を八步通りつき立て、少えんを出してつき、成就しければ、利長公以の外御腹立にて、高石垣に段をいたしたる事は、沙汰の限りと被仰出けれども、出來の上は是非に不及して、御堪忍ぞ被成ける。二三の丸・西の丸・北の丸まで人持衆並居て、屋敷相渡り、屋形々々美々敷ぞ立られければ、大阪・駿河に相續ぎ、名城とこそ申けれ。



四四〇  
三月五日。前田利家將に征明軍に従はんとするを以て、夫人芳春院吉田兼見に囑して祈禱せしむ。

〔兼見郷記〕

五日乙丑、羽柴筑州内義より之狀到來云。今度筑州御入唐御供也。軍陣之被・同守所望候由申來、調可持進之由、令返事訖。

三月十六日。前田利家石見の津吏に牒して、肥前名護屋に廻漕する兵糧米に對し船役を徵せざらしむ。

〔寸錦雜編〕

已上

九州那古屋に爲兵糧米届候舟共、於其津船役有間敷之旨得御詮候間、無異儀可被相通候。若何かと有て、役儀於被下置は、以増倍可指置候。爲御心得申入候。尙以御用捨頼入候、恐々謹言。

三月十六日

筑前守 利 家 判

石見代官中

三月十七日。前田利家兵を率ゐて京師を發す。

〔貞山公治家記録〕

公は伊達政宗

三月甲辰大、十七日丁丑、公京都御出陣肥州名護屋に趣き玉ふ。此日大神君・加賀利家朝臣羽柴筑前守・常陸侍從義宣朝臣佐竹右京大夫も御出陣なり。御出陣の次第、一番加賀宰相殿、二番大神君、三番は公、四番常陸侍從殿と、兼日太閤より仰出さる。右四家の御人數、聚樂御屋敷より戻橋へ打出され、越後宰相景勝朝臣上杉越後守の屋敷前を、大宮通りへなり。洛中の貴賤聚り、視者甚夥し。

四月十四日。前田利長の臣淺井左馬助・宇野平八、等輩萩原八兵衛・向彌八郎と越中射水郡岩淵に争鬪す。

〔前田家雜錄〕

森山岩淵之喧嘩之一卷

一、利家様は萩原八兵衛、神尾圖書取持にて被召出、御知行五百石拜領仕、御奉公相勤罷在候。其後八兵衛大酒仕に付、圖書を以御しかりに逢申候處に、御悔を申上、御國を立退申支度仕に付、御懇の御意を以、御加増百石拜領仕、鍵奉行被仰付候。其後喧嘩にて、文祿元年



四月十四日於岩淵、四十二歳にて相果候。

一、上方にて向井彌八郎と申兒小姓被召置、當國に親類無之者故に、萩原八兵衛・吉田三右衛門、此兩人に向彌八郎を御預ケ被遊、忝同事に介抱仕様に被仰付候。萩原八兵衛近所明屋敷有之、御普請被仰付向彌八郎に被下置。彌八郎も右兩人の者を親と頼み申様に被仰付。故に若年より心易出入仕候。然處に彌八郎、御城御夜詰過て罷歸候道にて、不慮に闇討に逢申所に、彌八郎も刀を抜合候得共、行方なく追失ひ、無是非宿む罷歸、道より萩原八兵衛・吉田三右衛門兩人方致案内候へば、兩人かけ付、彌八郎に様子具に相尋候處に、彌八郎申候は、相手覺無之候、其上討洩し申上は切腹可致旨、達て兩人の者に申候を、兩人色々いさめ置、萩原八兵衛方より、委細書付を以相立御耳申處に、御前の御意には、出抜闇討に仕上は不力仕合に候條、萩原八兵衛・吉田三右衛門兩人致介抱、能々爲養生、本復次第御奉公に罷出候様に被仰付候。然所に兩人存候は、忝より御預の彌八郎に候へば、其通に捨置申事、世間の唱御前の思召も如何奉存候故、其後彌八郎に、何となく兩人申候は、其方を心掛闇討に致程の事に候へば、身に覺の無之義有間敷候。我々に相手を申候様にと、度々相尋候へども覺無之由申候。彌八郎存寄には、唯今相手を申聞候者、兩人定て即時に可討果候。左候ば私の遺恨にて能侍兩人うしなひ、其上事濟申上にて、闇々と腹を切申事無詮所と存寄、誓言を以深

くかくし、毛頭覺無之由ちんじ、兩人の憤を休め、本復次第討果し可申と存、彌不存様にいたし候へども、御家中に相手も大形知れ申所に、其分に致し數月送申候事、若き者にはかひなき様に取沙汰有之に付、萩原八兵衛聞兼て、彌八郎に申候は、其身相弟子の内に相手有之由風聞有之候處に、ちんじ申候、沙汰の限とさんく立腹いたし、無言にて座敷を立申候。彌八郎一念に有之事に候間、彌八郎罷出候ば、定て山口庄九郎と討果し可申と重て取沙汰有之候を、御横目青木氏、具に書付を以利家様申上候。然所に山口庄九郎・半四郎外の科被仰出、兩人上口へ追放被仰付候。向彌八郎此様子承、萩原八兵衛に參、御家禮伊藤次右衛門少の内御貸可被下旨申候而、次右衛門召連宿所へ罷歸り、八兵衛・三右衛門兩人方への書置一通取出、次右衛門に申候は、近頃不祥成事に候得共、其方を頼申度儀出來致し候。定て其方も聞及可申候、手前遺恨候て、山口庄九郎我等を闇討に致し申段、慥に覺有之候へども、深く隠し置候。則常々存立申趣、御兩人に唯今までちんじ申心底、具に書置兩人に遺可申と存兼て調置如此候所、今朝俄に山口庄九郎、上口へ御追放の由承申に付、追掛道にて本意を遂可申と存候。定て淺井左馬所より、侍をも指添可參と存候。我等一人にて討留申事無心許存、其方を頼み本意を遂申度候、被頼候者未來をかけ満足可申候由。次右衛門承り、神妙成御心底易き事と申出、兩人にて追掛、竹の橋まで參候所に、彌八郎道を急ぎ申故、事の外よりは



申鉢に相見え候に付、次右衛門申候は、是より杉の瀬越と申近道を直に罷越可申とて、則其道を越て、津幡より十四五町末に罷出相待候處に、山口庄九郎若黨壹人召連、から尻馬に乗參候を、彌八郎・次右衛門兩人共に、脇の小家に隠れ居て時分を伺、彌八郎罷出言葉をかけ申候處に、庄九郎意得て馬より飛おり申候所を、高も、切落討留申候。庄九郎若黨抜合、彌八郎に切てかゝり申所を、次右衛門後に廻り討留申候。半四郎は少跡より歩にて參候を、彌八郎出向、其方は古より遺恨もなく候間、構不申由申候へば、半四郎尤互に遺恨もなく候へども、庄九郎を爲討、其通に致し罷通り申事、侍の本意にあらず候とて、小家を小楯にとり、はげしく切てかゝり打合候内に、彌八郎刀を打おとされ候を、すかさず飛込、脇指を抜、半四郎を討留申候。家來兩人切てかゝり申所を、切拂ひ申内に、壹人深手を負、津幡の方へ四五町立退き、水を吞其儘果申候。一人は行方なく成申候。上下五人の内四人討留、彌八郎、次右衛門兩人も、淺手を負申候。兩人ともに息され申に付、津幡にて湯づけをたべて、彌八郎次右衛門に申候は、其方影にて本意を遂満足申候、是にて切腹可致候間、其方介錯頼申由。次右衛門申候は思召尤に候へども、併進の事に森山に閑に御引取、八兵衛寺全昌寺にて御切腹可然の旨申に付、打連罷歸申候。

一、萩原八兵衛・吉田三右衛門兩人聞付、無心許存、何も馬に乗り跡をしたひ、若彌八郎を爲

十三人は五人なるべし

森山は守山

討候はゞ、誰々によらず一人もあますまじき由、兩人互に申談、急ぎ申候所に、竹橋より前小坂と云所にて、彌八郎・次右衛門兩人に行逢、様子相尋候へば、右の首尾共一々語り申候。さて、手柄の段申べき様無之候と申、同道三町計坂の登り候へば、矢嶋平左衛門と申半人、日來萩原八兵衛と念頃に咄申に付、何の様子も不存候へども、事がましく參候を無心元存、弓を持つかみ矢にて歩にて出向、それより以上十三人にて罷歸申候。三右衛門・八兵衛に申候者、此事最早森山に其隠れ有之間敷候。然者淺井左馬出向申事も可有之候。左様に候ば、左馬日頃目掛の者共かけつけ人多く成候は、森山に引取申事成兼可申候。是よりしんがの渡し越候て可參由申候所、八兵衛承り、ケ様に退き申には、是程の人数にては、千騎・萬騎にて道をしきり候ても、本道を退き申ものにて候。それは一騎侍の忍びを本意に存時は尤に候。貴殿はしんがの渡しを被越候へ、手前は直に參と申候。三右衛門承り、何茂御聞被成候哉、八兵衛殿の常のこは口が又出申と打笑、何茂本道を靜に罷歸申候。

一、向彌八郎、山口庄九郎跡をしたひ、津幡にて討留申段、森山へ具に相聞え、淺井左馬承り、庄九郎事我等不通儀は諸人存たる事に候へば、其通には成間敷候とて、侍十五人召連、森山を罷出、岩ヶ淵まで出向被申候。然處に左馬目掛の者共、追々かけつけ、百騎計にて、何れも面々の得たる道具を持罷出申候所に、宇野平八左馬に被申候者、侍の義に當り命を捨



候事不珍候。前後首尾の能き様に、御思案可有之所かと存候由被申候得共、左馬聞も不入、出向被申候。然所に萩原八兵衛・吉田三右衛門兩人は馬に乗、吉田はす鎗、萩原は十文字の鎗を爲持參候を、左馬八兵衛に被申候は、能相手覺悟いたし候へど、言葉をかけ被申候へば、八兵衛靜に坂下まで馬を乗付、馬よりおり立て、十文字を取、左馬に申候は、本人は向彌八郎にて有之候處、某をあまさじとは如何の思召と云々。左馬尻目にかけて近寄申時、跡四人も我先にとすゝみ申候。其時左馬方色めき、左馬家來七八人打物のさやをはづしかけ、ふさがり申所を、八兵衛方矢島平左衛門こらへず、左馬方へ矢を射掛申候へば、左馬方大勢切て掛り申内に、八兵衛と左馬卅間計相延申候へば、左馬より矢尻を揃、雨のふる如くに射掛申に付、八兵衛一段ひくき所へ飛おり、楯を取身をそばめ居候へば、口頃の口程もなき臆病者哉、いづくへのがし可申かど、坂中まで取掛候へども、八兵衛は少も不動居申候。彌八郎方おくすと見て、彌勝に乗、はげしく切て掛申候。彌八郎・次右衛門・平左衛門は、弓を捨太刀打成候て、四人面も不振切て大勢を切くづし、取分向彌八郎と次右衛門兩人は、十間計先へすゝみ、一足不引討死仕候。其時左馬方敗北仕内、左馬馬の先へ、息をもつがす八兵衛・三右衛門突て掛り候處、一人先に進み候者を突たふし候へば、八兵衛鎗の柄に、一兩人取付引合申處、平左衛門、八兵衛左のひぢの下をくゞり、大勢を切拂、二人即時に討留、其身も深手

を負、行たふれ居申候。八兵衛は平左衛門上を乗越、左馬を目掛間近く突てかゝり候へば、左馬も馬よりおり立、三間柄のすやりを持、八兵衛と鎗を合、二つ三つ突合申内に、八兵衛むないたを突通され候へば、其時持たる十文字を捨、左の手にて左馬が鎗をたぐり、手ごさきに成候時、件の具足切と云刀を抜、左馬を唯一打と打掛申所を、水野内匠・宇野平八、左馬に鎗を捨候へと聲々に申に付、其時左馬鎗の石づきをね捨候へば、八兵衛は申指に成て、岩ヶ淵へ落申候。暫有てうき上り、鎗も刀も持ながら、三間計流申を、左馬方より引上申候。然處胸の内に裏を返したる矢二筋、其外鎗きす切疵身の明所もなき程に御座候。吉田三右衛門も深手を負、行たふれ居申候て、左馬を討洩し口惜きと申候て、働事もなく被討申候。

一、喧嘩事濟、左馬被申候は、此上は切腹の外は有間敷候得共、相立御聞、如何様共御意次第と、相談相定申候所ね、左馬方に奥村又十郎、八兵衛方に榎大學・中村七之助掛付被申候。大學・七之助は、八兵衛と兄弟同事に念頃に致し申に付、左馬をあまさじと、鎗のさやははづしかゝり申所に、宇野平八郎罷出、偕々各ははやりたる御振舞哉、此方にも討るゝもの多く御座候へば、最早互に遺恨もなき所にて候。日頃咄申筋目を以、是まで罷出候得ば、義理は是にて相立申候。事濟ての上は手前あつかひ申候。其上御前の思召も如何被存候哉、義に當る所にて侍は命をやすく捨、又惜むべき所にては成程命を大事に致し、御用に相立申所、侍



の本意かと存候。是非某に御任せ候へど、申候得者、双方共に尤と同じ、森山へ引取申候。

一、矢島平左衛門は、何れも人能く存たる浪人故、左馬方にも討留不申候所、梅大學・七之助兩人介抱いたし、乗物にのせ召連、森山に罷歸申候。

一、利家様相立御耳申所に、事之外被遊御立腹、是非に左馬に切腹可被仰付之旨被仰出候所、利長様色々御諍言を以、利家様御一代は浪人被仰付、能州に蟄居被仰付候。

一、萩原八兵衛妻女は、六歳の男子一人召連、佐州淨土眞宗傳光寺に引取申候。九歳の娘は好見ヨシミの者に預け置申候。其後六歳の男子をば神尾圖書呼寄、十六歳まで預り置申候。

杉本覺書に、或説に云、八兵衛・三右衛門・彌八同道、田子と云所に來り、辨當つかふ所に、守山より糺うり來り云けるは、守山の侍衆上を下へ返し候。山口殿・齋藤殿を彌八殿あやまり玉ふ由相きこえ、彌八殿御歸を岩淵に大勢出て御待にて候。殊之外騒動候。守山へ御越あらば氣遣あれと云を聞て、彌八云けるは、某は相手に候へば覺悟の所也、御兩人は更に構なき事に候へば、是より關野越に守山へ御歸あれと云ければ、兩人聞て、愚なることを承候、今朝守山を出るより覺悟にて候、御手前一人引放し道をかへ歸るべきことに非ず、いざ急げと岩淵に來りけると云々。又一説に、向を關打にせしものは歩行なるが、彌八に遺恨有てねらひ切て逃去る。是宇野が不道ものと云々。

〔桑華字苑〕

一、天正拾四五年の比か、利長公越中森山に御在城の時、齋藤半四郎四百石、山口庄九郎二百石、宇野甚太郎三百石、此者ども少事在之御扶持をはなさる。去其其節は物事ゆるかせの時分にて、三人ながら森山に居て、或夜山崎五郎右衛門所に、夜の九つ時分まで、右の三人向井彌八郎咄在之、歸りに道にてわかれ、向は我が町わはいる。然所に何者ともしれず、彌八郎を一刀切てにぐる。くらさはくらし、斗方なく辻切よとよばる。町人、萩原八兵衛五百石、吉田三右衛門三百石折合て、何者ぞと尋れども、彌八郎も刀をぬき、やるまいと云ておひ候へ共、手は負ひ、くらくて行方しれず、首尾をとへば右の様子を語る。八兵衛申は、扱は三人の者ども切申物にて可有之候、追付討果可申とて追懸候へば、程なくおつゝく。三人の者ども肝をつぶし、ゆめ／＼不知、去ども是非あひてにと被存ば、是非に不及と云。彌八郎少も左様に在間鋪とて歸り、手を養生する。萩原八兵衛申は、三人の者ども御かんきをかうむる事、彌八郎口ゆゑと何も存居申なり。然ば今度其方を關討に仕たるは、三人の者どもにまぎれなし。手きす本復の後、是非討果可申候はでは埒明不申候と、常々申に付て彌八郎もがつてんなり。是を聞てや在けん齋藤半九郎・山口庄九郎兩人、身上かせぎに上方へ行、向井彌八郎おひ懸る。萩原爲合力若黨を彌八郎に付る。彌八郎病後故か追付事ならず、兩人



津幡の町へはいるを見て、もはや追付事なるまじ、是にて腹をきらん、此首尾其方八兵衛に語れと云。八兵衛若黨申は、是より脇道在、先へ御まはり被成待請たまへと云。さらばとて杉の瀬越に中條へ出待請、兩人何心もなく来る所を、彌八郎並に八兵衛若黨兩人して、鎧を以て半九郎・庄九郎をつきたふし、此方は手も不負、森山へ歸る。八兵衛若黨先へ注進す。八兵衛・三右衛門迎に今石動迄出むかひ、同心して歸る。半四郎・庄九郎家來森山へ來て、右の首尾をつぐる。淺井左馬助六千石・宇野平八郎三千五百石、此衆半四郎・庄九郎と別而ちいんなるに依て、大勢にて森山より岩淵と云所へ來りて待懸る。萩原八兵衛若黨申は、森山より半四郎・庄九郎方の衆來ると覺申候、脇道より御歸被成よと云。彌八郎・八兵衛・三右衛門談合して、脇道を歸りては、かばねの上までのちじよくなるべし、本道を歸り、敵在らば可討果とて歸る。如案左馬・平八大ぜいにて、岩淵の切所を前にあて、とうまちくいのごとくにして待請たり。三人の方も覺悟の前なりければ、各名乗懸鎧を以つき合、三人方上下五六人死す。左馬・平八方にも死人在。扱左馬助・平八直に上京して、御意次第切腹可仕と云。利長様被聞召分、御しやめん被成處に、前田對馬殿御與様より、大納言様迄被仰入、利家様より利長様へ切腹被仰付御尤と御意に付て、宇野平八切腹仕、淺井左馬は御扶持はなされ相濟。木村藤兵衛語る。

四月。前田利家肥前名護屋に至り、城北に陣す。

〔貞山公治家記録〕

此後公肥前國名護屋に御着陣。大神君・加賀宰相殿は名護屋御城の北に、入海を隔て、御陣場あり。公も其北の方に御陣を取り給ふ。西は結城少將秀康朝臣の陣取なり。

五月五日。前田利家家臣篠原一孝の從僕、肥前名護屋に於いて徳川家康の家奴と、汲水の事により争鬪す。

〔利家記〕

一、先年なごや御陣の時、五月五日に内府御家中、大納言様御内篠原出羽水くみ、假初に申事出来、大成儀に成、兩家中侍衆出合せ、已に鎗合の喧嘩に成候刻物語。利家様御ひいき蒲生飛驒殿・淺野左京殿・毛利河内殿兩三人は、取分人數具足をさせ御越候て、何方に人數そなへ可申候由河内殿などは御申候由。飛驒殿・左京殿は少程遠く陣取候故、船にて御越候由。又は御家中長九郎左衛門五百計にて引連被參候由。一段人をあづけ候ものは其心得尤候由、利家様御機嫌よく候由。金森法印・堀久太郎殿・村上周防殿などは、公儀への御仕付に御出はなく候へども、利家様に人を御門に付置、大納言様御出次第に大府へすぐに押懸り可申候由、

公は伊達政

この事諸書  
文祿二年に  
係り同五年に  
月とも伊達政  
宗は伊達政  
に於てこの後  
事件に關係の  
す、故に今  
元年来に係る



御内證の御使御座候由。正宗は其より前に大納言様より金子を三十枚かり被申候。利家様へも其時使者を進じ、内府へも使者しんじ被申候。千計ぬし小屋場に人數丸め成居申候。然共鐵砲さき大納言様御小屋場の分へむけて居被申候を、横目に被遣候宮川與左衛門・野村勘兵衛罷歸申上候へば、事の外利家公、正宗若きものに似合ぬうちまたかうやくと御意に而、其後京・伏見にて迄も其時の御物語出候へば、右之通御意に有之候。扱内府へ徳山五兵衛を被遣候。我等者共制度申付喧嘩場へ出し不申候、家康之衆は皆々御出し候と見え申候、如何之儀に候哉と被仰遣。様子御見せ候得ば、内府は家の屋根へ御あがり候て、是はく計被仰、御せうしがり候躰に候。御近所に人數二百共罷有まじくと、五兵衛罷歸申上候へば、利家様御意に、それこそ見せに遣したるなれば、先喧嘩はじまると其儘直に家康旗本へかへり打果すべし、我等やくにも可立と存ものは先へ可參、我等傍に可有之由御下知候由、後迄も其御物語出候へば、右之通御意、又は何も語被申候。色々物語多候事。

## 〔貞山公家記録〕

下旬名護屋に於て、大神君の御家中と加賀宰相殿家中と喧嘩騒動する事あり。其故は大神君御陣所の下に清水あり。宰相殿の陣取も相並び、其間二町計り隔りたる故に、宰相殿家中の者其清水を汲む處に、大神君御家中の者水乏きに因て汲せまじきと相防ぎ、遂に口論に及ぶ。

本文下旬と  
するは六月  
なり、前書  
と相違せり

公は伊達政  
宗

然る處に宰相殿陣所の者共、此由を聞傳て悉く馳集。大神君の御陣所よりも追々出合ひ、後には二三千人に成たり。双方何れも武具は着せず。宰相殿家中より大身と見えたる士は一人も不出。大神君の御陣所よりは本多中務大輔殿忠勝を始として各出合せ、喧嘩を抑ふるといへども、双方前をつかへ鍵を取て事危急に見えたり。公は本より大神君をも宰相殿へも御懇なりといへども、大神君別して御懇篤なる故に、大事に及ばず御味方を成し玉ふべしと、御家中の輩に其心懸け仰付置かる。大神君の御鐵砲奉行服部半藏・渡部半藏兩人、鐵砲三百挺計り持せ、喧嘩には不構して宰相殿陣所の後に相詰め、自然事出るに於ては、本陣へ取懸くべき様子に見えたり。公御陣中より御家老の輩二三人差遣され、喧嘩を制止せらる。因て双方共に連々引退き漸く無事に屬す。其以後大神君・利家朝臣兩御陣所、名護屋御城へ程遠きの由殿下仰出され、御城近所へ相移さると云々。

## 〔可觀小説〕

一、高麗陣の時、肥前名護屋に而、家康公御陣取の下に清水あり、諸大名より御斷を申て汲む。餘り汲むに付家康公より仲間を云付、その後は餘り汲せず。六月末にて清水の涌く事少く候時、加賀大納言利家卿の陣より十二三人づれにて水汲に來。番人出て水多からず汲事無用と言。利家衆は是非汲んと匂る。既に色めくを見て、利家卿より侍共十人廿人充走集り、



少の間に二三千計も集る。家康陣よりも若侍ども千餘罷出、弓鐵炮を立、鎧の鞘をはづしひらめき候に付、本多中書忠勝・榊原式部康政・松平和泉守真乘等十人計出會、喧嘩を押ゆる。忠勝は澁手拭にて鉢巻し、式部は大はだぬぎに成、兩方の間に割入、互に高聲にて問答數刻に及ぶ。家康は御涼所の亭へ上り、此手柄と號する御腰物をさゝれ御覽あり。鐵炮頭服部半藏と渡邊忠右衛門は鐵炮三百挺召連、喧嘩の場へは不來、利家の陣所の裏門の所ね詰懸、事出來せば利家本陣へ可取掛鉢なり。此事利家陣より喧嘩の場へ通じ候哉、次第くは兩方引別れ候。太閤様御意にて、其後利家卿陣替被仰付、互に遠く成にけり。

九月七日。前田利家、豊臣秀吉より征明都督たることを命ぜられ、日を期して將に海に航せんとす。

## 〔國祖遺言〕

一、唐陣之儀、承候分書付申候。太閤様なごやに御在陣被成、いづれも屋形くも出來候。其時唐より人數出、日本之人數あしく候由、唐より御注進被申上候處、大府・大納言様其外日本之國郡もち、御加勢被遣御談合之刻、利家様被仰候者、先上様御もつたいなく存候、御人數は中國・四國・九州は不殘、其外も罷越有之。もはや此上は大將一人御名代被遣、唐人共を引受合戰仕義に御座候。私此度罷越、唐四百餘州をさりとくづし、御手に入可申旨被仰上候

大府は内府  
徳川家康

筑前は前田  
利家

御上様は利  
家夫人

へば、扱もく我等存るやうには被申候。左候は頼申由御意。其時大府泪をながし、我等儀筑前よりも國數も取申候、望可申と存る所に、筑前守にこそこれ候と泪を御ながし候。扱殿様被仰候は、それは家やす被申分尤に候、但筑前が是に居不申候時、左様の分別候へど、いよいよ被仰候由。然處に上様、何事も被申分無用に候、此度も筑前被申分満足申旨御意に候。然處に大名小名、あの家やすはらなきはと申衆多有之由に候。扱殿様屋形へ御歸宅にて、舟共御用意、扱加州へ御仕置の御使、もはや二度日本へ歸申間敷候と、野村七兵衛を被遣。じゆらくに御上様、金澤肥前様へ御同輩の御書にて、若百に一歸朝申候て唐國迄も切取、名を上候而見候へど、御直書に候。御家中いづれも、大名小名皆々豊後・左馬助をはじめ、ゆいごん同前に申越候。日數九日之間不破彦三・長九郎左衛門・中川清六・高島織部・片山内膳・青山與三・前田又左衛門殿名代篠原出羽・奥村助十郎・前田孫左衛門・不破源六・半田半兵衛・北村三右衛門・富田左太夫・奥野與兵衛・岡田長左衛門・高島平左衛門・高山南坊・村井豊後・村井左馬助、其外御家中大名小名、今やくと御左右次第に、舟出場にて酒もりをして待被申候旨に候。其内に唐よりこうさん、味方出す候ともまづ無事に成候故、殿様をば上様不召遣候。京伏見天下共、利家様とらぬ弓矢を御取、今に不初御名上させられ、御手柄と申候。家やすの其時のそらなきを、金森法印・蒲生飛騨殿・淺野彈正殿・有間法印殿など御越候ては御わ



らひ被成候事。右之時上様唐へ御書の寫。

今度唐より人数出し申候旨、追々注進得其意候付、秀吉爲名代加賀宰相羽柴筑前守指遣、近日渡海申付候。此者下知次第に合戦可仕候。此旨申遣上者、筑前守申付は秀吉下知と存、誰々不寄背者於有之者、急度成敗可被加條、其意可存候。猶右之趣三人之横目共に申合候。其外の人数共、銘々筑前守可申渡者也。

九月七日

朱印

九月十五日。豊臣秀吉明軍退却の報を得たることを前田利家に告ぐ。

〔袂草〕

一、文祿二年秀吉公朝鮮國を攻破、大明迄隨へ給はん大望有て、肥前國名護屋に旅館を建、御滞留被成、朝鮮へ手遣有之。然内に大明より大軍にて朝鮮をすくふ。依之重而御人数可被遣、誰と有所に、利家公身不肖ながら、爲御名代被遣候はゞ、大明人一々撫切に仕、夫より附入、大明迄御手に入可申由被仰。秀吉公大に御満足被成、今一左右次第可被遣と有所に、大明より和睦を乞、依之其時内書。

自筆にて申入候、今度唐人数萬の人数を出す由、彼地より申越候處に、御手前我等爲名代渡唐有、四百餘州隨へべき望、扱もく心地よき心中感事頼母敷覺申候。今にはじめざる事な

本文二年とすれども前條の事情を案するに元

がら、大慶不過之候。然ども唐人ども詫言申、人数引由注進申越候。重而可申談候、恐々謹言。

九月十五日

太 閣判

羽柴筑前守殿

九月十九日。前田利家陣中の費大なるを以て、金澤の計吏に命じ、嚴に今年の租を徴せしむ。

〔三輪家傳書〕

急度申遣候。仍皆々代官所年貢諸物成事、當年は少も無未進様に可申付候。いづれも諸侍國をへだて令長陣、晝夜普請、其上高麗唐までも可越と覺悟有之事候。少の代官にかゝり、國に有ながら百姓前過分の未進をさせ、其年の算用をさへしかね候段、沙汰之限、比興第一候。早々中勘定を仕、五郎兵衛まで可上置候。歸陣候節途算用、未進をさせ候代官は、自今以後のため、又は申付遣候事共違背の間、急乎可成敗候。後日之爲届申遣もの也。

天正廿 九月十九日

利 家判

今井彦右衛門どの



三輪藤兵衛どの  
大井久兵衛どの

九月廿一日。豊臣秀吉、前田利家に書を與へてその証明都督たることを免ず。

〔寸錦雜編〕

今度は唐人數萬騎人數出申候由に付て、先夜は貴所罷越我等名代として、唐四百餘州を切したかへ可申候旨望み申候儀、誠に手がら之被申分、不初今儀と申ながら大慶申候。然所に彼唐人共わびごとを申、人數共も引入申候由注進申越候間、此度はまづから入は指延可被申候。何事もく、以面具に可申渡候。其心得可有之、恐々し。

九月廿一日

太かう判

羽柴筑前守殿

十月十四日。前田利長書を三輪藤兵衛に與へて、豊臣秀吉が製艦の材を能登に求めんとするを告ぐ。

〔三輪家傳書〕

追而從太閤様、大あたけ舟被仰付候。然ば船木之事於奥能登相尋可被下置候、定而かくし可申候間、成其心得、入念馳走尤に候、以上。

爲在洛見舞書狀、殊菱喰壹、鱈五到來候、遠路入情之段別而喜悅此事候。其元無異儀之旨尤に候。委細尙瓜生源左衛門可申候、謹言。

十月十四日

利長判

三輪藤兵衛尉殿

十一月五日。前田利家肥前名護屋の陣營に於いて豊臣秀吉を招き茗謙を開く。

〔國初遺文〕

昨日御茶給候て過分存候。殊いろくちそう之段、御禮申つくしがたくまんぞく申事に候。露地の躰作事可申様もなく候。すきの事は不及申候。猶面之刻可申候、恐々謹言。

十一月六日

太かう判

羽柴筑前守殿

尙々此ふくろみち進之候。

加賀藩史料 第一編 文祿元年



文祿二年

正月三日。前田利家征明第二軍の將たるべき命を受け、將に渡海せんとするを以て、船具水夫を送るべきを命ず。

〔三輪家傳書〕

尙々かこの事、能登・加賀・越中三ヶ國へ可申付候、以上。

來三月御渡海相定に付て、船など調として、大坂へ逸兵衛・小右衛門を遣候。然者種善坊・其方兩人早々大坂へ越候て、用の事共相調可越候。此書付參着次第、はや其地を出候はでは用立間敷候。其心得專用候。

一、つな・いかり・かこの事、船五そうの分わり付可給由、五郎兵衛一書にて遣候。彦右衛門・大井久兵衛など早々尾山へ越候而、五郎兵衛令談合、一刻も急わり合可上候。二月のすへに大坂よりなごやへ越候はでは用に不立候間、よるひる共なく可申付候。今度程のせんどは、後さき又とあるまじく候に、在所に有ながら、此方之儀をば皆々油断と相見え候。命ながらへ歸朝候はゞ如何可有之候哉。ちと情に入尤に候、謹言。

正月三日

利家印

三輪藤兵衛殿

〔貞山公治家記録〕

文祿二年正月太閤より、公朝鮮御渡海の義仰出さる。此節淺野左京大夫殿も一同に渡海仰付らる。是より前に淺野彈正少弼殿は、御人數遣ひ及び兵糧御賦りの、御代官として渡海仰付らると云々。是大明よりの御和平取扱ひの事破れ、剩へ大明の兵と一戦の上、本朝の御人數勝利を失ひ、先手の輩撃破らるゝの由、殿下聞召され、物深く御弓箭に及ばる事は如何なり。本朝よりの船着き、朝鮮の釜山浦に要害相築かれ、西國・四國・九州・中國の御人數を籠置かれ、殿下は秋中に名護屋へ歸陣し玉ふべき旨仰出され、今度先づ渡海の衆、一番に公・淺野左京大夫殿、二番に加賀宰相利家朝臣・會津少將氏郷朝臣、三番に大神君、其外關東・越後衆残らず出船せらるべきの旨仰出さる。公は渡海の御先勢として、原田左馬助宗時・富塚内藏信綱をして、此月名護屋を出船せしめらる。

成實記録等に、此年正月淺野彈正少弼殿子息左京大夫殿へ渡海仰出さる。其に就て公へも同事に仰出さる。三月十五日に御出船なり。原田左馬助・富塚内藏は二月渡海と記せり。此事を考るに、淺野殿父子へ一度に渡海仰付られたるに非ず。彈正少弼殿は先に渡海を命ぜられ、左京大夫殿は追て渡海仰付らる。然れば正月は彈正少弼殿へ仰出され、公と左京

公は伊達政宗



大夫殿は正月に非ず、二月十一日以降なり。十日・十一日秋保彈正・松井法眼に賜ふ御書に渡海の事なく、御茶湯の事等見えたり。大神君及び加賀宰相以下御渡海の事、此節二番・三番に出船し玉ふ様にと仰出さるるといへども、遂に渡海し給はず。後に相止みたる見えたり。

二月二十日。前田利家小幡彦三郎に對し、將に渡海せんとするを告ぐ。

〔津輕貴田氏藏文書〕

年頭之祝義として遠路處飛脚、殊にゆがけ拾五具送給候。節々音信、別而祝着不斜候。仍高麗表之義無事相進付而、御人數被遣候。就其我等も令渡海候。彼表無程可相濟候間可御心易候。尙五兵衛かたより具可申候、恐々謹言。

二月二十日

利 家 印

小幡彦三郎殿

三月二日。前田利家後藤五郎左衛門に命じ、判金に署する花押を慎重にせしむ。

〔國初遺文〕

以上

態申遣候。仍年々判を仕上金事、沙汰限り惡候て、行末にて一切とらさ候間、成其意、向後念入候而可判を候。以來惡候はゞ、可成敗候間爲届申聞候也。

文祿二年三月二日

利 家 印

能登銀や 後藤五郎左衛門

三月十四日。前田利家今月二十日を以て啓行せんとの風聞あり。後故ありて果さず。

〔貞山公治家記録〕

文祿二年三月丙辰小十四日癸巳。公明日名護屋を出船し、朝鮮へ趣き給ふに就て、今日御母公へ御進上の御書、御女房小少將方への御充所に認められ贈進せらる。其趣、大明より朝鮮へ、本朝無事の取扱ひ去年七月より有りて、正月始めに事済む様に申來るの所に、如何様の義にや其事なし。本朝の御人數悉く討負け、先手先づ相敗るゝの由、太閤聞召され、箇様ならば、御弓箭物深く爲給ふべき事如何なり。朝鮮の内本朝よりの舟着き、釜山浦と云ふ所に要害共數多相築かれ、西國・四國・九州・中國の衆を籠置かれ、先以て殿下は秋中に御歸陣あ



るべきの由にて、此度渡海仰出されたる衆、一番に淺野左京大夫殿と公を仰付らる。邊土に生れ給ふといへども、一番に仰付らる事御手柄なるの由、各褒美ある事なり。二番に利家朝臣・氏郷朝臣、三番に大神君、其外關東・越後衆、何れも不殘渡海仰出さる。利家朝臣の一組は、今月二十日比出船たるべし。最早船も相立らる、今少し船不足の由なり。委細の義は屋代勸解由兵衛方へ仰下さる、相尋らるべし。御聞く、御書も委くは相調られ難し。朝鮮より二十日の内に、御船を立られ仰進ぜらるべき間御心安かるべし。各に御傳語ある由、恐れながら仰せられ賜はるべし。簡様の時節に御生れ合ひ、三韓への御先懸け仰付らる事御満悦なり。歴々の衆名護屋に在陣せらるといへども、是は何れも並方の義なり。此度の御仕合せ其許に於ても御満足たるべき旨著さる。

三月二十日。前田利長越中礪波郡今石動永傳寺へ米百俵の地を寄附す。

〔越中古文書〕

爲寺領分、如先々百俵之地令寄進候。全可有知行狀如件。

文祿二年三月二十日

永傳寺

利長判

四月朔日。前田利長越中新川郡上瀨戸村の陶工彦右衛門に命じ、國中隨

意に窯を作るを許す。

〔越中古文書〕

越中於國中瀨戸燒之類、何方にても見立次第、其所にて可燒之者也。

文祿二年四月朔日

利長判

せとやき 彦右衛門

四月七日。前田利家將に明使接待の任に當るべきを命ぜられたるを以て、軍威を示す爲め槍柄に施す金箔を徴す。

〔三輪家傳書〕

尙々最前こしらへ候ながえ百本に、はくをおかせ可申候。金はくの事、藤兵衛かたへ申遣候、請取おかせ可申候。やり共出来候はゞ、さいくの者其何ものぼせ可申候。百えだの長刀さやなどを、びやくだんしたちにこしらへ可申候。みなどをこそがせ可申候。

態申遣候。仍來三月大明國勅使就罷越、勅使宿をも可被仰付由候。武者揃を被成、御みせ可有之の事候。就其金はくの事は能州へ申遣候。其元にはく屋有次第に、銀はく五枚分か拾枚分うたせ可申候。五月中に出来候様にかたく可申付候。爲其態申遣候也。

加賀藩史料 第一編 文祿二年

來三月は五月なるべし



此文書の  
附は二月と  
あはれども  
明使遣大  
の風聞を  
たるは四月  
にあり今  
しに故に  
こゝに編  
て疑を存  
すし

二月七日

出羽守殿  
種善坊

ちくぜん印

四六六

〔三輪家傳書〕

尙々うちため候はくの事、有次第此方へ可上候。はく屋に人を付置可申付候し。態申遣候。仍大明國勅使來三月罷越付て、我等所に御やどの事被仰付候。就其日本國武者揃をも被成、御みせ可有との事候。金子三枚か五枚分、はくをうたせ可申候。五月中にことごとく出來候様に可申付候。加州にても銀はくの事申付候。唯今まで打ため候はく何ほど候哉、是又可申上候。尙長兵衛かたより可申上候也。

二月七日

ちくぜん印

三輪藤兵衛 申給へ

五月十五日。明の媾和使名護屋に來り、徐一貫前田利家の營に館す。

〔天寛日記〕

文祿二年癸巳六月十五日大明の使沈惟敬・徐一貫・謝用梓三人名護屋に來て謝す。用梓龍岩と號す。大神君の御陣營に入る。徐一貫唯善と號す。利家の營に入て是を擧せらる。秀吉小西攝津守行長・加

六月は五月  
なるべく、  
沈惟敬は來  
朝せず

五月なり

藤を使として大明に赴かしむ。家光日記

十五日大明の兩使名護屋に來る。謝用梓は神君の營に入、徐一貫は前田利家の營に入て擧せらる。事今日より廿一日に至る。編年集成

五月廿三日。本願寺の家宰下間頼廣書を能登珠洲郡鷓飼妙嚴寺に與へて、宗祖繪像安置の許可せられたるを告ぐ。

〔能登古文書〕

以上

今度者唯恩長々在京にて一段難左之義に候。乍去年來望被申候御開山様被成御免候。各可爲満足候。御繪所表紙入念申付候。時分柄難相調候へ共、此度之事に候間、別而可有馳走事肝要に候。何方へも御停止にて無御免候へ共、數年無退屈望被申候付而、隨分御取成申上候。御所様、太閤様爲御見廻去廿日に至名護屋被成御下向候。猶於様躰者唯恩可被申候、恐々謹言。

文祿二 五月廿三日

刑部卿法印 頼廣

妙嚴寺總門徒中

六月三日。前田利長、徳山五兵衛に書を與へて、利家歸陣の期を問ふ。

〔能登古文書〕

加賀藩史料 第一編 文祿二年

四六七



尙々其元様子懇承度候。何時分可爲御歸陣候哉。御返事に可承候。我等も此中目を散々相煩、折角養性候へ共、于今爾々予無之候。涯分養性無油斷申候、以上。

態々申候。仍而高麗國御無事相濟候付而、ゆうげき並勅使兩人至其地着岸之由候。御名譽の至中々不得申候。然ばゆうげき宿之儀、利家させられ候由承候。御太儀之至候。雖然御外聞尤之御事候。彌様子承度候。左様候者御歸陣茂程有間敷候、奉待候由可被申上候。猶追々可申候間、萬端期其節候、謹言。

六月三日

利 長判

德 五兵衛入殿

六月十七日。前田利家の女與免姫歿す。

〔前田氏系譜〕

與免姫、文祿二年癸巳六月十七日卒。年十七。號養泉院華雲芳榮。無生子。淺野氏。

〔興臨院上書〕

養泉院殿華雲芳榮大禪定尼。前田筑前守利家公御息女。淺野紀伊守幸長公御内室。文祿二癸巳年六月十七日御逝去。就于當院御葬式。御石塔・御位牌安置。御祠堂黃金壹枚、從幸長公御施入。

遊撃は即ち  
徐一貫にし  
て一貫とし  
共に勅使二  
人なり

丙子八月

興 臨 院

爲養泉院殿御追善從幸長公御寄附物。

- 一、御掛盤 一具
- 一、御戸帳 一掛
- 一、御打敷 一片
- 一、金屏風 一双

丙子八月

興 臨 院

〔前田家記録〕

一、寛政四年六月十七日二百回御忌御相當の時、御法事御執行の儀に付、百回御忌並百五十回御忌御法事御執行の有無取調候處、兩御忌共御法事は勿論御茶湯等も無之、しらべ難付、養泉院様には御縁組御約束而已に而、御入興無之内御逝去歿と申傳候旨に記載有之。尤御墳墓は京都大徳寺塔頭興臨院に相違無之旨、御戒名帖及御直筆帖にも相見え候段記し有之候事。  
一、文化十三年京都御屋敷番小山助右衛門へ御寺開合せ候處、御祠堂金其外御寄附物も有之旨。加州様よりも御祠堂金御供相成居候へ共、御双方とも御附届けは無之段申出候旨に候事。



六月廿八日。豊臣秀吉前田利家等の名護屋滞陣を慰むる爲め讒遊す。

〔大三川志〕

太閤記に據るに此の事二十八日に在り

文祿二年癸巳六月。或日秀吉諸將在陣滞留の勞を慰せん、陣營中に甜瓜の圃を設け、傍に茶店酒亭を構へ、神祖利家をはじめ諸侯と共に、市街旅人の状をなし終日戲遊す。

八月下旬。是より先豊臣秀頼大阪に生れしを以て、秀吉軍事を前田利家等に委して名護屋より還る。

〔貞山公治家記録〕

文祿二年八月下旬名護屋より御歸陣と云々。

豊臣譜を按するに若君秀頼御誕生に就て、其由關白殿秀次より御書を馳て、名護屋へ仰上らる。

太閤開召し大に悦び給ひ、朝鮮の事は沈惟敬既に和議を調ふ。軍旅の指麾は大神君及び利家朝臣決断せらるべきの由仰出され、御早船に召し給て、大坂に到らると云々。此一條十一月三日加藤清正安康を攻らる事を記せる次に載せたり。然れば十一月以後の事と謂ふべし。然れども譜は往々に年月等相違せる者あり。故に今當家の舊記に従て八月下旬と記す。

十月三日。豊臣秀吉參朝して天盃を賜はる。利家等之に陪し、利長・利

政等拜禮あり。

〔時慶卿記〕

三日太閤御參内、御進物種々御服廿、沈香のほた三つ、白綿二百把、白鳥五つ、御太刀馬代銀子百枚、又御手見舉とて一種小箱、内三献參候、御座敷例の所也。主上南面。御相伴、太閤・八條宮・右府・家康大納言・丹波中納言・岐阜中納言・江戶中納言・備前宰相・越後宰相・阿野宰相・能登宰相等也。其外は御禮計、御返有之。蒲生飛騨・丹後の侍從・越中侍從・玄以待從・吉田侍從・森右近侍從・伊達侍從・飯野侍從・加賀の侍從新冠也。又御禮在之。

十月五日。前田利家入朝し、豊臣秀吉等と共に猿樂を奏す。

〔時慶卿記〕

五日。禁中御能、外様内々不殘參勤、攝家清華親王門跡御參。(中略)。太閤弓八幡・芭蕉・皇帝・三輪四番御沙汰。源氏供養能登侍從。野宮家康。千手岐阜中納言。羽衣丹羽中納言。山祖母成心也。曇故に如此にて果候。

十月十一日。前田利家、豊臣秀吉に従ひ入朝猿樂を奏す。

〔時慶卿記〕

加賀藩史料 第一編 文祿二年

能登宰相は利家・越中・利長・加賀侍從は利政

能登侍從は能登宰相なるべし



十一日。女房衆は禁中御能見物に、孝藏主の席へ被呼候。北を供に召連候。侍従召具參勤、御能一番一番に太閤御樂屋へ參、譽申事如先日。吳羽・多村・松風太閤御大夫、雲林院家康大夫、江口大夫前田號能登宰相、紅葉狩大夫成心也。杜若大夫太閤、通小町大夫岐阜中納言、金札大夫太閤被遊果、天氣以下仕合奇妙々々。

十一月廿五日。前田利家の子利常金澤城に生る。

〔壬子集録〕

一、松平筑前様癸巳十一月廿五日生。

〔壬子集録〕

微妙院様被成御誕生候所之儀、本保加右衛門に相尋候處、御當地御城にて御誕生被成候。其節加右衛門母御城へ罷登、則加右衛門被召連申候に付而、右之通憶に覺候旨申候、以上。

閏六月廿三日

九里覺右衛門 判

奥村伊豫様

〔壬子集録〕 九里覺右衛門手紙

微妙院様御誕生日之儀、私覺有之候哉と、昨夕因幡殿より服部道慶を以御尋被成候處に、一切覺不申候に付而、其通御返事申上候。今日壽福院様に被召遣候まきと申女房達に尋申候へ

筑前は前田利常

微妙院は前田利常

ば、微妙院様御誕生日十一月廿五日に而、毎年此日には、壽福院様御在世中御祝御座候之旨申候。

〔壬子集録〕

一、微妙院様のつばね方に召仕候下部一人、于今いきて居申候。此者に尋申候へば、御誕生日右同日之旨申候。此下部右祝のこわ飯をむし申候に付而、能覺候旨申候。二人の者の申分同日にて能合候に付而、貴様迄申進候間、因幡殿迄御申上候而可被下候。

一、まきと申候女房達は、先年父宮部彌三右衛門方へ被遣候て、只今は圓正院と申候て、尼にて石野儀左衛門にかゝり居申候、以上。

閏六月十二日

九里覺右衛門 判

野 與三兵衛様

〔三壺記〕

利光公御誕生之事

文祿二年四月十六日、羽柴筑前守大納言利家公北の御方御近所にみやつかへ奉る女中おちよぼの御方に、金澤の御城天守の下の局にて若君出生被成けり。されども北の御方數多の御若君もましませば、さして御ちやうあいも御座なく、おろそかにましませば、母上も外にもれ

利光は前田利常前名おちよぼの院方法名壽福



ぬる草のたね、日影をいとふ風情にて、めぐる月日をたよりにて、とやかくやとそだてまします。御いたいけにも成たまへば、利家公如何思召されけん、お乳を付て越中へ御下し被成、越中森山の城前田對馬守内房の御方へ御預け置被成けり。御名をおさる様とぞ申奉る。この御若君後日に、三ヶ國の大守にならせたまふべきとは、たれかはおもふべき、ふしぎさよとぞ申ける。此御母君すでに利光公の御代に成ては、金澤の御城の東の丸に御屋形を被爲立被成御座故、東の丸様と申けり。久々御召仕の女中年寄りてつき奉り有しが、人々に物がたりいたすやうは、東の丸様の御母上、天下一の美人にてまします。されどもこのごにおくれ給ふ事四人なり。それゆゑ御子様達數多なれども、皆たねがわりの御兄弟なり。中にも東の丸様と小幡宮内殿・右京殿一つ御たねにて、此御父つねに慈悲ふかく、下々を御めぐみ被成事あげてかぞふるにあきたらず。中にも一とせ越前にて鷹野に出させ給ふ折ふし、しらすぎの川にて東國の順禮水をあびて上方へ通りける。其あとへ鷹をつかふて御座候へば、かねの入りたる袋をわすれて通りけり。不便に思召人を付置、彼順禮取に歸らん事あるべし、然らば渡し遣すべしと被仰付。案のごとく取りに順禮かへりければ、彼路錢の入りたる袋を渡し被下けり。順禮頂戴いたし申やうは、此路銀を失ひては、先へもあとへも行事かたし。すでに渴飢に及び候はん時、乞食仕り命をつなぎ、其上にいか成惡念が生じ盜賊仕るか、しか

しらすとは  
白鬼女

らば大願空敷のみならず、未來惡業を受くべきに、貴公の御恩志によりて、諸願成就現世未來の善果のたねを繼ぎまゐらせんありがたさよ。此御恩を謝せずんば又願空しかるべし。われ西國三十三ヶ所の札所にて、貴公様の末繁昌にさかえ給ふべき祈願丹誠私なく、佛開堂社にて祈念仕候べし。若利生瑞現ましまさば、此順禮が願成就と思召せと、いとま申て登りしが、なさは人のためならず、めぐりくつて後々は我が身の上の善果のたねとなりけり。いづれも御たしなみあるべき事なりと、物語をいたしければ、聞く人誠に有がたくぞ存ける。小幡宮内・同右京・堀三郎兵衛内室・九里覺右衛門内室・田邊助太夫内室・本保大藏内室・黒田逸角内室、何茂御兄弟、其外上木・栗田に到る迄、皆歴々の御一門目出度かりける御事なり。

〔殘囊拾玉集〕

一、壽福院様の事は、秀吉公朝鮮御征伐の時、肥前名護屋に被成御座被仰出候は、陣中不由に付洗濯女にても被召出候様、諸大名中も勝手次第呼寄可被申候。若嫉妬仕候妻女にて、下女を下し不申候はゞ、其身自身下り候へと被仰出。其趣芳春院様に申來る。其砌陣中可成行と申女中無之。壽福院様廿二歳の時、私可罷下乎と被仰候を、芳春院様御悦にて、左あらば下りて玉はれと御意にて、名護屋陣中へ御下り、陣中にて御懐胎、御先へ御返し、小松前田對馬守殿御内室様に御預け也。御出世利常公也。文祿元年の事也とぞ。

文祿元年は  
誤なり



四九様は誤なり。壽福院の家は尙寛永八年三月六日の條參看

前田利家の歸國は十一月と文祿三年正月元日の條參看

〔可觀小説〕

一、或云、微妙院様御生母おちよぼの方、後は東九様と云。四九様とも異本にあり。此人之御母義は天下無双之美人也。然共夫にはなる、事四人也。小幡右京・小幡宮内・東九様同種也。其外堀三郎兵衛妻・九里覺右衛門妻・田邊助太夫妻・本保次右衛門妻・黒田逸角妻・栗田傳兵衛妻皆同腹也。實は上木氏之女にて、其女子を携て小幡に嫁したり。

十一月。前田利家金澤に歸りて國政を視、不正の代官廣瀨作内を誅す。

〔利家記〕

一、利家様なごや陣より御歸被成、代官衆色々御吟味候而、廣瀨作内取込候に付而、脇田主水・北村八兵衛兩人に被仰付、金澤町にて御成敗被成候。兩人氣分能候由、殿様御機嫌好御座候事。

〔新山田畔書〕

一、其頃御領國中諸代官諸奉行の算用被開召處、廣瀨作内過分に引負有て、百姓共に非分申越及迷惑由の目安を御覽有て、此者を金澤河原町此時の河原町はいづくならん、今の河原町は已後に立たと云、彌可尋究也。にて御成敗被仰付。其より諸奉行の心得能くなりて勤ける也。

十二月九日。越中礪波郡今石動の城主前田利秀歿す。

地震によりは利秀の父前田秀繼に十三日に在り。下妻は下間

〔前田氏系譜〕

前田又次郎利秀。住越中今石動。領四萬石。勇力無双之士也。文祿二年高麗陣之時。隨利家公出陣之處。依病自京師歸國。同年十二月十九日歿。春秋二十六歲。號良將院殿光等正惠居士。葬本行寺。無嗣子。

〔武家混目集〕

一、文祿年中地震に因て横死有りし前田又次郎某は、十人計の力を兼たる大力なりしと云物語有。則越中木船の城主たり。

〔村井重頼覺書〕

一、下妻少進法印の内儀は、前田右近殿御むすめ子、又次郎殿の御妹にて御座事。

十二月。前田利政蒲生氏郷の女と婚し、村井長頼利家の命により京都に留りて周旋す。

〔國祖遺言〕

一、なごや御陣引之暮、じゆらくにて孫四郎様御祝義之刻、蒲生飛騨殿より御申候は、上様御暇被下候間、我等も相添可被下候故、利家公も御國へ御下可被成候哉、とかくに互の下路にて祝義可然存候由被仰候。大納言様尤存候と御意候て、兄肥前様御きも入、村井豊後を殿



様御名代に残置候由被仰出。數年豊後はなごやに相詰候へ共、此度上方に残置間、孫四郎祝義相濟罷下候様にと御意候。いかやう共と豊後御請申上残り申候。飛驒殿家長に蒲生四郎兵衛・町野左近など飛驒殿名代に有之候。

〔國祖遺言〕

一、長持七十五丁 一、のり物廿八丁 其外色々じゆらく立はしまりての大なる御祝義と申候。

〔國祖遺言〕

一、其時豊後守に金光の刀一、小袖三重、金子五枚被下候。齋藤刑部は飛驒殿殊外御かわいかり被成候もの故、これをあいさつ人に御残置候へば、刑部に兼定のわきざし、小袖二重、金子三枚、か様に飛驒殿よりめい／＼に被下候。

〔國祖遺言〕

一、殿様より蒲生四郎兵衛に一つの刀、一小袖、一金子五まい被下、町野左近に一わきざし、一小袖二重、一金子三まい被下候。其時奥村助右衛門・齋藤刑部同事に、飛驒殿より被下物候へば、助右衛門被申義は、豊後殿とは我等下めに被仰付義、不及是非次第共御入候。齋藤刑部なみのあしらひ、是と申も殿様被成候やうゆると、腹立被申候を、松山と申よこめ

殿様は前田利家のつ本のまゝ

坊主、殿様へ申上候へば、云におよばず豊後がまねは成間敷と御意候事。

文 祿 三 年

正月元日。前田利家一門及び諸士の年賀を受け、禮錢を收む。

〔利家記〕

一、大納言様なごや御陣より御歸陣、十一月に金澤へ御下向被成、正月年頭御禮大名・小名かみこにて出仕致べき旨被仰出。則御禮錢は御一家衆・年寄衆其外大名分衆は壹貫文、其外二三千石以下は五百文、御小姓・御馬廻衆は三百文又は二百文、それ／＼に御禮可申上旨被仰出。御舎兄五郎兵衛殿・長九郎左衛門殿・不破彦三・村井豊後・前田孫左衛門殿・高島織部殿などを初一貫文宛にて、かみこにて御禮にて候事。

一、右正月御禮の時、御留守居番役人衆・代官衆などの内廿人計、御禮に不能出候衆御入候。其時御吟味被仰付候處に、煩故不致候申分衆、其儘御免被成、武部越後其外一兩人御扶持をはなされ候。其外十一人大納言様御意に、久々に歸陣したに、おれに禮錢二百文惜み、年頭出仕せず候事、さりとは曲事と、大納言様御座の間に彼侍共名を書付候而おはせられ候。何も／＼そや／＼と先非を悔申候事。



正月二日。前田利家陪隸の年賀を受く。

〔利家記〕

一、同二日に、御家中下侍共久々御覽不被成候間、御禮可申上旨被仰出。就夫村井豊後内小林彌六左衛門・屋後太右衛門と云もの、越中御取合の刻蓮の間豊後焼候刻案内仕、骨折申候をよく御意被爲成、久敷てあひ候よし御意にて、則小袖二宛兩人に被下。扱豊後に久敷侍共をよく扶持して持候由御意にて、御加増を千石豊後守に被下。其時能州嶋八ヶ丸被下候。豊後は一ヶ國の主のよし御ざれ事御意被成候。扱よの人持衆の内に、昔より預置候侍共に我等見知たるもの今程見え不申候由、事の外人持衆の内を御よまひ事御意に候。事の外身にあたり迷惑がり、先非を悔被申候衆御座候事。

〔國祖遺言〕

一、なごや御陣の後年正月二日、家中與力共御禮申上候へと殿様御意にて、御禮共申上候。其時村井豊後・小林彌六左衛門兩人久敷て御覽候由御意にて、兩人に御小袖一重づ、被下。扱も豊後今に不初候へ共、久敷侍共かゝへ置候由禮を可申旨御意候て、千石御加増被下。其時能登島八ヶ丸被下時、豊後は一國之主にて候、佐渡一國と思ひ、嶋八ヶ丸を丸め遣申候と、御機嫌克御たはむれ御意候。其時御家中人持衆に昔付置申與力みえ不申候由、殊之外御

沼蓮の間蓮

よまひ事。中にも奥村助右衛門家中、昔のものなく候由御意候。其時助右衛門らう人を其日の出仕に被頼、二三日以前より禮をならはせ、ふるまひして、一人を五匁つゝみちんにてやとひ、侍六七人御禮に出し被申儀、殿様御耳に入、殊の外助右衛門父子を御よまひ、御前あぶなく候得共、御なじみゆる御免と皆々被申候事。

正月五日。前田利家從三位に陞叙せらる。

〔菊亭右府書物〕

加賀中納言利家卿。從三位、文祿三三五。

正月二十日。前田利家諸士に具足の餅を饗す。

〔菅利家卿語話〕

一、那古屋陣より御歸陣にて、明正月廿日御具足の餅大納言様御祝之時、大名・小名・御咄衆何も出仕之時、御かゞみ時分能御座候由申上候へば、急出し候へ由御意にて、まづ豊後座敷になほられ、おれが相伴して一番に祝候へ。扱は篠原出羽・半田半兵衛・富田大炊・山崎彦右衛門・北村三左衛門も次の間にて能祝申候へよし御意にて、御盃は村井豊後に御さし被成、頂戴仕られ候。其次は御ながれを被下候。其時皆々豊後をうらやみ、扱又若き衆は、右五人をうらやみ申候事。



一月朔日。前田利家諸侯と同じく命を受けて豊臣秀吉の城を伏見に築く。

〔誓文日記〕

文祿三年木幡伏見の里を城郭に築き、前の關白秀吉隱居有て太閤と申、同年正月三日に被仰出、二月朔日より普請初る。佐久間河内守・瀧川豊前・佐藤駿河守・水野龜之助・大屋與兵衛・竹中貞右衛門六人奉行也、自諸國役之者二十五萬人馳集り、則其年に成就す。故に天下の諸侍、我先にと屋敷取をし相集候間、聚樂之城下は次第に衰微也、伏見之城下は自と益繁昌す。

二月二十日。前田利家豊臣秀吉に物を献す。

〔駒井日記〕

二月二十日。てんきてり候とも申度候。

一、羽柴加賀宰相御禮被申上、わた・鹽引・太刀折紙進上。

二月廿一日。豊臣秀吉伏見に於いて秀次に茶を饗し、前田利家之に陪す。

〔駒井日記〕

一太閤様於伏見、明日廿一日之朝、關白様御茶可被參之由、御自筆にて御書立被參。

二月廿一日茶之湯

- 一、關白 筑前 うらく
- 二、常眞 金森 有馬法印
- 三、ふかん 下總 だて
- 四、施樂院 からく てらにし
- 五、かうゑもん 祐慶 するが 西尾豊後

已上

茶之湯に而候間、隙入候衆は無用に而候。隙之衆は可然候哉しと。

二月廿七日。豊臣秀吉吉野山に遊び花を賞し、前田利家等隨從す。

〔天寛日記〕

一、廿七日秀吉遊大和。看吉野山花。

神祖來會。關白秀次・權中納言豊臣秀保以下。秀保秀次弟。爲大和  
大納言秀長養子。前田利家・伊達政宗等從焉。稽留二日。作和歌會盡歡而歸。創業記。

二月廿九日。前田利家豊臣秀吉に和歌を上つる。

〔天寛日記〕



一、廿九日吉水院に於て和歌の會あり。神祖六首、秀吉五首を詠ぜらる。同伴は關白秀次・菊亭右大臣晴季・中山權大納言親總・日野輝資・宇喜多參議・羽柴權中納言・前田參議・右近衛權中將雅枝・右衛門督高倉永孝・伊達侍從政宗・織田准三后常眞、及法眼紹巴等各和歌を詠す。

和歌

參議左近衛中將利家

花の願

花咲と心をかけすよし野山またこん春をおもひやるにも。

不散花風

ちらさじとおもふ櫻の花の枝よしの、里は風もふかじな。

瀧の花

散花に瀧の白波まじはりて雪かき峯の雲ぞかゝれる。

神前のはな

千早振神のめぐみになひてもけふよし野の花を見る哉。

花の祝

芳野山花の盛りの久しきに君がよはひはかぎりあらじな。

二月晦日。前田安勝、前田利家の命により能登にある一向宗寺院の諸税

この月は大  
盡なり

を免す。

〔能登古文書〕

一筆申入候。仍能州道場本富田治部左衛門申付候諸役、筑前守殿體に被成御免候間、其通末末道場坊主中へ、其方に可被申觸候。爲其如此候、仍如件。

文祿三 二月晦日

五郎兵衛印

妙嚴寺參

三月廿五日。前田安勝能登鹿島郡七尾町奉行に檜物師の上洛を命ず。

〔國初遺文〕

尙々いそぎのぼせ可申候。

一筆遣候。仍而賀州よりひ物や貳人、去年十月より京都につめ候て有事に候。此かわり之儀、能州より申付のぼせ可申候。京都より右之分に候間、早々申付いそぎのぼせ可申候者也。

文祿參年三月廿五日

五郎兵衛印

所口町奉行 下代所へ

三月廿八日。豊臣秀吉山城宇治に赴き、前田利家之に隨ふ。

所口は七尾  
に同じ



〔駒井日記〕

- 一、太閤様從大津至伏見、被成還御候。
- 一、太閤様明廿八日宇治に御供衆羽柴筑前守・有馬中書・施藥院・有樂寺西・下總・不閑・兵庫・山城・大膳、御小姓・番頭共に五人、御長刀壹人、御鍵壹人、御さうり取貳人、御しやうぎ壹人、御腰物壹人、ゐのこ内匠・本多若狭・木下與右衛門、筑前供五六人、其外之衆さうり取壹人、小姓壹人宛陸をまわし可申候、已上。

三月廿七日

木下大膳

三月廿九日。前田利家豊臣秀吉を伏見第に迎へて茶を饗す。

〔駒井日記〕

三月廿八日

- 一、太閤様今朝宇治に被成御成、則未刻至伏見被成還御。
- 一、明後日朔日、可被成御出京之由、民法・山城申越。明日廿九日之朝羽筑前御茶被上由。

四月三日。豊臣秀吉八日を以て前田利家の邸に臨まんとするを以て豫め猿樂の番組を定む。

〔駒井日記〕

四月三日

- 一、木大膳より書付。
- 一、八日太閤様羽筑州に而御能組。一番高砂今春大夫。二番田村觀世大夫。三番源氏供養實生大夫。四番大會金剛大夫。五番山姥金春。六番誓願寺觀世。七番狸々寶世。已上。

四月六日。豊臣秀吉京都北野に赴き、歸途前田利家の邸に臨む。

〔駒井日記〕

四月六日

- 一、太閤様北野に御出御。直に羽筑前に御成、則被成御泊。

四月七日。前田利家權中納言に任ぜらる。

〔菊亭右府書物〕

加賀中納言利家卿。參議正四位下、天正十八正廿一。從三位、文祿三正五。中納言文祿三四七。

〔其他五人略〕

今度伏見にて座次不審族候つるよし承候條、内々注候而進候。餘人之次第は追而可進候哉。



文祿四年の  
消息なり。  
右大臣は菊  
亭晴季

是は今度之御不審まで候。堅固内々にて注候て進候、以上。

正月十二日

右大臣判

四八八

〔駒井日記〕

一、太閤様爲御誕、民部法印拙者方迄書付被申上。

加賀宰相 中納言

能登侍従 四位 (其他略)

右之官位に被仰付度と、太閤様被思召候。關白様被申上、於御同心者經叡慮候へと被仰出候、以上。

四月七日

民部法印判

駒井中務殿

〔缺草〕

一、文祿三年四月朔日權中納言に任ず。同日叙従三位。

〔村井長明別記〕

文祿三年四月十二日利家様中納言。

〔菅利家卿語話〕

朔日は誤な  
るべし

四月十二日  
亦誤なるべ  
し

一、利家様中納言之御位に被爲成候刻、御參内被成、中山殿迄御越、御裝束被成、御ぐしを御ゆひ被成候處へ、菊亭殿御見舞に御座候。忝由にて御ぐしを御ゆひかけ、御じぎ被成候得ば、いかにも菊亭殿横柄に、裝束めされ候時は不苦候間、そのまゝ被成候へ由御申候。様子はみなく不存候故、菊亭殿をしつ人と申候。然處に御參内過、中山殿に御ふる舞有之時、又菊亭殿肩衣袴にて御出候而、御相伴被成候時は、利家様互に同じ御位之様に御酒もり御座候。其にて中山殿の内衆に、何もとひ候へば、各思召は御尤奉存候、然ども菊亭殿位高候故、裝束被召ては其通に御座候。肩衣袴めし候ては、其通に御座候間、御じぎも御同前の上し被申候事。

四月八日。豊臣秀吉公式に前田利家の京師の邸に臨む。

〔天寛日記〕

八日秀吉利家の亭に來臨。其式慈照院義政公細川右京大夫勝元宅へ渡御の記録を考へ、是に准するゆゑ、古体にして殊に勝れたり。扈從の輩皆騎馬にて、烏帽子直垂を用ふ。利家父子より、献物數品、且猿樂ありて、饗應美を飾り、佳肴珍美を竭すと、云々。

一、羽柴筑前利家去々年より御成之望み有し、千宗易に書院の指圖など相談せられ、作事等夥敷勤めしが、日數漸々累り、大形調ひしかば、淺野彈正少弼を以、來卯月八日御成を申上

加賀藩史料 第一編 文祿三年

四八九



度旨、天正十七年二月九日被言上げれば、則應其旨成らせらるべきとの御事也。淺野翌日十日之朝利家之宿所に参向し、急度其旨演説ありしかば、利家忝奉存旨、淺野と同道ありて申上られけり。漸卯月にも成候故、六日大坂より御上洛有之、施藥院に二兩日おわしまし、式掌の御用意にて、慈照院殿御成記録など被尋出、供奉には公家衆諸大夫等なり。如此は皆馬上烏帽子着、前後左右に列り侍りし也。

初日之進上

- 一、御太刀 長光。
- 一、御馬 金覆輪鞍置候。
- 一、しらが糸 二百斤。
- 一、御小袖 五拾、内拾御唐織。
- 一、純子 二十卷。

御酌は永岡越中守・羽柴肥前守・蒲生飛騨守・羽柴孫四郎・丹羽五郎左衛門尉・森右近大夫なり。是又東山殿御成之記録に應じて如此。御土器度々如件、御酒宴さまくの興有。幸若八郎九郎二番舞し後、御はやし五番有候が、何れも出來侍りて御氣色殊之外也。

翌日 九日之進上

- 一、御腰物 吉光。
- 一、銀子 千枚。
- 一、絹 二百疋。

利家長臣の面々廿一人、太刀折紙にて御禮申上しかば、則御土器たびて、晩は御機嫌よく還御なされにけり。

〔前田家雜録〕

太閤様大納言様の御成之刻、御家中衆御禮之次第。

中川武藏・篠原出羽・井上豊前・前田對馬・長九郎左衛門・高山右近・青山與三・徳山五兵衛・奥村助右衛門・不破源六・片山内膳・大田兵庫・岡島帶刀左衛門・山崎庄兵衛・横山大膳・村井左馬介・菊池十六郎・富田大炊・木村三郎兵衛・岡田長右衛門、貳拾人。

〔駒井日記〕

- 一、太閤様從施藥院、羽柴筑前所へ式正御成。何茂供奉衆裝束。太閤様御車。
- 一、同御能有之。
- 一、一番高砂今春子。二番田村觀世。三番源氏供養金剛。四番山姥今春大夫。五番狸々寶生。
- 一、右何茂大夫並座之者共小袖一重宛、公用三百貫遣之。

井上豊前は  
誤なるべし



六日は八日  
なるべし

一、同及晩太閤様施藥院に還御。

〔三壺記〕

太閤秀吉公利家公の御屋形へ御成之事

奥村助右衛門  
門等の叙爵  
は文祿四年  
利家の  
權大納言  
任は慶長元  
年なり

同年卯月六日に利家公へ職掌の御成とて、三年以前より御用意之事なれば、千宗易利休指圖にて、御座敷相調、三日之御逗留にて、御能も被仰付、連歌の會之内に幸若八郎が舞も有。御進物拜領物記に不及。利家公の長臣二十一人御禮申上、御土器被下。官位に進む人々には、先利家公此時節中納言にならせたまふ。御内の人々の内高島織部は石見・中川清六は武藏に被成。此時御家に諸大夫四人なり。其年家康公・蒲生飛驒・安藝の毛利備前中納言・景勝へ何も打續御成にて有けるに、中納言に前官後官の上下有。利家公後官にて下座也。太閤聞召上られ、安藝の毛利殿へ御成候時、利家公大納言に被成けり。此時奥村助右衛門は伊豫に被成、神谷左近は信濃に被成、ハ大夫六人なり。所々の御成も御機嫌能相濟、卯月廿九日秀吉公は有間の湯へ入らせられ、二七日の御入湯にて、追付還御被成けり。

〔國祖遺言〕

一、なごや御陣御引後年三月、太閤様政所様其外御手かけ衆かゞ様をはじめ吉野山へ御花見、其より高野山へ御參詣、其より聚樂の御たやへ御歸居被爲成、筑前守方へ職掌の御成仕

十三日は八  
日の誤なり

候へ由被仰出、俄に御用意候て、卯月十三日被爲成候。天下初而之職掌之御成ゆゑ、日本侍も其外うごき申候。其時御位も中納言に殿様被爲成候。其年一番に利家様、二番蒲生飛驒守殿、三番あきの森殿、四番江戸家康、五番備前中納言殿、六番越後之景勝、此六人の御成にて候。其時も天下に、物はじめかゞ中納言利家公被成候由申慣候。扱佐竹・正宗其外國大名衆職掌は不罷成、御茶を被上、御進物被指上候事。

〔國祖遺言〕

一、高島石見守・中川武藏守、是兩人はなごや陣引取て明る年、利家様五十八にて中納言様の御位に被爲成候時。扱其年太閤様四月十二日に利家様へ、天下をさらせられ初て職掌の御成之刻、諸大夫多人申候故被仰付。豊後・出羽・石見・武藏四人、此書付次第のごとく、太閤様へ裝束に而御禮被申上候事。

四月十五日。豊臣秀吉聚樂第に於いて猿樂を奏し、前田利家之に與かる。

〔駒井日記〕

四月十五日

一、於聚樂被成御能。  
一、かんだん常眞。一、忠度上。一、江口上。一、黒塚上。一、松風家康。一、杜若加賀中

十二日は八  
日の誤なり



納言。一、通小町羽柴左近。一、海士常真。一、西行櫻少進。一、相生上。已上十二番。  
四月。前田利家、利長に金五百枚を贈る。

〔國祖遺言〕

一、利家様なごや御陣に多年被成御座内に、利長様越中三郡惡所御知行被成、人數も多御持候間、御臺所入も多有間敷、御すりきり可被成と御安事被成候義、利長様御聞候て、扱も御年よられ長陣被成候、左様に我等事をすりきり可申と御あんじ忝思召候やにて、なご屋より御歸陣之明年之春、じゆらくにてあかね袋に金子を入、五百枚入、大納言様へ肥前様御持參被成候て、おくにて村井豊後・奥村助右衛門を御使にて、思召候へ、是程たくはへもち申候由被仰候へば、殿様殊外御満足被成御機嫌能、夫程とはおもはずあんじ候由御意候て、金子千枚まるらせ候はんと思召候つるに、見せ被申事、父母に孝行仁と御意にて、其後卯月太閤様職掌の御成も濟候て後、村井豊後を御使にて、まづ金子千枚にして御もち候へば、何事に付ても心あんじ不申ものにて候よしにて、五百枚利長様へ御進上候。利長公御満足被成、大かたならず候て、豊後に其時金子貳十枚・御あはせ・ひとへ物など被下候。年寄衆御咄、扱も互に御父子様名大將かなと泪をながし被申候。借三休、父父たり子子たりとは加様之事とかんじ申、人々いづれもく尤々と被申候事。

五月二十日。前田利家權中納言を辭す。

〔秋 草〕

一、文祿三年五月二十日權中納言を辭す。

五月廿三日。前田利家の兄安勝歿す。

〔壬子集錄〕 長齡寺書付

文祿三甲午五月廿三日

天翁道清大居士

大納言様御舎兄様

御影御位牌御座候。當寺中に御墓御座候。前田五郎兵衛様也。

〔壬子集錄〕

猶々右折紙御名書は、五郎兵衛様御直筆に而御座候。此折紙、去冬中納言様可被成御覽と御意に付而、指上申候時、儀兵衛之付紙に而御座候、以上。

前田五郎兵衛殿御名乗字之儀被仰付候。安勝と申候。兩人失念も御座候かこ可被思召候條、貳人之内一人之折紙指上申候。被成御覽候て、乍恐笠間太郎兵衛方迄被遣置可被下候、恐惶謹言。



六月七日

四九六

笠間儀兵衛判

梅野覺兵衛判

河内守様

大膳允様

〔村井重頼覺書〕

孫左衛門は  
利好

一、前田五郎兵衛殿御子息は孫左衛門殿と申候。後は播磨守殿之御事。其外御子息多御座候。五月。前田利家京より歸らんとし、途上新座者を延見す。

〔國祖遺言〕

一、殿様じゆらくに御座候時、前田五郎兵衛様御遠行注進候時、上様は御暇被仰上御下候時、知行取七拾六人御かへ被成、京白川にてせう木に御こし御かけ被成、いづれも新座衆御禮を御うけ候。天下之者共扱もひしいらくかなる名大將と、いよくかんじ申候。其後右新座衆十人あまり御馬廻に被成、其外北村三左衛門・山崎彦右衛門・富田治太夫などに、よりきに御付候事。

せう木は床  
几ひしいらく  
か本のまゝ

六月十五日。前田利家、木村作右衛門外三人の知行を没収す。伏見の工事を懈りしを以てなり。

〔三輪家傳書〕

木村作右衛門・今村藤二郎・真柄助三郎・中川三四郎、此四人、今度於伏見御普請無沙汰仕に付て、放扶持候條、彼知行方悉可相押候。然上百姓以下一人も於出入仕者、可爲曲事候。田島不荒様に堅可申觸候也。

文祿三 六月十五日

印

三輪藤兵衛殿

大井久兵衛殿

六月廿二日。加賀江沼郡山中の流木の事に關し、前田利家書を小林彌六左衛門に與ふ。

〔村井氏家士小林某藏文書〕

覺

一、山中よりながし下材木事、庄・かな屋の在所へあげ置、くさらざるやうに能ふたをさせ可置候。用次第に可取寄事。

一、れう木貳百枚の事は、西あかとの百姓として、かねとまで可付事、以上。

加賀藩史料 第一編 文祿三年

四九七



文祿三 六月廿二日

としいへ印

四九八

有賀家 小林彌六左衛門どの

七月廿九日。前田利家、徳川家康を訪問す。

〔言經卿記〕

廿九日乙巳雨

一、江戸亞相へ罷向候。加賀中納言殿前田殿御事也御出也。

七月。前田利家本願寺末寺を金澤に再興せしめ、制札を與ふ。

〔西末寺由來書〕

本願寺十代目證如上人、天文十五年於御當地末寺被建置候。則御城内に而御座候。其後暫及退轉候處、高德院様被遊御入國候砌、只今末寺に安置仕候本尊彌陀之木像、箱入に而御城中に相殘候處、芳春院様被遊御崇敬候由に而、追而末寺被致建立候様被仰出、則木佛被成御讓與、寺地百間四方被遊御寄進。文祿三年三ヶ條之御制札被建置、佛前之花松等被下候。

御制札寫

禁制

本願寺末寺

一、當寺參下向之外見物人いりこむ事。

一、普請道具竹木以下に付て非分申かくる事。

一、寺内並門前喧嘩口論狼藉之事。付、ひるね仕事。

右條々若違犯之族有之者、堅可處罪科者也、仍如件。

文祿三年文月 日

判

〔寺院來歴〕 貞享二年由來書

本願寺表末寺開闢は、從親鸞聖人拾代目證如上人、天文十五年之頃御當地に末寺被立置候、則御城内に而御座候。其後少之間退轉仕候處に、高德院様御代に、只今末寺に安置仕候阿彌陀之木佛、御城之内に御座候旨被遊御覽、當地に末寺被立置候様にと、本寺に被仰遣、則屋敷百間四方並御制札花松等迄被下候。以後瑞龍院様、微妙院様御代に御箇條御加増被遊下候。

〔關屋政春古兵談〕

金澤御本丸の御廣間は、下間法橋の時の御堂を、其儘御廣間に用ひて、利家公の御代迄在たると也。或とき利家公御出被成て、御廣間の上を御覽被成ければ、菰に包たる物棟木に結付て在。何成らんと、下して御覽被成ければ、阿彌陀也。芳春院様聞召御所望在、御佛殿に置せらるゝ。此事上方門跡に聞ね、是は門跡の家になくて不叶本尊也。亂世以後何と成申や知



不申候處に、幸の儀申請度と被申越。芳春院様中々御同心なくて不被遣。芳春院様御他界以後、此本尊金澤表末寺照圓寺と云一向寺に在。葛卷隼人寺社奉行のとき、此一々を微妙院様御耳に立られければ、利常公も内々御聞及被成たる事也、其彌陀寄進可被成とて、其迄照圓寺後の惣構の端片原町なるを、照圓寺に被下、今は寺内に圍ひ入たりと、葛卷隼人語りたり。八月廿一日。前田利家・利長、承兌が伏見に寺院を建立するを以て米を寄進す。

〔相國寺中心華院文書〕

伏見にたい長老寺被作寄進

次第不同

一、五拾石

加賀中納言殿

一、三拾石

越中少將殿 (其他略)

右たいちやうらう寺御こんりうなされ候。方丈は上様より被仰付候。くり其外各御書寫のごとく御馳走候様との儀に候、以上。

文祿三 八月廿一日

山中山城守判

有間刑部卿法印判

たい長老は  
兌長老

有 樂 齋 判

九月七日。前田利家金澤犀川・淺野川兩大橋の架替に關して、書を町奉行に與ふ。

〔國初遺文〕

尙々先日小大膳に其通かたく申付候。町人とはくへ越候て材木を出候事は、ほかく成申まじく候間、橋本ばかりにて手傳をさせ可申候也。

西川・淺野川橋手傳の事、能州へも又加州山おくへ越候て、材木を出し候事はゆるし候。則橋本ばかりにて手傳の事可申付候。不寄何時橋をかけ候て、手傳とごこほりなく人足を可出候。此旨小大膳かたへも申遣候也。

文祿三 九月七日

利 家 印

尾山町年寄中

九月。豊臣秀吉、前田利家の伏見邸に臨み、主従共に灸を點す。

〔三壺記〕

此年九月下旬秀吉公は、利家公の御屋形へ不時に御成可有とて、俄に御振舞の御用意有て、

加賀藩史料 第一編 文祿三年

西川は犀川

此年は文祿  
三年なり



緩々と被爲成、御遊興の餘興の餘りに灸を被成度旨被仰出、御相伴衆十人計、手々に用意被成ける。御直の乗迄には不足成故により、利家公の小姓衆罷出てするにける。織田有樂に神谷信濃・富田左近・村井勘十郎・前波半入・奥村金左衛門・桑原勘七罷出る。有樂・左近兩人は御傍にて御相伴也。其外内府と金森法印・有馬法印・淺野彈正・蒲生飛驒守御次の間にてするらるゝ。如斯に其時分は御輕々しくまします故、物毎にはかの行く事限りなし。誠に太政大臣の御人だに加様なれば、夫より下は推して知るべし。其日打過御機嫌能く還御有て、利家公一入大悦被成けり。

十月八日。前田利家、金澤町年寄の伏見に來り、犀川・淺野川兩橋の改修を命ぜられたるを謝し白銀を献じたるを嘉す。

〔國初遺文〕

今度尾山兩橋之義付て、印判出申候處、爲其禮年寄貳人指上候。殊銀子三枚到來、並祝儀として冊目、是又相届候。於様子は豊後・長兵衛・八郎左衛門迄可申遣候也。

十月八日

利家印

尾山町中

十月十四日。前田利家、徳川家康をその伏見第に訪ふ。

〔言經卿記〕

十四日戊午、天晴。

一、午刻より伏見へ冷同道罷向候。町屋借之、先日罷向候處也。下人衆夕凧申付候。予、冷同道候、江戸亞相へ罷向對顔候。夕凧有之。先刻大名衆有之。前田筑前守加賀中納言事也・織田有樂・金森法印・有間法印・寺西等有之、各對顔候。

十月十五日。前田利家、利長と共に、豊臣秀吉の命を奉じて宇治川の堤防を作る。

〔村井重頼覺書〕

文祿三年十月十五日より、伏見御本丸うしろ舟入やぐら下川せき之儀、利家様・利長様へ被仰付、三ヶ國普請、土たわら用意の時、右御父子様土たわら事に、色々御からかひ御座候。色々さまざま御物語御座候事。

〔菅利家卿語話〕

一、伏見城下宇治川を、大納言様・肥前様御父子へ川せきを被仰付。宇治川をせき事、



末代のきこえの爲と、利家様御満足被成候。扱土俵をよせ申候。利家様御家中土俵すくなく寄候内に、其日暮方に水出来り、明日は此躰にて候者、二日のふしんをながし候はんよしにて、利家公御下知にて、土俵をどれ共不言なげ込候へば、肥前様御家中之土俵を取申候時、岡崎備中御小姓には梶川長助などふせぎ申候を、大納言様御腹立被成、御杖にて御おひのけ被成候。それより御父子様御からかひに罷成、上下せんびを悔申候。其時片山内膳、是も大納言様より前廉御付候人にて候。涙をながし申分、皆々ほめ申候。色々物語有之事。

## 〔菅利家卿語話〕

一、同後日に大納言様後代の聞えの爲、土籠を御自身御持被成候。御あひては齋藤刑部、二歸もち、かたいたき由にて、しかうしてころび申候。御笑にて、扱長九郎左内鈴木と申者、是も六十計の者成が、是御あひてに成持申候。御機嫌能御座候。其時肥前様は御うしろむきに被爲成御座候。色々物語有之。其夜御うへ様、大納言様へ、扱も大納言の御位にて、もつかうもちとはと御笑候へば、大納言様御返事に、宇治川をせきさる事古今なき故、態大納言もつかう持候由御たはむれ被成候事。其時孫四郎様ももつかう御持候なり。

## 〔菅利家卿語話〕

一、同右之様子、後日に太閤様御耳に入、從是御普請御見舞に、船にて御出被成、御父子様

へ御懇に御意、ほね御折候よしにて、それより直に御船にて、俄に内府へ被爲成、大納言父子喧嘩の由聞候間、何も扱候へ、我等もそれ故出候由御意。扱大納言様御父子を召候而、色々あつかひ事御ざれ事御意にて、大納言様に雁の繪名物御座候を御覽可被成由御意候。畏て候由にて御取寄候。則中なほりに肥前守に遣し候へ由御意にて候。太閤様肥前様へ御自分、大納言中直りに遣し候由御意にて、御渡被成候。扱御中直御座候、色々ものがたり有之候。

## 〔三壺記〕

天下の大名請取くの丁場有て、何も油断なかりけるに、前田利家公の御請取宇治川をせき切、川除をつき出させ給ふ。三ヶ國より三千五百の人足を呼び、惣奉行長九郎左衛門なり。川中へわく・鳥足を入れ、土俵をなげ込み埋れれども、底深くして水早し、わくも鳥足も流れ行きたるさま、横様に成ておもふやうに落付く事なし。幾千萬の人足はついえと成。長九郎左衛門も難儀に及び、家禮老功の者ども呼て、詮議の處に、浦野・伊久留・鈴木など相談し、上手の大工を吟味して尋ければ、毛利半右衛門と云大工來りて、おもふやうにわくを立申べし、作事小屋を五十間づつ二通り作らせ、早々壁を付られ候へ。其中にてわくをくみ可申とて、俄に小屋を作り、いそぎ三方に壁を付られ候へと、上手の壁塗を尋出す。脇坂東庵と云もの來りて、數千人の人足を土をいたさせ、東庵一人として、百貳拾間の所日高き内にぬる。秀



吉公も利家公も何も御普請場へ御出に付、御小屋を立させ給ふに、御座敷・御臺所出來して、此壁も一日につけにけり。疊屋に寺田彌右衛門と云ふもの來て、數百疊の疊を一日に敷つめたり。此ゆゑに毛利半右衛門・脇坂東庵・寺田彌右衛門三人を、長九郎左衛門に召置、加州にて百五拾石づゝ扶助せらる。さてわく・鳥足も出來して、人足共持て川へなげ入けるに、堅横のかまひなく落着ける處へ、土俵數萬俵こしらへ置、其上へなげ込くする事、大名小名御小姓馬廻手づからかきて川へなげ入れば、難なく水はなし迄理上げて成就いたしけり。然る所に利長公の御丁場の土俵を、利家公の小姓衆下知して、人足どもにとらせたり。岡崎備中・梶川長助裁許の土俵にて、兩人杖を以追拂ふ。利家公御覽被成、殊之外御腹立にて御機嫌あしく、御父子の間もふしくに成。筒様之時節に何の隔て有べきといからせ給ふ。片山内膳承り、なみたをながし、御尤のたねをふるひて申わけいたしけり。齋藤刑部持ける土俵に、利家公御手を懸させたまへば、齋藤刑部たふれておきあがりければ、御笑被成御機嫌よく御座ならせらる。六十ばかりの男持ける土俵に、御手を懸させたまへば、達而御じぎ申上る。いそがはしき時の禮哉と御意有。土俵をいたゞき奉る。是は長九郎左衛門普請奉行鈴木因幡と云ふ大力ものなり。尾張の國のもの方へ武者修行してへめぐり、長九郎左衛門被召置、諸事用所を勤けり。奥村因幡に出頭して鈴木十兵衛に成る。秀吉公出御有て御覽被成、古今稀成普請

哉、大納言の手を下し手傳せらるゝ事、偏に夏の禹王のみづから鋤を持って、金花山の洪水を切ながし、衆生を助け給ふも、唯今の利家公の心ざし是なりと、興じさせたまひけり。それゆゑ諸奉行人足ども汗水に成て、精力をはげます。頓而成就し、秀吉公御舟にて内府の館へいらせられ、利家・利長の骨折古今有がたき様子也と、一禮被仰、利家の雁の繪の掛物見度よし御意に付、即時に取寄御披見にそなへ給ふ。秀吉御意被成けるは、土俵のあらそひにて、利長父の氣色宜しからずと迷惑のよし聞及ぶ。中直りに利長に御出し候へとて、秀吉公手づから肥前守殿へ御渡し被成ければ、御父子共に御機嫌よく、座中高笑にておはします。かくて太閤秀吉公は、八月朔日伏見の屋形へ御移徙被成、御祝儀千秋萬歳、天下の大小名は進物上げ御目見え、筆紙の及ぶ所にあらず。同月廿五日に御能被仰付、新作の謡をつくらせ給ひ、由巳法橋・金春八郎にふし拍子など吟味被仰付、仕舞等も成就し、御能見物何も興をもよほしけり。御能組は芳野花見・高野詣・明智・柴田・北條、是五番なり。面白く仕りたるよし御意被成、太夫役者拜領す。

## 〔菅利家卿語話〕

一、伏見川せぎの後、十月の末に罷成、公儀御普請あがり申候時、御下屋敷川ばたに渡り申候。地形を直させ、裏の門へ道よく被成度由にて、役人共五日御頼可被成由御意候へ者、御



家中衆畏存候。金澤より成共罷のぼせ可申候に、幸の儀と申請、御普請被仰付候時、裏の御門坂の上まで、利家様御出被成、金子を五枚爲持御出候て、御普請奉行野村勘兵衛・前波加右衛門・宮川與左衛門・小島庄左衛門四人を召候而、高らかに一年中骨折たる役人共を留候事不便に思ふ。是は少なけれ共、役人共に酒をのませ候へよし御意に候へ者、三千五百の役人共此御意にきほひ、忝く思ひ、ごつと高聲をあげ、歎遣をいたしたれば、其日一萬計のふしんほご出来、扱もきほひ・おくれを思召す、御大將とほめぬ人なく候。後奉行衆被申候は、五日計にも出来可申御普請、たゞ二日に出来申由に候事。

## 〔三壺記〕

加州より三千五百の人足共、十月の末に御普請相濟罷歸時分、利家公御下屋敷川縁にて有之に付、水溜を被成、道も高く盛上させ給ふ。裏御門への道など作らせらる。大形相濟處に、普請奉行野村勘兵衛・前波加右衛門・宮川與左衛門・小島庄左衛門四人に被仰付、金子五枚御もたせ裏門の坂の上より高聲に年中骨折之上に留置不便に思召、御酒を被下ぞとよばはり候へば、諸人難有奉存、未人足五百も入可申處、其日もみ立出来し、御いとま被下罷歸る。含氣のたぐひ其心ざしを得ん事を願ふとは、筒様之事なるべし。頼母敷御大將哉と諸人申あへり。

## 〔村井重頼覺書〕

一、御家中大小名共はだかに成、川せぎ之時、利家公御屋敷下と申、彼は大がまを十三川ばたにたかせ、かゆをにさせ被成、さむき時分と云ひ彼是と御意にて、侍下人によらず、くひ次第大びしやくにて、めい／＼にめんつう二三百おきくはせ申候。御ちき衆は三つかまを、ごきをおき、くはせ候。天下の上下、扱／＼利家公名大將とさゞめき申候事。

## 〔菅利家卿語話〕

一、先年伏見川せぎ之時、殿様御下知に、十月のことなるゆゑ、川ばたに大釜十計する、かゆをにさせ、五六千の者に喰次第爲御喰被成候。役人共も侍衆も十月の比成故、一入きほひ申候。文武の御大將とかんじ被申候事。

十一月十七日。前田利家、伏見に於いて藩邸を築造せんとするを以て、書を鶴見彦介に與ふ。

## 〔國初遺文〕

## 覺

一、南之方御堺西東卅間、北南四間、家を可作候。材木金子を以可調候。屋根はのしぶきたるべく候。釘等も其方可申付候事。



一、堀際十間、築地之方十間、これをあけ、右之家可相立。但三十間之家相立、兩方のあき地へ双方同様可殘之事。

一、築地何程出来候哉。おほひのかはら當年難出来候由に候。何様令馳走、年内中出来候様可申付候事。

一、今度二條より引候家、何程相立候哉。片時も急可申付候。來月はやがて可上洛候間、可被成其心得候事。

一、屋敷地形普請、いかにも中をたかく可申付候。普請之人毎日着到相付可下之事。

一、大工飯米之義、自敦賀米申付候。若雪積候て、つるがより米不參着候ば、以金子買之可下行事。

一、四間卅間之家相立候ば、出雲並源右衛門令相談、木取さし圖以下大工無油斷様可申付事。右條々猶以具申含渡部差越候。令相談、材木以下可然之様可馳走者也。

十一月十七日

印

鶴見彦介ごのへ

十一月廿八日。前田利長越中礪波郡井波大工拾人に米一俵宛扶持す。

〔國初遣文〕

已上

井波大工拾人屋敷之事、一所壹俵宛當年より扶持者也。

文祿三 十一月廿八日

利 長 印

井波大工

與三左衛門所 才右衛門所 利兵衛所 與八郎所 彌五郎所

與兵衛所 角右衛門所 十左衛門所 七郎兵衛所 與七郎所

〔井波舊記〕

瑞龍院様御代私共先祖之者、天正十四年越中守山城御普請之砌罷出御用相勤申候に付、御歸陣之以後拾人之大工に御判紙を以、於越中井波居屋敷一人百貳拾歩宛被爲下候。其後關ヶ原御陣大阪御陣兩度共御供仕、且又伏見御普請にも罷越御用相勤申候。唯今御拜領地に罷在、毎歳越中所々御旅屋・御藏・橋等御修復之節、御用次第罷出相勤申候。且又金澤城中、並江戸御屋敷、御作事多く御座候時分も罷越御用相勤申候。

十二月 前田利家山城伏見より金澤に歸り、その從者途に傷けらる。

〔三壺記〕

文祿三年の暮に金澤に御下向在。石川郡之内濱通り御來駕、鶴鷹野遊ばし、夜に入て御入城



也。御供之人々は思ひ／＼に御先へ御いとま給ひ、宿々ね歸りけり。然る所に宮腰口町端に而、御小將齋藤八太夫を、何者やらん一太刀切て追ぬけたり。八太夫見知て、山の神と云ふ他國浪人なりとて追廻し生捕。御小將頭脇田主水御耳に立候處に、御吟味被仰付。齋藤八太夫は神谷信濃目懸也。然にかの牢人篠原出羽家中に縁者有て圍ひ置、彼浪人と信濃與力の子と三人申合候に付、三人御成敗被仰付、出羽家中の者追放人もあり、信濃も出羽も面目を失ひ迷惑に存じけり。村井豊後其時分町奉行を兼て被仰付、手代を指置、町中の事きかしむ。町同心村井豊太夫・横山庄右衛門也。御通之時分吟味みだりにして上下入亂る。故に簡様之者共はいくわいす。然に依て兩人御せつかん被仰付云々。

## 〔陳善錄〕

一、利家様金澤へ上方より御下向之刻、はま道御下向候宮の腰にて、ばん鷹野を被成、夜に入金澤へ御つき候故、御供せこ衆おもひ／＼かへり申候刻、齋藤八太夫山神と申他國らう人いこんにて、宮のこし口にまぢうけ、八太夫をきり申候。然共八太夫小わざし計にて候故、少手をおひ候て、かげへはいり見申候へば、山神と云ものにて、神谷信濃八太夫に目をかけられて、殊に小姓頭脇田主水ゆゑ、そせう申上、殿様御耳に入。扱もにくき仕合、他國らう人の分として、我等小姓鷹野せこして草臥歸候をやみ打、前代未聞の儀と御意にて、山神を篠

原出羽下町にえんじや有之居申候を引出し御せいばい。其外出羽家中迷惑仕ものも有之事。

さてたんだへ行けば、信濃よりきの子同類にて、これ又被引出せいばいにあひ申。色々さんだんに、信濃見事成せられやう、當座出入ものゝ事に、我身寄騎に引出、せいばいにあひ申候と申衆も御座候。扱其時町人共出合不申候由御せんさくにて、豊後町下代村井豊太夫・横山庄右衛門、大納言様より御せつかん被成候。其時花藏坊事にぶんごと御中たがひして居候間、我等可申付由御意に候。其時皆々町奉行を望申衆多候へば、勘十郎に御意候は、豊後をひに久左衛門と申もの、一比魚津を領置候ものはと御尋候間、其もの今に父ふち仕おき申候、久左衛門と申ものに御座候。をり／＼町など御通被成候刻、御目見仕候由申上候へば、それに下代申付させ候へ。一段りこうものゝ由御意にて、即久左衛門に奉行下代させ申、豊後上方にて、いよ／＼忝涙をながし申候事。

## 〔菅君雜錄〕

利家公御領國爲御仕置御暇にて御歸城、加州石川郡の内鶴鷹野有て、宮腰口より夜に入て御着城、御供の人々過半御先へ歸宿す。齋藤八太夫御小將宮腰口町端より歸る處八太夫を一刀切て其儘逃る。小脇刺にて切たる故乎、少の淺手にて八太夫脇わ片寄り立、透し逃る者を見れば、他國浪人にて異名を山の神と云者也。神谷信濃守は常に齋藤心易く、又御小將頭脇田主



利孝は後の  
七日市藩祖

山本若狭守  
名は家藝

水兩人より右の赴きを申上吟味する處、篠原出羽守家來の中に、浪人山神と縁者有て、此所に便り居候。依之篠原が家來を御吟味の處、神谷信濃守與力某が子と三人申合せ、件の趣と白狀す。仍て三人共に成敗となる。町奉行村井豊後此頃在京に付、爲名代息勘十郎相勤む。町同心共嚴重に縮可申付處、沙汰の限りとて、村井豊太夫町同・横山庄右衛門役義被召放。依之兩人の代り勘十郎窺ふ處に、先年豊後魚津在住の時、御見知りの者あり其者可然、名は何と申すとの仰あり。其者豊後をひにて、村井久左衛門と申上る。則町同心に被召出云々。是歲。前田利家の子利孝生る。

〔金澤古蹟志〕

菅家累譜に云、上州七日市藩元祖前田大和守利孝。生母於古和方。加州石浦城主山本若狭守女也。奉仕于高德公。文祿三年生利孝於金澤城。高德公薨後雜髮稱妙運尼。と按に山本若狭は本願寺一揆賊魁の一人にて、天正四年八月賊將連名にて、本願寺刑部卿法眼への披露狀に載せたり。

文祿四年

正月廿九日。豊臣秀次前田利家に放鷹の禽を贈る。

〔七尾舟木氏藏文書〕

爲湯治見廻差越使者候。湯相當候哉、長湯ごくにて候。其上風引候段精々養生專要に候。御氣色すきくと御快氣に候、可心易候。隨而應雁壹棹遣之候。猶使者可申候也。

正月廿九日

朱秀次印

加賀中納言殿

二月九日。是より先陸奥會津城主蒲生氏郷卒す。豊臣秀吉、徳川家康及び前田利家に命じて、その國政を監せしむ。

〔妙覺寺文書〕

鶴千代臺所入之儀、氏郷如相定可仕候。代官前之事入念遂算用、江戸大納言・加賀中納言兩人に見せ候て、其上民部卿法印・淺野彈正少弼を以可申上候。傍輩をかへりみ於令用捨者、兩三人可爲曲言候。猶家康・利家可申候也。

二月九日

蒲生四郎兵衛尉殿

町野左近助殿

玉井數馬助殿



〔桑華字苑〕

五一六

一、蒲生氏郷死去在て、跡目利家様御肝煎にて、無相違會津百二十五萬石秀行に被遣。

〔三壺記〕

蒲生飛驒守氏郷事

秀吉公利家を召て被仰者、伊達政宗は蒲生飛驒守と先年より遺恨有之、底心隔心有べし。互に心底に宿意無之様に才覺可有旨御意に付、利家公の屋形櫻の間にて御振舞可被成とて、淺野彈正・德善院・長岡越中・金森法印・有馬法印・佐竹備後・政宗・飛驒も被召寄、御振舞に御あつかひ被成、盃の取結び目出度相濟、秀吉公御満快に被思召けり。其振廻之折節、政宗の裝束上下に朱鞘の二尺計の大脇指也。利家急度ならみ給ひ、政宗殿はだて男かなとしよう句に被仰候へば、いやあづま男に候へばと一笑して申されしとかや。御勝手には戸田武藏・上田主水・猪子内匠・土方勘解由、勿論利長公・孫四郎殿も御はたらきにておはします。此蒲生飛驒守氏郷は昔田原藤原秀郷の子孫にて、近江國日野に久敷在城なるを、近年會津へ被遣有之けるが、頓而病死に付子息鶴千代<sup>十三</sup>末期と見えし時、利家公を別而せがれ之儀頼奉る旨遺言なるに付、跡目無異儀可被遣旨を被仰上置處に、石田治部少輔・長東大藏申上ぐるは、會津は一揆國にて、幼少のものなどは無心元由言上申候故、太閤も其儀ならば故郷近江日野四萬石

可被下旨被仰出。利家此よし御聞被成、是は石田・長東さへなるべし、御斷被仰上候はんと思召けれど、其時少し御氣分惡敷御座候に付、政所様へ利家公の北の方御使として登城有て、最前より我等方より申上候通、會津にて本領被遣、内府の聲に被成被下候はゞ忝可奉存候。私共申上候儀左様に御用ひなきに付ては、以來秀頼様之御爲申上候とても、誰も違背仕可申旨被仰上に付、それならば會津にて可被遣とて、本領鶴松に被下、忝奉存入部いたさるゝ刻、利家公より徳山五兵衛・脇田主水を付て被遣、翌年上洛有之、御禮被申上、別而利家公へも一禮念頃なり。家老其外も利家公へ御禮申上る。其以來伏見にて鶴千代御成を被致、御機嫌能御座候に付、鶴千代に被仰出は、親飛驒守は忠三郎と申けれ共、其方には藤吉郎の藤の字を可被下由にて、蒲生藤三郎に被成けり。

〔利家記〕

一、蒲生飛驒殿御遠行の時鶴千代殿十三にて候。如何様共大納言様奉頼由、自筆の御狀又は御口上にも被仰渡候。依て跡目は其まゝ鶴千代殿に被下候半由、太閤様被仰出候へば、奉行衆ささへ被申候。彼國遠國と申、一揆國にて候へば、飛驒守さへ氣遣仕候に、如何可有と申時、扱又御意に、鶴千代二十に成候者、今迄の會津成共、左なくば其程の國を遣可申候。先江州日野は飛驒守在所に候間、本知四萬石可被下候由被仰出候へば、大納言様御煩候由にて御登



城不被成、御うへ様を政所様へ御あがり候て、まへかご被仰出今更加様に御意、大納言外聞も迷惑仕候間、鶴千代は出家に可仕候由、色々御才覺候へば、政所様太閤様へ、今程秀頼を持て其方大納言を身にめされず、無曲と被存候而、誰を頼可被成候や、御分別違と被仰候由に候。そこにて利家様を召候而、鶴千代に會津を前々のごとく可被遣由詮議相濟。其上會津近の所に候間、内府のむこに可仕由御意にて忝思召、徳山五兵衛に脇田主水を御添候而會津へ被遣候。忝儀扱もくと、飛驒殿諸大名大納言様へ御禮に參、御門前彌々市をなす。其後大納言様御差圖にて、太閤様を伏見にて鶴千代殿へ御成候て、そこにて藤三郎殿に被成候。太閤様藤吉の藤の字、飛驒殿忠三郎と申上候を取り、藤三郎に被成候へ由御意にて候。是と申も大納言御影と忝思召候由、大名小名被申候事。

〔利家記〕

一、聚樂にて太閤様被仰出。大納言様へ御内證にて、蒲生飛驒守と政宗先年の遺恨により中惡敷由被及聞召候。國並びと云、中惡候へば上様御爲にも如何に候間、中がらを直し候やうにと御意にて、右御兩人淺野彈正殿・徳善院・長岡越中殿・金森法印・有馬法印、扱は佐竹侍從其外五六人、大納言様御殿櫻の間にて御振舞御座候。政宗仕立肩衣袴の上に、朱ざやの一尺八九寸の大脇差をさして被參候。飛驒殿はあるかゝりの御脇差にて御座候。徳善院・佐竹は、

あるかゝり本のまゝ

政宗引かたのやうに相見え申候。彈正殿は政宗の御奏者被成候へ共、飛驒殿とも御挨拶能候。右之通故遠國者にて候間、人に押こまれまじきふりに見申候。大納言様御脇差に急度御目を御付被成、正宗はだて成仕立に候よし、御あいさつながら御あて被成候。政宗事之外行當たる躰に相見え、彌ざれ事にしなし、遠國者にて御座候故と被申候而、謹みゐたる躰に、其時御振舞出、御盃二つ出、大納言様御座敷中へ御出被成、盃の御あいさつ被成、双方いたゞき酒を參り、何事も無事に相濟申候。何も御勝手衆など讃談に、今日の政宗躰、大納言様御たやにてなく候者、ひよんをも出さう成躰に候。飛驒殿は又少しも左様の事かんにん有人にて無御座候間、事出来申事も可有之候。御亭主様御威光つよき故と、是に付ても太閤様大納言様へ被仰付候儀、不及申御尤候由さんだんにて御座候。肥前守様・孫四郎様は不及申、御座敷へは御出なく御勝手に御座候戸田武藏殿・上田主水殿・猪子内匠殿・土方勘兵衛殿なども、御勝手に御座候事。

三月六日。豊臣秀吉近江高島郡今津・弘川二邑を前田利家に與へ、利家土民甚右衛門に之を管せしむ。

〔國初遣文〕

近江國高島郡今津西濱九百貳拾八石四升、同弘川之内九百三拾六石五斗三升、都合千八百六



拾四石五斗七升之事、上下之爲宿所令扶助訖。全可領知者也。

文祿四年三月六日

印

加賀中納言ごのへ

〔混見摘寫〕

一、江州高島郡善積庄今津村・弘川村、文祿二年秀吉公より芳春院様に御化粧田に進られ、其頃の村長は河原林甚六と云今津甚四郎曾祖父。米拾石被下なり。寛文の頃京州に相成。高徳公御上洛の刻は現米九石に被成候。甚六家の被爲入、今津甚右衛門と改名被仰付、御代官代々相勤候。大坂御陣之節、冬は越前之内櫛まがりと云所わ、雪途道路人數召連罷出、夏陣には國境まで罷出、甚右衛門家にも御止宿も被遊候。微妙公御作被遊候よしにて、馬沓を所持家珍とす。片々は殿様、片々は甚右衛門。去之後、今津・弘川の御領徳川家へ被召上哉、直に可被下哉相知れざるにより、三年が間甚右衛門蔵に納置、甚右衛門を以東都へ被相伺候得者、兩村とも前々之通御知行所に被進、御領分に相成也。甚四郎親甚右衛門亂氣の体故、寛文十二年御代官被指除、延寶八年病死。せがれ甚四郎へ延寶二年に御扶持を被下、御代官は姉登鹽屋九郎右衛門相勤る。

寛文十二年より延寶元年まで一ヶ年、金澤より行山新右衛門今津へ相詰る。橋爪五兵衛弘川村に相詰る屋敷跡あり、御代官を勤るよし。

文祿二年は  
四年に於て  
春院の領と  
なりしは利  
家養後の事  
なるべし

〔御扶持百姓由緒〕

乍恐就御尋、江州今津甚四郎由緒。

後甚右衛門と申候

甚 六  
二代 甚 右 衛 門  
三代 甚 右 衛 門  
當 甚 四 郎

芳春院に文  
祿二年賜は  
りたりとい  
ふは誤なり  
のまゝ

かしこま本

一、曾祖父、從太閤様芳春院様へ文祿二年今津・弘川兩村御知行に被進候刻、御米拾石被爲下、右兩村支配被爲仰付、則芳春院様御書頂戴仕、今以致所持申候。高徳院より御代々御上洛被爲成候時分、右甚六家に被爲懸御腰、其後大坂御陣之刻、雪深御座候に付、人足大勢召連、越前かしこまの里迄微妙院様御迎に罷越、道をふませ今津迄御供仕由に御座候。

芳春院様御逝去以後、今津・弘川兩村御收納米、公儀に可被召上共、微妙院様へ可被召上共極り不申候に付、本多安房殿・横山山城殿より被仰付、三ヶ年之内御收納米預り置、從微妙院様被爲仰付、江戸に罷下、御公儀御奉行所に而、微妙院様被爲仰付候趣詳に申上、則兩村微妙院様御領分に相成。其年より御代官も被爲仰付、御口米被下候。其時分安房殿・山城殿より



被下候御折紙今以所持仕候。其後右甚六名を替、甚右衛門と申候。度々献上物仕、御目見被爲仰付候。

五二二

一、微妙院様御代寛永拾八年に、曾祖父甚右衛門死去仕候に付、芳春院様より右被下置御扶持米拾石、祖父甚右衛門拜領仕、御代官被爲仰付候。然處に寛永二十年に、微妙院様より今津と名字を被下、萬治三年に病死仕申候。

一、祖父甚右衛門に被下置御扶持方米、父甚右衛門致拜領、度々御目見被爲仰付、御能御座候時分は見物可仕之旨被仰出、則見物仕申候。萬治二年七月御鍵一筋拜領仕候。則今枝民部殿・奥村因幡殿より御折紙所持仕申候。寛文八年に海津之内中村町御知行に被成、是又御代官被爲仰付候。寛文十二年親甚右衛門病氣に付、御代官御赦免被爲遊、延寶八年病死仕申候。

一、親甚右衛門存命之内、延寶二年に私義御目見被仰付候。

一、延寶八年親甚右衛門被下置御扶持米拾石、私致拜領有難忝奉存候。但拾石被下米、新京樹に改り申刻、九石に被成、今津村御收納米之内を以拾八俵、年々拜領仕申候。

右之通に御座候、以上。

貞享三年六月 日

御算用場

今津甚四郎

三月七日。豊臣秀吉伏見より來り、前田利家の京都第に臨む。

〔言經卿記〕

三月七日庚申、天晴。

一、太閤伏見より御上洛候。直前田中納言殿へ渡御也。

三月十五日。豊臣秀吉前田利家の伏見邸に臨む。

〔國祖遺言〕

一、伏見大かめ差にて、大納言様御下屋敷渡候て、いづれも有之處、太閤様俄に殿様へ、三月十五日に御普請場よりすぐに被爲成之刻、村井豊後御門の内に萬事申付、御目見仕候へば、上様御意、やれわすれた、あの大ひげに大納言近邊に屋敷とらせ可申ものと御意候て、ぶんご橋のきはに明屋敷候を、廿三間廿間之御屋敷を其日に被下、天下かくれなきぶんご橋のきはに候間、わが名も豊後、後名高く罷成候由、御機嫌よく御わらひ被成候。其時殿様忝旨御禮被仰上候。其刻不破彦三はと上様御意候。久々相煩國に罷在候由、殿様被仰上候へば、ふびん成と御意。扱其時徳山五兵衛にも御屋敷可被下由、廿間廿間之屋敷を被下、柴田修理を我まゝにしたる五兵衛、今は大納言内にてほゑひそげに有之由御笑被成、この兩人ばかり上様より御ぢきの屋敷被下候。殿様忝おぼしめし御禮被仰上候事。

下屋敷を賜  
はりたるは  
前年十月に  
在り

ほゑひそげ  
本のまゝ



春。大阪城に闖入して豊臣秀吉に害を加へんとせし者ある如き疑あり。前田利家乃ち宿衛の士の警戒を怠るべからざるを語る。

〔菅利家聊語話〕

一、大坂御城奥のやぐらへ、關白様御身上相果申候春、ぬす人はいり、三日も四日も四五人も有之躰に候つる。其故は御物置へ御用にて、奉行衆はいり被申候へば、跡を見れば少し内へいやぶりたる所あり、御土藏のわきにて食をして喰候跡も候。太閤様御耳へも入、好々案内存たるもの儀、大工かべぬりなどの様成もの共、御隠密にて御糺明候。少も物取にはいりたる躰にてはなく候由、つひに忘れ不申候。大工かべぬりなどは糺明にしころされ候。御番所へも程遠く候故、可存やうもなく候。其後關白様よりしをびを被入置、太閤様いつもの如く上らう衆に御腰物もたせ、日暮などに御出候所を打はたし、其まゝ天下を御取可有御才覺にても候つるや、太閤様御運つよき御事と、大納言様御物語被成候。是につきても餘り奥ふかく番所遠きはあしき事と御意候。就其諸侍煩は不及是非候、番に出候時は、目をもねず候て用心可仕事と御意候。

四月廿一日。前田利家飛驒白川に米穀輸送の事に關し、小林彌六左衛門

關白秀次の  
身上果たる  
は文祿四年  
なり

に書を與ふ。

〔國初遺文〕

一、飛驒白川へ入米付、金澤に在之、彌商賣之者をかたらい可申付旨尤に候。相應  
上候て、則米にて請取金一枚に銀一枚相副、當座く可上候事。  
一、金子は可爲京制候。金銀其月之末進有之ば、藏より米請取事無用之事。  
一、白川入米並しほあい物をも、長田屋と半分く可仕候。米請取候とも半分く仕、  
金銀をも其分に可上候事。

文祿四 卯月廿一日

ちくぜん 印

小林彌六左衛門

五月。豊臣秀吉京都の傾城を召し、前田利家等に之を與へてその使役に  
供せしむ。

〔天寛日記〕

一、此頃京都傾城共被召上、五人太閤被召遣、江戸其外の人々、内府公・加賀大納言へも二人宛被召遣候へて被遣、人々も被下ける衆多し。

本文五月廿  
九日の條に  
載す



六月十六日。前田利家、淺野幸長を能登鹿島郡津向に置かんとするを以て、書を三輪藤兵衛に與ふ。

〔三輪氏藏文書〕

尙々武藏家せばく、不自由成所々は、家をも作り可申候、以上。

態申遣候。仍左京大夫先々能州へ御下候て、少之間住宅事候。然ば武藏家を相渡し可置候。

此方より來二十日比に被立候間、可成其意候。武藏女共は我等屋敷へ移し可置候。樂春を相

副遣候間、其刻具一書にて可申遣候。先爲心得申候也。

六月十六日

利家印

三輪藤兵衛殿

〔利家記〕

一、淺野左京大夫殿關白様と一味の由、いそがひと云ものにせ判の時、奉行衆太閤様へ申上、既に彈正殿左京殿父子御成敗に相極、伏見中さわぎ、未だ下の御城之御門際に彈正殿屋形成故、御城御門外に人數をよせ、はや彈正殿へ御下知次第に押寄申躰に、奉行衆被仕候。利家様露次口と彈正殿の門向合御座候。前廉左京殿は、大納言様御むこにて御座候つるちなみ

左京大夫は  
淺野幸長  
武藏は中川  
光重

彈正は淺野  
長政

上様は利家  
夫人の事  
に免てその  
與免姫が先  
の淺野幸長  
に妻たりし  
關係ないし  
も、如し

に、利家様へ御理に、扱も私共少も謀叛心無御座候を、如御存之、石治部少・増田右衛門なごは中惡敷故、さへ申儀無是非よし御申候に付而、大納言様、扱も不便成仕合哉と、露次口より彈正殿・左京大夫殿を大納言へ呼入、段々聞召、此上は我等共に切腹仕候共御理申上、無理には御成敗させ申まじきと、第一は上様御上にても候、又は彈正父子不便に候由にて、山里に父子共に御入被成候へ由にて、利家様御城へ御出候。内證よりはうへ様を政所様へ御上り候。其時御城御門外に、扱身の鍵など態とぎやうさんに見せ、彈正方より色立させ候様に、奉行衆しな候處に、利家様乗物より御おり候て、おのれらは何たる風情仕候、今者日本侍共は不及申、唐迄も在伏見するに、淺彈正父子ほどのもの、自然不届事相極御成敗候共、御門際に扱身をいだす事沙汰の限、我等一人に被仰候へば、不人知腹をきらせ申候に、扱も左様之事、武道をば奉行のやつ原はしるまい、算用事、人を口にていたため候事は上手に可存と、たからかに其鍵共鞘はめまじきかと御怒候へば、威光におち、やぐらより奉行衆小聲に成、さやはめくと被申候に付て、ひたくとさや共はめ申。御供に參申候衆も上下、加様のきびのよき事は一生聞も不及、目に見るは只今が初にて候由申候事。扱御登城候て、太閤様御直に、彈正父子少も如在無御座候、御せんさく御極候て、其上に實證ならば、私申付腹さらせ可申と被仰上。扱御せんさくに罷成、似せ判に相極、はたものにあがり候者も



御入候。扱彈正殿へは甲斐國相渡、左京殿は則大納言様我等預り申候由にて、能登國へ被遣、つむぎと云所にたやありて御置被成候。扱もく忝被存候事。

〔利家記〕

一、其後左京大夫殿若きものに候間、かうらいへ被遣一骨折せ被成可然由被仰上、さらば可參由被仰出、かうらいへ御越にて手柄共して召かへされ候刻、利家様事外御満足候て御同道被成御登城。左京殿進上に金子五十枚にて候得ば、上様御對面被成、彼金子を骨折申由にて、淺野左京へ被下候を則頂戴して、大納言様へ直に又御父子共に御出候て、忝儀今生は不及申上、未來迄も忘申候者御罰あたり可申と、ふしころび忝思召躰に見申候事。

〔村井重頼覺書〕

一、淺野彈正殿御事、利家様共芳春院様共努々御親類とは不及承候。淺紀伊守殿と申彈正殿御子息、大納言様御むこにて御座候。然共なごや御陣跡に御遠行被成、其後關白様の御めいむこに御成、利家様とは御間遠々敷御成候處に、關白様事出頭いそがひと申もの、作り狀にせ判候て、彈正父子すでに御せいばいに相究候處に、伏見中さわぎ申候處に、彈正殿大納言様御かけこみ候て御頼候故、昔の御ゑんへんゆる、色々仰わけを大納言様被成、太閤様御前相濟申候。其時紀伊守殿は能州へながさせられ、つむぎと云所に。大納言様御あづかり分にて相濟。天

紀伊守は左京大夫に同  
なごや御陣跡に遠行は  
利家の女  
淺野幸長の  
室のことな  
り

下の諸侍、さりとは大納言様文武の御大將と申、御目を被下候へと御斷候て、御出入の衆多出來申候事。此外色々の儀御座候事。

〔續漸得雜記〕 高田彌右衛門咄

一、松平安藝侯御先祖淺野左京大夫は、御身上果可申子細の所、高德公御はからひにて、能州つむぎに暫御かくまひ、其後御恙なく今に四十萬石餘也。此御よしみにて御塔に被成候。松雲公御意にも、淺野家は當家に深きよしみ有よし御意也。然ども淺野家には此事深く秘するよし也と。

六月十八日。淺野幸長能登に移らんとするを以て、前田利政亦三輪藤兵衛に書を寄す。

〔三輪氏藏文書〕

以上

淺野左京大夫殿其地に被越候條、諸事何様とも可令馳走候。材木以下用之儀は、餘多可有之候。無由斷可申付候、謹言。

六月十八日

孫 四 利 政 判

三輪藤兵衛尉殿

此よしみに  
て御婚に被  
成候とある  
は誤なり



七月八日。前田利家、豊臣秀吉の爲に召されて登城す。この日關白秀次廢せらる。

## 〔菅利家卿語話〕

一、其後七月の事成に、關白様謀叛を被成候由にて、夜半に伏見屋形く子をかきさまにおひ申候。利家様其夜色々被仰付様、具には書付不被申候。日比御拵被置候具足共二百領取出、具足なきものは、ふだを付おくもの、由被仰出候。扱伏見屋形くへ横目を被遣候。内府と御屋形向合に御座候へ共、其比内府は御暇被仰、江戸へ御下御留守に候。扱夜明け、しらぬ牀にて、其朝猪子内匠殿へ、御數奇御約束に候故御越候。色々是にも物語有之候。然處に太閤様召候由にて、朝四つ時直に御登城候。然處に其日八つ時分に、關白様かうさうすにたばかられ、上下六七十御供にて、伏見木下大膳方迄御理の爲御入候を、御城より兩度御使者にて御かみをおろし、其より直に高野へ御ながし候。色々物語有之事。

秋。豊臣秀吉先に前田利家に預けたる越中新川郡を加封す。

## 〔越登賀三州志鞆囊餘考〕

今秋越中新川一郡暨び秀次君の遺館を、豊主より國祖へ賜はり、秀頼君の守護を頼ませらる。按ずるに坊本多くは新川郡を關するを文祿三年とす、非也。

八月廿四日。是より先、豊臣秀次の伏見第を前田利家に與へらる、利家此の日移り住み、後屢茗宴を開く。

## 〔國祖遺言〕

一、關白様御屋形に新川郡相そへ、大納言様御拜領被成、八月廿四日に御わたまし候て、十月廿四日御つば口切被成、御茶上候へと被仰出、太閤様俄に被爲成候。御相伴内府・金森法印・有樂にて御座候。上様御機げんよく書院へ御出被成、夜半迄御座被爲成候。同廿六日ひるより肥前様・孫四郎様、御相伴は土方勘太夫殿・村井豊後・奥村伊豫、御相伴可仕旨御意にて、御機嫌能夜半まで御數奇やにて御咄御座候。同廿七八九日の晩まで備前中納言様・淺野彈正殿・長岡越中殿・政宗殿・羽柴下總・戸田武藏殿・上田主水殿・奥山佐渡・新庄するが殿・羽柴久太郎殿・かすや内膳・大野修理・杉野ほうき・平野遠州・仙石越前・半入、其外六七人御茶被進候事。

## 〔村井重頼覺書〕

一、其後關白様御身上相果被成、色々儀候て、伏見之御屋形を大納言様へ太閤様被進、後日本之諸大名あがまへ被申候。色々さま／＼御事候。

## 〔菅利家卿語話〕



一、關白様御身躰相果候刻、太閤様御意に、此上は大納言を秀頼公御守なれば、後を御頼なくては不叶。即秀次御跡美濃・尾張・伊勢、大納言様へ御進上可有由御意候由。扱石田治部少・増田右衛門尉など、大納言様御中惡候故、彼出頭共申上候は、御意御尤に御座候得共、利家は今程無双武備者候、扱又立腹なる仁に候間、自然上様へ無曲と存儀御座候者、其日にも謀叛可被仕候間、外聞すきなる人に候間、關白様御屋形今程伏見一番に候間、即御屋形を被遣、越中新川郡御加増被成候而可然存由申上候由に候。即右之通に被仰付、忝思召御移住被成候。國大名小名御門前市をなす事限なし。然處に御たやせつゝのん迄も金の間を御覽にて、扱も扱も關白殿見聞く程大成望ある人にてなく候、中々謀叛は偽成べし。我等儀は子孫迄も望有之間、加様の座敷には不能成候由御意にて、あひくいらざる所を御壞し候て、御居間は泥繪をかゝせ御座候。徳山五兵衛・不破彦三などを初年寄衆、扱も道有大將哉と感じ被申候。扱其後右奉行衆さへ、大國を押へ申候事相聞え、後治少・右衛門と御中あしく御座候事。

九月朔日。前田利長今枝重直を祿して家臣とす。

〔今枝家譜〕

文祿三年甲午。秀次公之臣各賜姓。叙任官位。重直又其列。任内記。叙從五位下。秀次公有事之後。暫浪遊。無幾。因瑞龍院殿懇招之。來賀州。爲瑞龍院殿之臣也。先至越中森山。此

年公參觀大坂。及其歸路。重直出向于松任驛。公歎待特甚。呼重直曰。内記殿今度御下珍重珍重云々。自明日定主從之禮式也。

爲堪忍料、越中國繩打内を以、參千石令扶助畢。全可有知行狀如件。

文祿四年九月朔日

利 長判

今枝内記殿

〔前田家雜錄〕

一、文祿四年七月十五日秀次公切腹、檢使者福島左衛門大夫也。秀次公之侍津田與三郎・今枝内記、外射手三十人御國へ被召出候也。

十一月三日。前田利家、村井長頼等に茶を饗す。

〔國祖遺言〕

一、同霜月三日之朝、御家中衆又は肥前様衆御ふるまひ、其通御意にて、人々それくになほられ候。御書院次の間までおしはなし、左座不破彦三・高山南坊・前田孫左衛門・青山與三・太田但馬守・村井左馬助・岡島備中・徳山五兵衛、右座長九郎左衛門・高昌石見守・中川武藏守・山崎庄兵衛・片山内膳・不破源六・奥村織部・寺西宗與、右合十六人御ふるまひ被下、御茶二ふく立、御自身一ふくく殿様御持參被爲成、左座より被下時、豊後參候へと御意にて、亭主



被成候。右座の時は伊豫參候へと御意にて、是又亭主に被成候。加様に御吟味をあひくゝに被成候。其頃豊後は金澤城代に罷在を、御屋形新川郡拜領候、即ち被上候様にと御意にて罷上候。誠忝御事と豊後申事に御座候事。

一、右之外六七千石より二千石までの衆、其外物頭共三十七八人御ふるまひ被下、御茶も豊後・伊豫亭主に被成下候事。

是歳 前田利長左近衛權中將に任ず。

〔本藩歴譜〕 瑞龍公記

文祿四年<sup>月日</sup>左中將に轉ぜらる。註に云、中將御轉任の事諸記に見えず。今御本並新撰武家補任に従うて載之。

是歳。前田利家射手百人を祿し、奥村榮明等に屬せしむ。

〔前田家雜錄〕

一、文祿四年利家公射手の侍百人、知行貳百石宛に被召置、内四十人は奥村河内に御預け、是河内弓の上手故也。二十人は吉岡九左衛門・藤懸又太夫に御預け、殘四十人は夫々に與頭を被附由也。吉田氏未御國へ不來時歟、可考。

〔三壺記〕

河内は奥村永嗣の子榮明

利家公射手衆被召置事

秀次公果させ給ひて、大島雲八肝煎にて射手四十人二百石づつ被下被召置。吉岡九左衛門・藤懸又太夫に御預け被成けり。然るに組中かたまり目安を上て、與頭をさんぐにそしる。利家公聞召て御吟味被成候へば、與頭の越度なし。與のもの共あなごる也。利家公御意には、射手百人の都合可被召抱とて、方々聞立被召置。吉岡・藤懸と、兩人よきもの二十人聞立て言上す。則其二十人を右兩人に御預け被成けり。是と申も兩人のもの覺の有もの成ゆゑに、右之通被仰付。さて四十人はそれぞれに分而與頭を付させられ、四十人は奥村河内に御預けなり。其時分河内貳千石に與力四千石なり。此與力之内御配近に被召出もの多し。四十人にて八千石、壹萬四千石の都合なり。射手共に被仰渡けるは、河内儀は家老の子なり、弓の上手なり、是以來も慕目の役なり。重而與頭に對し異議を申さば、急度可被仰付よし、岡田長右衛門・神谷信濃迄被爲仰渡、何も畏奉存旨御請申上にけり。

慶長元年

正月十三日。前田利家、徳川家康を訪ひ、茶會に列す。

〔言經卿記〕



十三日辛巳、天晴。

五三六

一、伏見へ予冷・阿茶丸等同道罷向候。與左衛門所にて休息し、次江戸黄門へ三人同道罷向候。對顔候。次大納言殿へ罷向候。金剛壽院少納言同座に對顔候。亞相へ御茶湯有之候云々。加賀中納言・淺野彈正忠・瀧川下總守・蜂須賀阿波守也云々。

三月廿一日。徳川家康、前田利長の邸を訪ふ。

〔言經卿記〕

廿一日戊子、天晴。

一、伏見へ冷發足、江戸亞相へ見舞候。前田侍從殿へ御出也云々。不及對顔候。

四月十日。前田利長、越中檜物師の京師勤番に關する法令を定む。

〔越中古文書〕

已上

檜物師事申付條々。

一、國中ひ物し番々おひ、少も無懈怠、京都に可相詰、然ば自餘之役儀可相除事。  
一、増山・中田・放生津、其他在々所々に有之ひ物し、一統に京都之番可相勤、若令無沙汰者

有之者可申上、急度可申付候事。

一、守山並所々町におゐて、ひ物しやうばいの事、座をさだむる者□□他所よりたち入、ひ物だうぐみだりに無之様、堅令停止者也。

文祿五 四月十日

利 家判

才 次 郎  
此外ひ物屋共

四月十五日。前田利家能登七尾町に對する條々を定めて、三輪藤兵衛等に與ふ。

〔三輪氏藏文書〕

覺

一、府中の藏々並あたらしくたて、門などにふき板入候はゞ、五百も千丁もへがせ可申候。併儘に奉行を相副可入念事。  
一、町に奉公人住宅いたし候て在之事、一切令停止候。當座やどをかり有之事はくるしからず候事。

府中は利家の築きたる新七尾の城下なり



七尾城山は  
舊高山氏の  
城地なり

鶴賀は敦賀

三輪藤兵衛  
大井久兵衛  
この月は小  
盡なり

- 一、七尾城山のはやし、むざとかり取事堅濟止候。前々のごとくかみのに申付急度可致事。
- 一、道奉行の事、前々よりかげ山仕つけ候はゞ、尙々其分に申付、道橋うゑ木までも念入可申付候。御人數揃相□候はゞ、則令下國候間、萬無油斷様に可申付事專一候。
- 一、河原町中小地ばくらう町の事、勝手の能程に見計、町をたて可置事。
- 一、藤橋村明神野にたてさせ尤に候事。
- 一、府中のぼり道町の事、本かちや町にたてさせ可申候事。
- 一、くしこ如毎年とりて可置候事。
- 一、すみ千俵鶴賀まで可相届事。
- 一、しほ貳百俵つるがへ可相届事。
- 一、しほ千俵宮腰まで可相届候。尾山城中に取寄用候事。

以上

文祿五 四月十五日

ちくぜん印

藤 兵 衛  
久 兵 衛

四月晦日。前田利家、徳川家康と共に参内して、前太政大臣近衛前久。

前右大臣菊亭晴季の左遷を免されんことを請ふ。

〔言經卿記〕

二日は五月  
なり

二日戊辰、天晴。

一、石河日向守へ罷向對顔候、茶有之、一昨日從太閤禁中へ江戸内府・前田大納言兩使にて、近衛殿・菊亭前右府等可召出候由被仰入候也、云々。近衛殿は薩摩國へ去巳年よりの左遷也。菊亭は去年七月に越後國へ左遷也。可有上洛由飛脚下也云々。石河日向守雜談候。

四月。前田利家權大納言に任せられ、その臣下にして諸大夫となるもの二人を加ふ。

〔公卿補任書入〕

前權中納言豐利家。此年四月從二位權大納言。若家康任槐同日歟。

〔國祖遺言〕

一、利家様秀頼様の御もりに被爲成少まへかど、中納言の御任之刻、越後景勝と御座敷下の時、太閤様御きもをつぶし被成、淺野彈正殿御使にて大納言の位に被仰付時、奥村伊豫守・神谷信濃守、諸大夫役人多入申候故と御意にて被仰付、合六人。



〔利家記〕

一、其後秀頼様御もりに利家公被爲成候時、御位を大納言様に被爲成候時、奥村助右衛門伊豫守に、神谷左近信濃守に被仰付罷成事。其よりは御家に諸大夫六人に成、上様へ御禮も村井豊後・篠原出羽・高島石見・中川武藏・奥村伊豫・神谷信濃と次第に被申上候事。

〔袂草〕

一、慶長二年正月十一日任權大納言。

五月十三日。前田利家、豊臣秀吉及び秀頼と同車にて参内す。

〔言經卿記〕

十三日己卯、天晴。

一、太閤・若公禁中へ御参也云々、長者町御殿より也。御車に太閤・若公・前田大納言・御乳人御局以上御同車也。次江戸内府、車は諸大夫十三人、井伊侍従、布衣二人、隨身兵仗四人、牛童子一人、其外侍衆大勢也。次ぬりごし、前田大納言御車に被乗共四五人有之、淺官衆乗馬也。大勢有之。禁中に而三献有之、云々。謠有之。太閤・内府等、扇にて御舞也云々。追而可記候。

〔天寛日記〕

一、此日参内、大なる車に秀吉公・秀頼公・利家・女壹人、以上四人同車。其跡に家康公あじろの車、井伊侍従そうかい持、内大臣に任せられしなり。利家もこごし大納言に任せられ候。

慶長日記

〔天寛日記〕

一、慶長元年秀頼公三歳上洛。日本大小名装束にて馬に乗り、伏見より京まで十間に一騎、口取二人・侍一人・小者一人づゝなり。伏見城より京島津龍伯宅まで八十八町あり。秀頼公御先へ二行に乗、其跡に長持三百、ごんす唐織のおほひ、次に左の方柄までのしづきの長刀五十、右の方のし付の鍵五十、鐵砲五十もあかき猩々緋の羽織、大小金のし付、犬に唐織きせ、引繩紅、鳥さしさは、いづれも十五より内のもの、思ひくの出たち五十餘輩、馬三疋鞍置大房土佐駒、その次にみせつりごし一挺、次につりごしに秀頼公乳母にいだかれ、供の女房衆つりごし三十一、御供の騎馬諸大名の子供十より内、いづれも装束、馬共は土佐駒の五歳六歳の小兒まで馬に乗候事はならず、馬のそばにいだかれ、此跡に左の方に家康公家來の諸大夫十五騎、利家の家來諸大夫十一騎、家康公・利家は東福寺門前まで東より迎出御、家康公は大きな紋の付たる青染の道服、赤きうらの袴をめし、利家公は黒きしゆすの道服袴、兩人ながら馬にてたかく御咄し、諸大夫装束着たるを供につれ御通り、六條の橋より女

三歳は四歳

脱文あるべし



中ことごとく乗物よりおり、かちにて秀頼公を乳母いただき、洛中見物の衆に御見せのためなり。島津舊宅まで此間十八九町計り、秀吉公三條まで迎に出御、秀吉公は十日あまり先へ上洛。慶長日記

〔陳善録〕

一、秀頼様伏見より内裡へ御参内の刻、利家様御車に秀頼様をいただき参らせられ御越、御歸城の時分、伏見備前中納言殿上の坂下まで、御供衆大名小名馬より下り、下々入込不申やうに、御車際大納言様衆警固被仰付候。小姓・馬廻跡を押申候時、我もくと入込押合申候時、長岡越中殿を大納言様御馬廻山本久助と申者つらをはり申候。越中殿とは努々不知故也。喜右衛門なども手傳申候。肥前様、越中殿はよその物と言ひ事と思召、御車の先より御歸候へば、右之通御覽候てしらぬ体に被成、又御先へ御越候。其夜肥前様御意之通色々物語有之候。五月十七日。前田利家又豊臣秀吉・秀頼と共に参内し、猿樂を演ず。

〔言經卿記〕

十七日癸未、天晴。

一、禁中に而太閤・同若公・江戸内府・前田大納言等御能有之云々。新公家衆各被参也云々。御能已後伏見へ御歸候。御七番有之云々。

本文この日  
の事に係る  
や否や明か  
ならず、假  
載にこのに  
附す

六月廿九日。前田利家能登鹿島郡能登部上村兄宮に制札を與ふ。

〔能登鹿島郡能登部上村社藏文書〕

禁制

- 一、神林竹木伐採事、付 [ ]
  - 一、社中民家人居住事、付 [ ]
  - 一、社中に立入狼藉事、付理不盡之催促事。
- 右條々令停止、若於違犯 [ ] は、速可處嚴 [ ] 如件。

文祿伍年六月廿九日

利家判

閏七月十二日。伏見の地大に震ふ。前田利家小姓を遣はして豊臣秀吉の安否を問はしめ、尋いで登城す。

〔菅利家卿語話〕

一、伏見地震の時、大納言様御屋敷と肥前様と上下にて候。御つぼの内へたがひに御出被爲成、御詞をかけ合せられ候。何もくと御尤くと涙を流し被申候。扱大納言様被仰付、小姓衆五六人御城廻を四方へ、上様は御出被成候哉、大納言ものこよばり候様にと御意候。太



閣様、是に有ぞ、無事に出でた、心安存候へ、大納言も無事に候哉と上より御意を、罷歸申上候。其よりは何の御かまひなく、只御一人御城へ御はいり被成候時、太閤様御機嫌能、秀頼様を大納言様へ御渡被成、御いだし被成候由、御歸候て御物語被成候。扱も右之通御取紛の時出申御分別と、利家様を名大將と上下申候事。扱其時より伏見山城御拵にて、太閤様御移被爲成候事。

〔國祖遺言〕

一、伏見大しんの時、御城もゆりくづし候刻、加藤主計殿はかうらい之義に奉行衆さへ、太閤様御前悪く候て、屋形にひつこみ出仕なく御入候。其人數を揃、扱路次に人數を置、石垣くづれより主計殿一人御城中にかけこみ、加藤主計に候由被申上候へば、上様主計かと御意御機嫌よく、誠や軍陣にて手柄高名致候は御免候様、ちきくくに御前相濟申候。扱もく人は時節有物かな。主計地しんゆゑ日頃の侍立、伏見御屋形をくづし死人多候處に、主計殿仕合能候事、うき世の中不知事と申候。大納言様も右之通御意候。つねく利家様御取成被仰上おかせられ候ゆゑと、主計殿泪を御ながし忝がり被成候。其より三十日計過候て、又唐へ罷越候へ由御意、御前相濟目出度躰にて唐へ御越被成候。其時大納言様より御馬二疋、其外色々被遣候。扱忝御禮に御越候て、主計殿頭を地に付、利家様御おんは今生後生共に忘

申間敷旨御申、奉頼由主計殿御申候時、思は夫れ何の遠事これ有ん。殿様か様に語を御引被成、千里二千里へだて有之共、心中替事にて有間敷と御意候へば、又主計殿泪に御むせび、かうべを地に付、高きゑに御成候て、忝義東西をわきまへず候躰と、謹而御禮候て、御暇乞被成御歸候事。

閏七月十五日。前田利家伏見城修築の爲、能登より竹釘繩を越前敦賀に輸せしむ。

〔國初遺文〕

急度申遣候。仍能州國中へ申付、なわをなわせ、くじ船にて鶴賀まで早々可上候。能州てらでらへ竹を相渡し、くぎをけづらせ、是又出来次第になわぶねと一所に可上候。伏見の作事たいさう成事不及是非にも候。萬事打置、竹くぎなわの事可申付候。不可有油斷候也。

文祿五後七月十五日

利家印

藤兵衛殿  
久兵衛殿

〔陳善録〕

一、伏見大地震の後、殿様を孫四郎様地しん小屋にて御ふる舞被成候。殊外御小屋結構成御



作事を、殿様御歸被成、御よまひ事被仰、岡田長右衛門・齋藤刑部を御使にて、地しん小屋なご云ものは、いかにも輕々とあやまちなきやうにするもの也。左様候儀はへのこの銀薄と云而いらぬもの也。金銀をむざとしたる事につひやせば、むざと無理を云ひ、人のものほしがる物也。もてば山が崩れても、海がうまりても驚かぬものにて候。惣じてはや孫四郎は一國の主に而候へば、何事ももらさず心にかけて可申候處に、武者道具馬以下もあまり沙汰もなく、毎日鷹野又はしやみせん計り之由、沙汰之限。日本にて孫四郎一國取なれば、六十六人の一人に候處に、萬事行義沙汰之限と御意候。其外色々の御事。

閏七月廿二日。前田利家、能登に謫せられたる淺野幸長の罪を赦されたることを三輪藤兵衛に告ぐ。

〔三輪家傳書〕

淺左京殿今廿二日御赦免事候間、爲迎人を遣申候。人足事入次第に可申付候。此時候間、急度馳走專一候。加州へも申遣候也。

壬七月廿二日

三輪藤兵衛殿

利家印

閏七月。豊臣秀吉大佛殿に詣る。前田利家疾に因り従はざるを以て、人の爲に讒せらる。

〔菅利家卿語話〕

一、太閤様大佛へ御越候時、利家様は御持病氣にて無御越候。路次にて大納言様謀叛を被成候御用意候由、四十計の男訴訟申上候。太閤様扱もくにくきやつかな、おれが死たらば落涙可申大納言を、加様に申儀にくき仕合、則からめとり大納言に渡候へよし御意にて、寺西筑後殿を御使にて、彼囚人を利家様へ被下候。忝思召、則つゝをさし、大納言様おもて縁まで御出候て、何たる事を申上候哉、たぞ申上候へと申者も候哉と御尋候へば、かしらをかたむけ兎角を不申上、五條の橋を日暮に罷通候へば、何者共なく四五人歴々罷通、右之次第を申候而、是を太閤様へ申上候へば忠功に罷成、御知行可被下と申候を、何ともなく申上候と計申上候。それより大納言様御たや馬廻衆番所に有之御見廻衆に御みせ被成候。其後利家様忝儀御禮に御登城被成候へば、太閤様御涙を流させられ、其方を秀頼守に頼申候に付、おれと其方の中あしくせんと思ひ候ての才覺も不存候、よく糺明いたされ候やうにと御意に候よし。利家様彌忝思召、御涙にむせび候由、御歸候て御物語被成候。それより御歸候て、内府・金森法印・淺彈正殿・有馬法印・有樂様、其外御出候て、扱もく大納言殿御手柄成今日の上様御

秀吉の大佛に詣りたるは閏七月に在り



意と被仰候。彌其よりは猶以御門前市をなし申候。其後寺西筑後殿へ、大納言様其時の御禮に御越候。あはせ十・ひとへもの五・かたびら五御持參、其上御差料のからくわさやの兼光の御腰物を被遣候へば、筑後殿扱も外聞と申忝由、首を地に付御禮被仰候。其時筑後殿作事半に候故、我々も與迄御供にはいり候てよく見申候事。

八月三日。前田利家能登七尾町民の地震に關して安を候したるを嘉す。

〔能登古文書〕

以上

八朔の禮銀上候間、其心得可有之候、以上。

地震見廻として年寄一人さし上候。後繪入到來悦入候、尙長兵衛かたより可申聞候也。

八月三日

〔印〕

所口 府中町

八月。明使楊方亨・沈惟敬來り、豊臣秀吉命じて惟敬を前田利家の伏見邸に置かしむ。此時利家の臣にして諸大夫たるものを増す。

〔村井重頼覺書〕

後繪入三字本のまゝ

一、其後唐よりゆうげき伏見へ參候時、則宿を大納言様へ被仰付、さまざま御馳走。其時又諸大夫けらい多入申候儀に候。豊後・出羽は金澤御城代に、石見は白山の城に、武藏はらう人ゆる、諸大夫なく、富田越後・奥村河内・木村土佐・岡田丹波四人俄に被仰出、諸大夫に成申候。其時村井左馬助・富田左太夫・前田孫左衛門・山崎彦右衛門・不破源六などは、孫四郎様へ付させられ有之ゆる、能州衆にて諸大夫に不成。殊外孫左衛門・左馬助などは腹立にて候躰之事。

〔國祖遺言〕

一、木村土佐守・奥村河内守・富田下野守・岡田丹波守四人は、ゆうげき唐より參、大納言様御宿を被成、廿日ほどゆうげき有之時、諸大夫役人多入申候故被仰付候。此時合拾人也。

〔菅利家卿語話〕

一、遊げき將軍、伏見へ參候刻、大納言様御宿被成候。色々鶏・ぶた御用意御もてなし被成候。其時御船入へ太閤様被取寄候て御遊候時、藥を遊げき取出し吞申候由。其時太閤様何藥と御聞候時、是は壽命又はじんを補申藥、其故我等も八十に成候へ共、煩不申候由申時、太閤様・利家様も遊げきのみ候を御覽にて、即參候由。内府は其比二三日腹中御煩候故、其日御登城なく候へば、參不申候由に候。加様に太閤様御煩候へば、大納言様御煩も似た御煩に候間あ



王は二字本のまゝ、

んじ申候。遊びきははや死申候由申來候事、是に物語有之事。

五五〇

〔國祖遺言〕

一、太閤様伏見に御座候時、唐よりゆうげき参り、大納言様に廿日ほど御宿被成候。王は備前中納言様屋形へちかく故やご被成候。其時唐のものに別て馳走なく、今日武者揃被成御みせ可有由被仰出。日本國中人数三千づつ一頭く被仰付候。けつこうに仕立可仕旨上様被仰出候。其時に大納言様被仰付、年寄衆へ、揃三千人これみせ武者、いかにもさし物は大きにけつこうに仕候へ、自然の時はさし物ぬいてすて候而も不苦候。あひじるしの心もちかしよう。扱又三千の外、まぎれかくし人数三千ほど、高島石見と村井豊後を御居間へ御よび候て、か様の時はふと大事出來候ものに候間、右之御談合被成、あるひは五百六百三百づつ、まぎれ武者つまりく置候て、ごやくと云ふ時一所に出合候様にと御意候。肥前様をはじめ、萬事おもく御こしらへさせ候へ共、殿様は其事共御わらひ被成候。是はかやうの時は不計當座に喧嘩出來候て、大事に成可申候もしれず候御用意に御座候。いづれも年寄衆、御咄其外をいたされ候て、扱も日本をとらせ申度名大將とかんじ被申事。

〔陳善録〕

一、遊うげき伏見へ参、御城へ初日出仕之とき、くらなり生付たる馬を高麗より参候。御城

鞍形生付た

る馬は駱駝なり

より御供いたし、まづ罷歸に何茂見物いたし候時、橋本孫平次警固衆と申分仕出し、大成事に成申候。小々姓には奥野金左衛門・馬淵傳左衛門・村井勘十郎、大小姓今井左太夫・大塚傳左衛門・齋藤八太夫・奥村主計・神戸五右衛門・富田孫九郎、御馬廻には原田又右衛門・青山金右衛門・峯野嘉右衛門・小崎牛助、此外四五人有之。物語有之事。

九月二日。豊臣秀吉明使を饗し、秀吉、前田利家等皆明の衣冠を着す。

〔天寛日記〕

二日秀吉大明使を饗應あり。秀吉公上壇に座し、下壇の右之方を兩使の座とし、左の方に内府公・大納言利家及び中納言以上七人の座を設く。秀吉公赤服唐冠を着し、榻に座し、七人の公卿も大明の冠を着し列座あり。其外諸大名各縁の上に並居、其儀式嚴重なり。饗應畢て兩使皆客館に歸る。家忠日記・大成記。

九月十五日。越中高岡法光寺開山日養寂す。

〔本化別頭佛祖統紀〕

越中高岡邑法光寺開山日養上人傳

師諱日養。號了覺院。弘通教化所往有利也。天正十二年甲申。越之中州礪波郡高岡之傍。幸

加賀藩史料 第一編 慶長元年

五五一



得勝地。造一精廬。以埃終焉。呼本照山法光寺也。生涯說法三千三百餘座、授戒之徒百十餘人。晚更築閑居。自行轉讀一萬餘部成就之。慶長元年丙申九月十五日奄然而化矣。世壽八十一。

十月。金澤愛宕寺に神明宮を勸請す。

〔國事雜記〕

古肥前は前田利長にして同利長は金澤に移りたる慶長四年なるべし

文祿五年拾月中旬に河原半左衛門殿兩足輕旦那にて、伊勢福井與左衛門へ祐慶參、神を申請、愛宕寺中に勸請仕置候處、古肥前様當地へ御移被成候砌、寺社屋敷可被下由に付、神明屋敷之義松平伯耆殿・山田出羽殿へ祐慶より致訴訟、才川に屋敷廿五間四方致拜領、同年拾壹月五日に宮移いたし候。  
讚岐は當寺開山祐慶若年の時分より召仕、名は猿市と申候。才川神明を取立、彼の猿市を神主に取立、後見孫左衛門を附置被申、後讚岐と申候。二代播磨、三代丹後。  
小坂庄山の上に神明有之、神主土佐と申候。才川に祐慶神明を取立被申候處、山の上より、金澤神明昔より一社に御座候處、只今二社に成、致迷惑候。才川神明御つぶし被下候様に、公義え土佐方より致訴訟、公事に成。左様に候は、才川え打寄致一社候様に被仰出、土佐・讚岐兩神主に被仰付相勤可申候。兩人打寄宮を建直し申、土佐は宮腰木屋と材木代銀の義に

致口論、追放に成申候。其より神主讚岐壹人相勤申候。

是歲。前田利家白山比咩神社の社殿を再興す。

〔白山諸雜事記〕

神殿額之寫

當社再興、加賀大納言豐富朝臣利家卿、同東御方、爲子孫繁榮也。此文字大覺寺宮空性親王御筆也。

同 裏書

加賀國石川郡養老寺白山妙理大權現社頭、加賀大納言殿御父子以御兩三人御判勸進之。額之御施主則加賀大納言殿御息女加賀殿、太閤大相國秀吉北之御方也。其意趣者、家門繁昌、壽福増長、天下泰平、國土安穩、諸人快樂、所願成弁故也。此裏書依本願懇求、大佛殿兼本願高野山木食與山上人。應斯本願、越前國足南郡波着寺住侶安養坊權大僧都空照、爲自他法界平等利益也。于時慶長二丁酉年七月廿八日、於東山洛湯大善光寺與院書之。

一、慶長元年社頭建立、額は貳年に掛る。則御手跡は人王百七代正親町院の皇子百八代後陽成院の御弟義性法親王嵯峨大覺寺御門跡の筆也。或空性、號隨菴。



慶長二年

正月十六日。前田利家權大納言を辭す。

〔缺草〕

一、慶長二年正月十六日權大納言を辭す。

三月廿五日。前田利家登營して豊臣秀吉の茶會に陪す。

〔日用集〕

廿五日齋了。赴長東大藏殿。逢増右・石治。其次到殿中。自宇治開茶十二種。森上林兩人之茶。於御座敷有御茶。江戸内府・加賀亞相・金森法印・富左近、其外。伽之衆十二三人一座敷也。御座敷之飾者虛堂墨跡、青地筒藤花被成御生也。黒唐木綿一端拜領也。夜半已後衝雨歸來。自江戸内府海雲一桶芳惠也。

四月二日。豊臣秀吉、前田利家の伏見邸に臨む。

〔日用集〕

太閤以下加賀大納言殿へ御成也。

四月七日。本願寺教如金澤に寺院の建立を命ず。

本文四月二日の條に在り

〔東本願寺金澤別院藏文書〕

今度屋舖替に就而御堂令建立候。時節柄之義に候得共、各馳走獎入候。抑安心之一義珍らしからず候得共、諸の雜行雜善の心を抛すて、一心に彌陀如來今度の一大事の後生御助候へと申さん人々は、皆々極樂に往生すべき事更に疑ひ有べからず候。此うへには佛恩報謝のため念佛申さるべく候。此通幾度も談合候て、油断なく嗜まれ候はんする事肝要に候べく候。猶粟津右近申べく候、穴賢。

慶長二年四月七日

教 如判

加州石川郡金澤末利七日侍講衆中

〔東本願寺金澤別院藏文書〕

於御許御堂御建立に付、御位牌御守護、其御講の御頼被成候。就而は境内取締方等之義も可然様之御沙汰に候、以上。

四月七日

粟津右近判

高木兵部殿

由比勘兵衛殿

人見吉左衛門殿

山岸三十郎殿

加賀藩史料 第一編 慶長二年



〔寺院來歴〕 貞享二年由來書

金澤東末寺開闢は本願寺十二世教如上人、慶長貳年金澤後町に末寺致建立、至當歲九十年罷成候。

五五六

四月十二日。徳川家康前田利家の邸を訪ひ、村井勘十郎・奥野金左衛門の能く利家に仕ふるを賞す。

〔陳善録〕

一、内府大納言様へ四月十二日に御越、しみたく御咄候て、御次間に大納言御直に被成御料理、御挨拶人は猪子内匠殿計にて候ゆる、徳山五兵衛・寺西宗與・齋藤刑部も罷出御咄仕候。いつものごとく村井勘十郎・奥野金左衛門かよひを仕候へば、内府金左衛門と勘十郎を、いつ見てもよく奉公する人と御意候へば、徳山五兵衛如御意御座候、あの勘十郎は村井豊後せがれに御座候よし被申候へば、扱は大納言殿は人づかひの上手にて候。豊後の子などを、あのごとくこまかにつめさせ御つかひ候事と御意に候。御挨拶忝存候、利家様被聞召御笑被成候事。

四月。前田利家の伏見の邸にて石川左馬助・宮川與左衛門二人相闘諍し

出奔す。

〔前田家雜録〕

一、利家公御家人石川右馬助・宮川與左衛門、於伏見御館慶長貳年四月喧嘩、さへ疵蒙る者馬場甚太郎・小塚藤十郎也。石川・宮川は立退行方不知と也。

〔陳善録〕

一、大阪へ御引越前年、伏見にて殿様、岡田長右衛門家は御屋敷石垣ぎはに被居候故、晩方に御茶を上被申候。御機嫌能御座被成候。然處に石川右馬助・宮川與左衛門御廣間番所に而喧嘩仕出し、さへ人は馬場甚太郎と申御馬廻なり。三人ながら手を負申、二人は退申候由御耳に入、御機嫌悪敷なり。其儘御歸被爲成候。御穿鑿にて兩人宿々へ人を被遣候へども、はや退申候故、右馬助は伏見宿に有之、道具御關所被成、宮川は齋藤刑部むこにて候故、人多に道具も急ぎのけ申候。扱金澤へ飛脚被遣、女子おさへ候様被仰越候。然共はや女子かくれ申候由に候。刑部も赤面仕候。然共刑部には不相替御前に相詰被申候。馬場甚太郎さへ刀にあひ、うしろに大きす手負申候。よくさへ申よし御意にて、國へ罷歸養生仕候やうにと被仰出、役儀迄も御免にて召下候。人持番は其日奥村河内に候へ共、夕食喰に宿へ御歸候跡にての事にては不苦候。加藤宗兵衛用所にて罷出被申候刻にて、吟味に逢被申候。當番はかゝす



とも非番は詰そこは、ケ様の事かと皆々申候事。

七月九日。前田利家石動山天平寺の僧侶に、天正十年以前の寺地に還住するを許す。

〔能登志〕

石動山坊中之義立歸度之旨候。無異儀可被還住者也。

慶長貳年七月九日

利家印

天平寺山目代

〔北陸七國志〕 天正十年六月石動山合戦條

石動山の五社權現を伊影山に移され、數條の書立を以て、死残りし衆徒等が罪科を糺されしかば、僧徒皆先非を悔ひ、今より以往野心を挾むこと候まじと、連署の起請文を指上しゆるゑ、悉く其科を免さるゝ。後慶長二年七月十九日權現を本山に移されけるとぞ聞えし。

〔石動山由來記〕

天正十一年再造之宣旨被成下。同十九年御元祖様御平國之上、百俵之御印衆徒笈掛山に於て頂戴仕候。百八代後陽成天皇御宇慶長二年七月九日再造成就に依て、無異儀還住之旨被爲仰付候。神領境内者東者錫杖坂、西者流地藏、南者八大山、北者蝦蟇田、是四方定境、從往昔

十九日は前掲の九日を誤りたるもなるべし

守護國司不入押領地、從高德院様如元被仰付、山中可相守之御意候事。

〔古老紀談〕

石動山云々。天正十年水のえ午の七月廿八日にしうもう仕候云々。右三年退地、三年以後はいかげと申所に十三年たち申候。大宮坊はしき島大樂寺と申坊主を被仰付候。其後慶長貳年七月九日に東山げんじう被仰付候。

〔寺院來歴〕

就御尋申上候。

從石動山天平寺禁裏え御祈禱之御卷數、往古より献上仕候義、天正年中迄無怠慢指上申候由。然所天正拾年寺院不殘廢坊仕候に付而、鹿島郡いかげ山と申所え下山被仰付罷在候處、慶長貳年本山還住被仰付、其以後元和九年、往古の通御卷數献上仕度旨奉願候へば、願之通被仰付、一兩年奉納仕候得共、其砌は方々に付届多、其上献上物等も過分に御座候に付、衆徒中貧寺致難儀懈怠に罷成申候。乍然貞享三年に仁和寺宮え申上、御卷數並御進物等輕仕指上申度旨奉願候處、願之通被遊勅許、從貞享三年今年迄毎年無懈怠、仁和寺宮並御兩傳奏衆以執奏献上仕候由、老僧共申候。

貞享三年以來献上物

加賀藩史料 第一編 慶長二年



一、禁裏様え 御卷數一箱 檀紙拾帖  
一、仙洞様え 御卷數一箱 檀紙拾帖

右從御兩方様被下物は無御座候。

一、御兩傳奏衆え 御卷數一箱 索麩一折充

右從御兩傳奏葛粉貳拾袋被下候。

一、仁和寺宮え 御卷數一箱 檀紙拾帖

右之通今年迄毎年六月献上仕來候由、老僧共申候、以上。

寶永元年十一月二日

石動山寶達坊 印

伊藤平右衛門殿

永原左京殿

竹田五郎左衛門殿

九月廿八日。前田利長參議に任ぜらる。

〔又新齋日録〕

慶長二年九月二十八日三河守秀康、從四位下前田利勝並爲三議。公補補任、松榮記事

〔天寬日記〕

利勝は利長の前名

本文九月廿八日の條にあり

一、羽柴肥前守利長任參議。武家補任

〔越登賀三州志鍵藥餘考〕

九月二十八日世子參議に任ず。藩翰譜に、公補補任を引て、慶長二年九月二十八日從四位下前田利勝爲參議とて之を脱映す。有澤武貞は、慶長二年瑞龍公中納言に任ずとすれども、年譜系譜等、明年戊戌に中納言に昇進することを係れば、疑はらくは武貞の中納言といふは、此の參議昇進の誤ならん。然らざれば越階也。

〔國祖遺言〕

一、利長様御内にては、宰相被爲成候時、太田但馬守・片山伊賀守兩人伏見に而被仰付、云々。

九月。豊臣秀吉、前田利家の伏見邸に臨む。

〔越登賀三州志鍵藥餘考〕

九月日不詳、前田創業記爲四月八日非也。四月八日は文祿三年渡御の月日也。豊主公の伏見の邸へ照臨し、豊筵方文の華錯を設く。

〔中川典克記録〕

慶長二年九月伏見之邸秀吉公御成之時御拜領。

御刀三池小傳太水に降雪

御脇指切及正宗

付札切及貞宗水に降雪共安宅共

高德院様秀吉公より御拜領。

十月十八日。前田利長の所領たる越中三郡の本願寺道場に對して法令を



布く。

〔越中古文書〕

覺

- 一、肥前殿へ、毎年從國中諸道場、年頭に爲御禮、綿五拾把百廿目にして舉可申事。
- 一、京都御廣間御番並年頭の綿無沙汰仁者、從此方催促可遣事。
- 一、御國を被爲拂候坊主衆之事、若國端に在之道場を立候義候者、急度可申付事。
- 一、國中諸坊主へ、從勝興寺被申觸候時、及兎角不罷出仁者、自此方急度可申付事。
- 一、惣國中道場屋敷地子御免候事。

已上

慶長貳 十月十八日

前田對馬守長種 判

越中本願寺門下中 石崎右近衛門殿

十月廿二日。豐臣秀吉及び秀頼、前田利家の邸に臨む。

〔日用集〕

廿二日喫齋。到加賀大納言殿。今日太閤御成也。午時秀頼公亦御成也。

十月。前田利長、越中守山城より富山城に移る。

〔越中國高岡山瑞龍閣記〕

慶長丁酉十月瑞龍公。自射水縣守山。徙富山城。

〔金澤藩源流記〕

此年の秋、瑞龍公守山の城より、同州富山へ御入城。或は慶長二年富山に入城有て、三ヶ年御在城とも云なり。

〔越登賀三州志鍵囊餘考〕

冬十月世子、越中守山より富山城へ徙らせらる。是守山高簗、風威猛烈なるを避くる也。守山在城の間凡十三年。天正十三年松任より守山に移り給ふ也。混目抄には、文祿二年富山を徙りて守山に在ること九年とあり。此説非也。

〔壬寅妄志〕

此年瑞龍公、森山は高き山城にて御不自由とて、越中富山之城へ御移り也。森山御在城の間は十三年目也。

〔關屋政春古兵談〕

利長公森山に十三年御在城。慶長二年酉の年同國富山に移入り、慶長四年亥の年利家公御他界、同年八月大阪より御下向、金澤へ御入城云々。

〔前田貞親手記〕



慶長二年利長公森山より同國富山之城に御移、同四年閏三月利家公御逝去に付金澤之城に御移り。其節富山には前田源峯を御殘置候旨。

〔富山記録〕

一、富山の城は安住の城と申す、神保安藝守四五代居之、其後佐々成政居城、其後利長移之。富山之城地廣狭之事

本丸	南傾東四 八十三間 西傾南北 七十三間	北傾東四 八十五間 東傾南北 八十間
二の丸	南傾東四 二十五間 西傾南北 二十六間	北傾東四 六十五間 東傾南北 三十八間
三の丸	南傾東四 四百廿六間 西傾南北 百七十間	北傾東四 二百八十間 東傾南北 百七十五間
西の丸	南傾東四 四十八間 西傾南北 五十三間	北傾東四 二百八十間 東傾南北 六十間

十一月十三日。豊臣秀吉、前田利家に富士茄子の茶人を與ふ。

〔日用集〕

十三日内府赴大津。宰相殿島山御所持肩衝。今度自太閤御拜領。今晨見之。茶後於書院温飴之次有飯。重疊之展待也。其後坐久。予先立座到殿中。昏黃赴御前。文梨小壺被贈内府。富士茄子壺加賀亞相。俊家拜領臺子。茶湯可然候由被仰出也。

是歲。前田利政能登口郡に封ぜらる。

〔前田男爵家譜〕

慶長二年利政能登の口郡羽昨鹿島二十一萬五千石に封せらる。

〔越登賀三州志鍵齋餘考〕

利長君へ能州分與のことを、天正十六年或は慶長二年又今年として每書不一也。故に景周初めには有澤武貞の考記に従ひ、慶長二年を以て譲らせらるると本文に立つ。然れども其後改竄數たびに及び、一定することを得ず。竟に國祖遺誠に依て今年を證とす。青地禮幹の系譜も、此遺誠の文を證としたるにや、今年とす。

慶長三年

二月。越前國主堀秀治の伏見邸火け、細川忠興の邸之と相對す。前田利家乃ち忠興の家に至り消防に従ふ。

〔三壺記〕

慶長三年二月下旬堀久太郎屋敷より火事出來、岐阜中納言殿類焼に及ぶ。長岡越中守向なれば、利家公人數引連、越中守屋形へ上らせ給ひ、村井勘十郎・小塚藤十郎兩人は人數引連、

利政の能登に封ぜられし事諸説あり定せず、今その後裔たる前田男爵の家譜に從ふ。今年に慶長四年なり



伊達政宗の屋形へ上り防ぎ可申旨被仰渡、何も参り防ぎけり。頓て火鎮りて正宗も越中守も、御影故忝由御禮申上る。作事等も利家公より御合力有て、中納言殿も久太郎殿も思ひくに出來す。

〔陳善録〕

一、太閤様御遠行可有春、伏見堀久太郎殿より夜火出、岐阜之中納言殿もならび焼申候。長岡越中殿第とは向合候間、殿様も越中殿へ御越被成、屋根へ御自身御あがり候て、御下知被成候故、上下かたをならべ申事に候。其時殿様御腰物さやはしり、已に御手を御切被成候はんとして、ちやくと御はづし被成候由、御兵法の御自慢に御座候。其時正宗やかたも近所に候故、村井勘十郎・小塚藤十郎兩使被遣候へば、殊に御近習衆を被下忝由、馬よりおり候て、正宗御禮被申候事。

三月十五日。前田利家、豊臣秀吉に陪して醍醐に遊び櫻花を見る。芳春院夫人亦政所に隨ふ。

〔菅利家卿語話〕

一、だいごへ太閤様御花見事、其時御手懸衆京極殿と、秀頼様御母儀様と盃あらそひの時、政所様御陵。大納言様の御うへ様も御あつかひ候事。其ゆる御花見つらくの由御座候。其

太閤記に據るに此の事に在り  
三月十五日

とき村井左馬助、だいごの宿にて、利家様御供衆を振舞申され候事。いろくものがたり有之事。

三月十六日。前田利家の男利貞生る。

〔壬子集録〕

前田備前守利貞。慶長三年戊戌三月日不知、山城國於伏見誕生、童名乙松、後七兵衛、後備前守、元和六年庚申八月二日卒、歳二十三、號江月院殿照嶺永秋居士。

〔家譜〕

慶長三年三月十六日生、後諱利豊。

三月下旬。前田利家上野草津入湯の途に上り、越中今石動に於て初て子利常を見る。

〔前田家雜録〕

一、慶長三年三月下旬、利家公草津御入湯、金澤より石動前田又次郎殿へ被爲入時、御猿様森山より六歳にて、前田美作同道初而御對面。御納戸奉行山崎種善坊に被仰付、金鬘斗付大被進御歸也。

おさる様は  
利家の子利  
常



〔陳善録〕

一、大納言様九草津へ御湯治の刻、御さる様御六つの時、森山よりそごんなる御供にて、今石動御宿の肝煎主計所迄御出候。御成人にて初て大納言様御對面被成、御機嫌よく御いとほしがり、大かたならず御座候。御刀脇差持參候へよし勘十郎に被仰付候間、御納戸奉行善僧に申付、金打さめのし付大納言様御請取被成、御さる様に參らせられ、事外御満足に御機嫌よく、扨御ふごころまでも御さすり御覽被成候。色々御意、物語ども多候事。

〔陳善録〕

一、大納言様草津の湯へ御入被成候刻、肥前様伏見にて御申上候。越中富山新城に仕候間、御下に御繩張を被成下候様にご被仰上候。萬事越中にて御馳走には、横山大膳金澤に詰おかせられ候て、萬事御馳走候。魚津の城には青山佐渡御入候。佐渡は伏見に詰居被申候故、子息與三いまだ若名の時に候。佐渡殿御内儀は、殿様御めいご様にて候。城へ御入被成候様にと仰御座候へごも、御合點なく、城を少し行過、野中にかりやをうち候て、御膳被上候。さかひに御泊被成候時、大膳御膳を被上、一段御機嫌よく御座候。御歸城候而、金澤にて大膳事を一段御ほめ被成候。富山の城へ御立寄なき事色々物語有之。利家様かげにて横山大膳を、肥前取立候者に一のやつと、度々御譽被成候事。

四月二日。越前國主堀秀治封を越後に移され、前田利家豊臣秀吉の命を受けて之をその邸に饗す。

〔天寛日記〕

本文四月二日の條に在

一、越後一ヶ國を堀左衛門督秀治に賜る。食邑四十五萬石の内、九萬石は村上周防守、六萬石は溝口伯耆守是を領し、秀治が與力と成。

〔陳善録〕

一、右火事の後日、越前北庄より越後國へ拜領にて國替御座候。太閤様御意に、久太郎門出を大納言所にて祝させ下申候へよし御意にて、則利家様にて御振廻被成、其上に御めし具足、鐵炮三十挺持筒被遣候。久太郎殿一入忝躰に御座候。其時柴田源左衛門、名を越後と申が、大納言様御盃被下、御道ぶく被下時、忝冥加候由謹而被申上候は、今迄は越後と私名を申候、然共久太郎越後拜領仕罷越候間、今日よりは私佐渡守に可罷成由被申上、一段可然由殿様御意に候。尤々と各も御申、物語多仕候事。

〔三壺記〕

秀吉公被仰出は、堀久太郎長谷川於竹と申て、信長公の時分盛に出頭致し、御奉公能申上かひく敷故に、先年越前を被下置。此度越後を遣はず間、越後の景勝は會津へ所替致し、蒲

本文堀秀治の事に係る



生藤三郎は關東宇津の宮へ、正宗は仙臺へ、何茂御加増被遣由御意にて、國々へ人を遣し、所入の用意を被申付、堀久太郎は家老を使者として利家公へ申上、黄金五拾枚借用被致、越後入部の用意せらる。

〔壬寅妄志〕

今年堀左衛門殿越前福居より越後を拜領にて被引越之節、此與力分にて加州大聖寺の溝口伯耆守殿は越後新發田に、小松の村上周防守殿は越後本庄へ所替、其跡大聖寺は山口玄蕃父子にて七萬石拜領也。能美郡八萬石は丹羽長重に御加増にて、小松へ移り十二萬石と成。

〔菅利家卿語話〕

一、堀久太郎殿越後へ國替に御越之時分、本栖を御使にて參、金澤御城にて金子五十枚かりに參申候。大納言様國替之時分義に候間、何程も御用に立可申候。安御事と五十枚被遣候。本栖忝奉存、請取罷歸候事。

四月二十日。前田利家老を告げ、封を世子利長に譲る。こゝに於いて利長權中納言に昇る。

〔武家補任〕

本文四月二十日に在り

一、前田參議利長權大納言利家卿第一男家督三十七歳。

一、同日權中納言從三位。

〔國祖遺言〕

一、太閤様御遠行之時分、肥前様中納言之位に被爲成候時、青山佐渡守・山崎長門守兩人被仰付、合四人に成申候。其時肥前様秀頼公の御もりに殿様へ御そへ被成候事。

四月廿一日。前田利家書を加賀河北郡森下の紺屋孫十郎に與へて、自今専ら藩用の染色を司らしむ。

〔館紺屋理兵衛藏文書〕

以上

今度帷子共染させ候處、沙汰限惡不念を入事不相届候。向後森本こんや一人として、念を入染候て可上候。手傳雜左の事者、總こんや中として可仕候也。

慶長三 卯月廿一日

印

森本こんや まご十郎殿

四月。此月より五月に至る間、前田利家上野草津温泉に痾を養ふ。